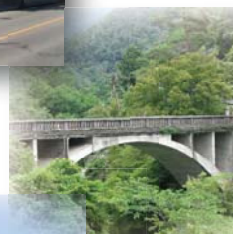




甲斐市景観計画



平成 27 年 2 月
甲 斐 市



はじめに



私たちのまち甲斐市は、甲府盆地の北西部に位置し、昇仙峡をはじめ、豊かな自然環境と利便性の高い都市機能を有する地域として発展してきました。

本市では、平成23年7月に景観法で定められた景観行政団体となり、良好な景観の保全・形成を図るための計画に取り組んでまいりました。この度、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民の声を反映し、景観形成の理念や目標、方針、土地の開発や建築物等の行為に関する一定のルール、実現に向けた取り組みなどを定めた「甲斐市景観計画」を策定いたしました。

この計画では、ふるさとのかけがえのない美しい景観を見つめ直し、先人から受け継いだこの景観をみんなで守り、継承していくとともに、多くの人の交流と協働により、甲斐市らしい景観を創出していくため『風土と歴史を尊び、交流と協働で育む「新・百年の景」』を基本理念としております。

本計画の推進には、市民、事業者、行政などが協働で取り組み、「美しく風格のあるまちなみに彩られたまちづくり」を実現してまいりたいと考えております。

結びに、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を賜りました市民の皆様を始め、景観審議会委員及び景観計画策定委員会委員など関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

平成27年2月

甲斐市長

保坂 武

目 次

序 章 良好な景観形成を目指して

1. 甲斐市の概況	2
2. 景観計画の策定にあたって	3
(1) 景観計画策定の背景・目的・経緯	3
(2) 景観計画の位置づけ	4
(3) 景観計画の区域	4
(4) 景観計画の構成	5

第1章 景観の特性と課題

1. 甲斐市の景観特性	8
(1) 甲斐市らしさを感じさせる景観	9
(2) 暮らしの営みが映し出す身近な景観	18
2. 景観まちづくりに向けた課題	25

第2章 景観まちづくり方針

1. 景観まちづくりの理念と目標	28
(1) 基本理念	28
(2) 景観まちづくりの目標	29
(3) 甲斐市のめざす景観構造	30
2. 景観まちづくりの方針	36
■ 景観まちづくり方針の体系	36
(1) 優れた眺望景観を守り、生かす	37
(2) 水とつながる歴史文化的景観を守り、生かす	38
(3) 歴史を伝える景観を守り、生かす	40
(4) 自然景観と山懐の里山景観を守り、生かす	43
(5) 棚田や農の景観を継承し、生かす	46
(6) おもてなしを感じさせる景観をつくる	48
(7) 親しみのもてる暮らしの景観を育てる	52

第3章 良好な景観形成のための行為の制限

1. 建築物等の行為制限に関する基本的方針	58
(1) 景観計画に基づく行為制限の考え方	58
(2) 景観計画で定める事項	59
(3) 建築物等の行為における基本的な考え方	62
2. 景観形成地域ごとの行為の制限事項	64
(1) 森林景観形成地域	64
(2) 北部山間景観形成地域	67
(3) 田園居住景観形成地域	70
(4) 市街地景観形成地域	73

第4章 良好な景観資源等の質的向上に向けて

1. 基本的な考え方	78
2. 景観法で定めるもの	79
(1) 景観重要公共施設に関する事項	79
(2) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項	80
(3) 屋外広告物の表示・設置に関する事項	81
(4) 特色ある農の景観の保全・活用に関する事項	82
3. 甲斐市で定めるもの	84
(1) 文化的景観の保全・活用に関する事項	84
(2) 眺望景観の保全・活用に関する事項	86

第5章 景観まちづくりの推進に向けて

1. 景観まちづくりの進め方	90
2. 景観まちづくりの推進に向けた施策	90
■ 景観まちづくりの推進に向けた施策の体系	90
(1) 景観に対する市民意識を高める	91
(2) 市民の自発的な景観まちづくりを促進する	91
(3) 景観形成に関わる体制や仕組みを充実する	93
3. 先導的な景観まちづくりの推進	94
■ 先導的な景観まちづくりの考え方	94
(1) 先導的な景観形成施策の推進	95
(2) 「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進	96
(3) 景観まちづくり市民プロジェクトの促進	101
4. 景観まちづくりの推進体制	104

参考資料

1. 景観に対する市民の意向	106
(1) 景観市民アンケート調査の主な意向	106
(2) 景観まちづくり市民懇談会の主な意向	107
2. 景観まちづくり市民懇談会と市民プランの概要	108
(1) 景観まちづくり市民懇談会の概要	108
(2) 景観まちづくり市民プランの概要	109
(3) 景観まちづくりシンポジウムの概要	118
3. 景観計画の策定経緯と策定体制	121
(1) 策定経緯	121
(2) 策定体制	122
4. 用語解説	126

序 章

良好な景観形成を 目指して



序章 はじめに

1 甲斐市の概況

本市は東京都心から100km圏、甲府盆地の北西部に位置し、県都甲府市の西側に隣接しています。市域は、南北に細長い形をしており、北西は北杜市、南は昭和町、東は甲府市、西は韮崎市と南アルプス市に接しています。

北部は、茅ヶ岳・曲岳・太刀岡山などの山々が連なる山岳地域で、昇仙峡をはじめ、豊かな自然環境と観光レクリエーション資源に恵まれています。中央部は、山麓に連なる丘陵地で、森林、水田や果樹園などが広がり、亀沢川や荒川の谷すじでは、棚田をはじめ里山と一体となった特色ある農山村集落が形成されています。南部は、茅ヶ岳の火山活動によってつくられた丘陵によって台地が延び、その他は釜無川左岸の平野部が広がり、市街地と農業地域で形成されています。

また、本市は、JR中央本線（竜王駅・塩崎駅）、中央自動車道（双葉スマートIC）および中部横断自動車道（双葉JCT）があり、国道20号、甲府南アルプス線、甲斐中央線など、県内の主要都市を連絡する道路網が整備されており、広域的な交通条件に恵まれています。

近年、本市の玄関口である竜王駅周辺が整備され、今後、新山梨環状道路北部区間の整備も予定されているなど、広域的な交通アクセス条件の更なる向上と新たな地域の発展が期待されています。

■甲斐市の広域的位置



2 景観計画の策定にあたって

(1) 景観計画策定の背景・目的・経緯

① 計画策定の背景

景観計画は、平成 16 年 6 月に制定された景観法に基づき、景観行政団体^{*}が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。景観への意識が高まる中で、従来の自主的な条例による景観形成から、景観法を根拠とする景観形成への転換が求められています。

本市においても、優れた眺望景観、特色ある農山村景観、自然景観、歴史的文化的景観を市民共有のかけがえのない財産・資産として守り、これらの景観の魅力をさらに高めていくとともに、良好な景観の創出に努め、地域の活性化につなげていくことが求められています。

本市では、平成 16 年 9 月の合併後、「第 1 次甲斐市総合計画」（平成 18 年 3 月）、「甲斐市都市計画マスタープラン」（平成 21 年 3 月）、「甲斐市緑の基本計画」（平成 21 年 3 月）を策定し、この中において一定の景観形成の方向性が示されています。また、平成 23 年 7 月 1 日に景観行政団体^{*}となり、本格的に景観計画の策定および景観条例の制定に向けた取り組みをはじめました。

② 計画策定の目的

本計画は、「第 1 次甲斐市総合計画」に掲げる政策のひとつである「美しく風格のあるまちなみに彩られたまちづくり」に則して、本市の景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、市民の声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、土地の開発や建築物等の行為に関する一定のルール、実現に向けた取り組みなどを定め、景観に関する市民、事業者、行政などの協働の指針をつくることを目的としています。

③ 計画策定の経緯

景観まちづくりは、市民や事業者、行政などが協働で取り組むことが不可欠であるため、次の手続きにより、計画の策定を進めました。

まず、平成 23 年度に、本市の景観に関して、市民が日常生活の中で感じている意見や考えを広く把握し、景観計画や今後の景観行政に反映させ、本市の美しい景観づくりの資料とすることを目的に、景観市民アンケート調査を実施しました。

次に、市民に身近な実効性ある景観計画をめざし、市民と行政協働による景観まちづくりの機会とすることを目的として、計画立案における市民の検討組織「景観まちづくり市民懇談会」が発足しました。この懇談会は、平成 23 年度に市が実施した公募による幅広い年齢層、様々な職業の会員で構成され、平成 24 年 10 月に市民提案書「景観まちづくり市民プラン」をまとめ、市へ提案を行いました。

その後、この市民提案を踏まえて、庁内の検討組織である庁内検討会により、行政の立場から、所属部署の方針や所管計画との調整や景観計画の素案検討を行い、景観に関する有識者や関係団体からの推薦者、市民や関係行政機関の職員からなる策定委員会において、総合的な見地から計画案全体について検討と調整を行い、景観計画の原案をまとめました。

注) ^{*} 景観行政団体：景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。

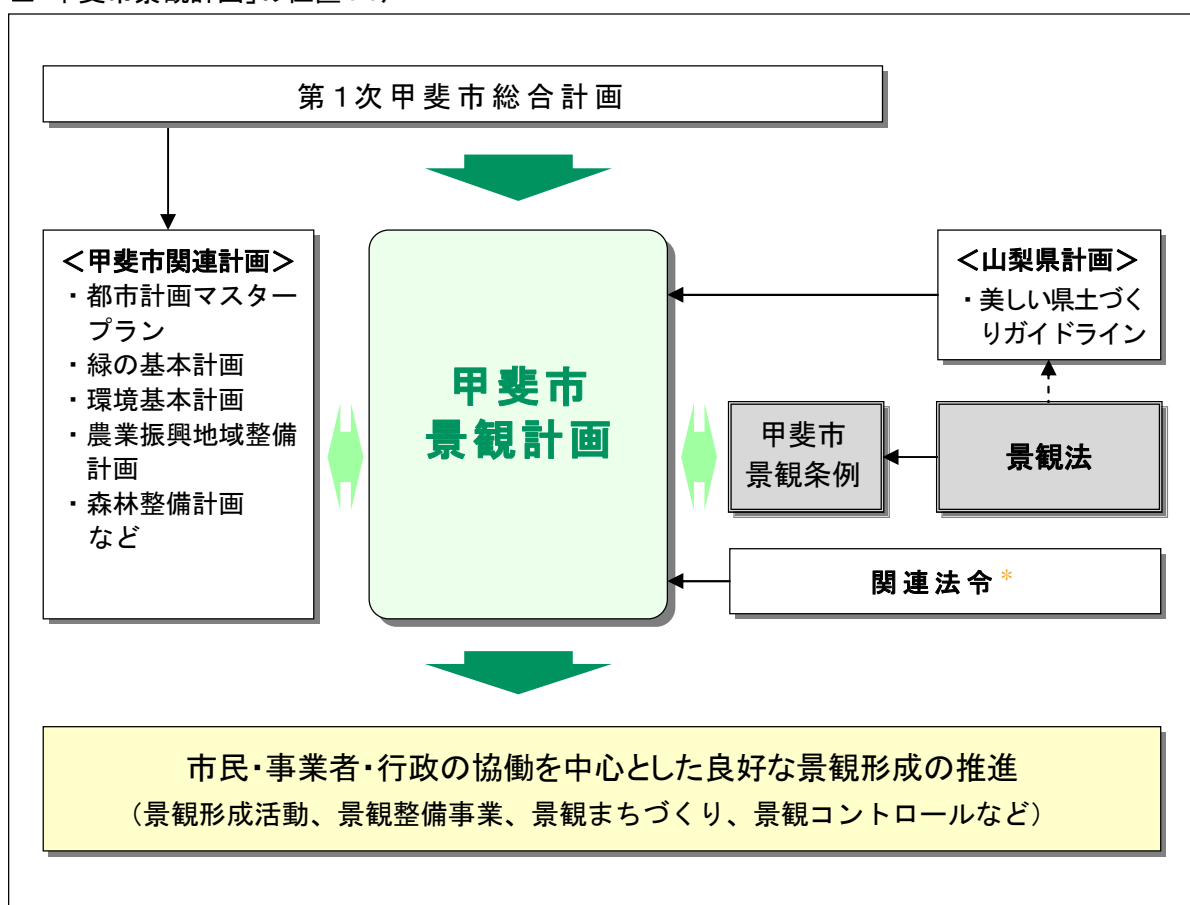
(2) 景観計画の位置づけ

「甲斐市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第1次甲斐市総合計画」に則した、本市の景観形成に関する総合的な計画として位置づけられます。今後、市民が行う景観形成活動、行政が行う景観施策や景観形成事業などは、本計画を基に進めていくことになります。

そして、計画の実効性を高め、景観形成を推進していくためには、次に示す関連計画との連携を図るとともに、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）などの景観形成に係わる法令の活用を図ります。

また、今後は、社会・経済環境の変化および国や山梨県の上位計画・関連計画の改訂や市民ニーズの変化などを踏まえ、必要に応じて適宜、計画の見直しや内容の充実を図ります。

■「甲斐市景観計画」の位置づけ



注) * 関連法令としては、都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法、文化財保護法、農地法、森林法などの法律、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例、山梨県屋外広告物条例などの県の条例、甲斐市宅地開発行為等指導要綱などがあります。

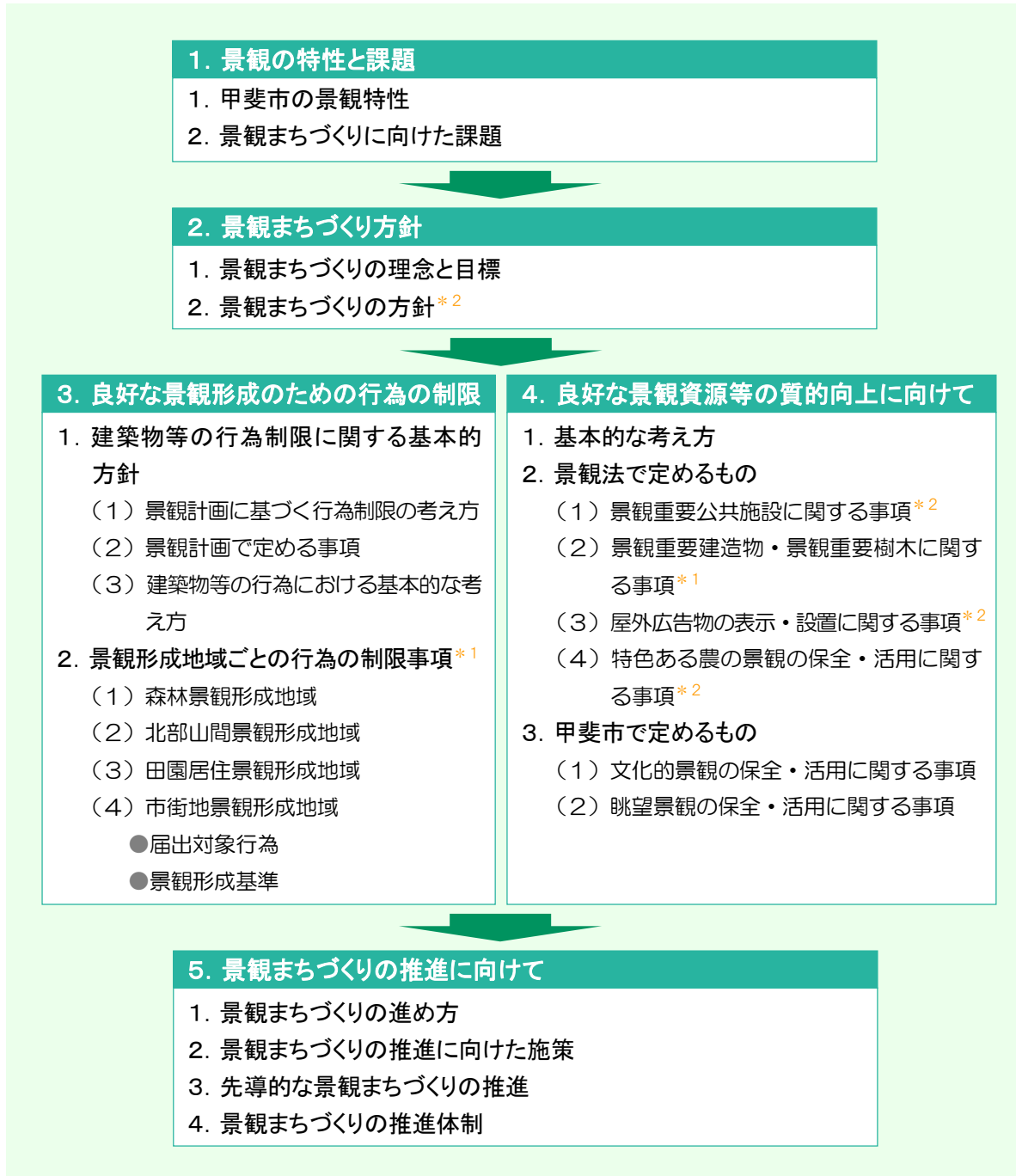
(3) 景観計画の区域

甲斐市は、北部の茅ヶ岳などの山々から南部の釜無川の沖積平野部までつながる標高差のある地形構造を土台に、山岳、森林、河川などの豊かな自然景観、優れた眺望、市街地景観や田園景観、農山村景観、歴史文化的景観など、それぞれの景観が重層的に重なり合い、一体となって地域固有の景観を形成していることから、甲斐市全域を景観計画区域とします。

(4) 景観計画の構成

本計画は、景観に関する総合指針として、景観法に定める法定事項だけでなく、市独自で定める任意事項も含め、次のとおり、大きく5つの内容で構成します。

■ 甲斐市景観計画の構成



注) ^{*1} 景観法に基づいて必ず定めなければならない必須事項です。

^{*2} 景観法に基づいて必要に応じて定めることができる選択事項です。

^{*3} 上記^{*1}、^{*2}以外の項目は、任意事項で、本市独自のものとなっています。

第 1 章

景観の特性と課題



第1章 景観の特性と課題

1 甲斐市の景観特性

甲斐市の景観特性は、現況調査の結果から「甲斐市らしさを感じさせる景観」と「暮らしの営みが映し出す身近な景観」に分類し、次に示す項目に整理しました。

■甲斐市らしさを感じさせる景観

(1)優れた眺望景観

富士山や甲府盆地を一望する眺望景観、釜無川周辺からの広々とした眺望景観、ランドマークとなっている北部の山々

(2)水と暮らしの関わりを伝える歴史文化的な景観

水との関わりを伝える歴史文化的景観、暮らしとの関わりを伝える歴史文化的景観

(3)北部地域の地形に沿った農山村景観

棚田の景観、北部山間地域の農山村集落地の景観

(4)地域景観を特徴づけている農の景観

平地部の田園景観、丘陵地や台地の田園景観、新しい農の景観

(5)四季の移ろいを感じさせる豊かな自然景観

北部一帯に広がる豊かな森林景観、釜無川などの水辺景観、四季折々の風景

(6)市の顔となる市街地の景観

竜王駅周辺のまちなみ景観、地域拠点のまちなみ景観、賑わいある商業地の景観

■暮らしの営みが映し出す身近な景観

(1)住宅地や集落地などのまちなみ景観

住宅地の景観、集落地の景観、産業集積地の景観

(2)暮らしを支える施設の景観

道路の景観、公園緑地の景観、公共公益的な施設の景観、大規模な土木構造物などの景観

(3)大切にしたい身近な景観

身近な自然景観、良好な眺望場所、身近な歴史的景観資源

(4)祭りやイベントなどの賑わい景観

年間を通して行われている伝統行事やイベント

(5)市民参加による景観づくり

農村交流活動、緑化活動、棚田の保全活動、その他の景観形成活動

(1) 甲斐市らしさを感じさせる景観

1) 優れた眺望景観

標高差のある本市では、多彩な眺望景観を身近に楽しむことができ、中でも富士山や甲府盆地を一望するパノラマ景観は本市の代表的な眺望景観となっています。

① 富士山や甲府盆地を一望する眺望景観

本市の赤坂台地や丘陵地などの高台や、茅ヶ岳、曲岳、太刀岡山、羅漢寺山の登山・ハイキングルートなどからは、市街地や甲府盆地とその背景に富士山や御坂山地、南アルプス、ハケ岳などを望むパノラマ景観を楽しむことができます。また、甲府盆地の美しい夜景も本市の景観の魅力のひとつとなっています。

代表的な眺望場所としては、赤坂台総合公園、敷島総合公園、甲斐敷島梅の里クラインガルテン周辺、サントリー登美の丘ワイナリーなどが挙げられます。



赤坂台総合公園からの眺望

② 釜無川周辺からの広々とした眺望景観

広い河川敷と河川沿いに平地が広がる釜無川周辺は、水辺と一体となった富士山、南アルプス、ハケ岳などの眺望景観を楽しむことができます。

良好な眺望場所としては、信玄堤、双葉水辺公園、双田橋、開国橋、信玄橋などが挙げられます。

また、日本航空学園周辺や信玄堤西側の広い農地からも、周囲の山並みを一望することができます。



双田橋のたもとからの眺望

③ ランドマークとなっている北部の山々

本市北部に位置する茅ヶ岳、曲岳、太刀岡山、金峰山などの独特な山容は、市街地から視認され、市民が日常的に眺める身近な山並みであり、ランドマークとなっています。

茅ヶ岳、曲岳、太刀岡山、羅漢寺山などからは、富士山、南アルプス、ハケ岳といった日本を代表する山や山並みの雄大な眺望を楽しむことができます。



羅漢寺山から見た北部の山並みの眺望

2) 水と暮らしの関わりを伝える歴史文化的な景観

市内には、信玄堤や竜王用水、溜池、堰など、水と暮らしの関わりを伝える歴史文化資源が数多く分布しているほか、遺跡や史跡、社寺、古道や旧街道、歴史的な建造物やまちなみなど、先人たちの暮らしとの関わりを伝える多彩な歴史文化的景観が見られます。

①水との関わりを伝える歴史文化的景観

本市は、古来水との関わりが深く、中世の釜無川の治水、江戸時代の新田開発や利水の歴史を伝える遺産が数多く残されており、これらは、本市を代表する歴史文化的な景観資源となっています。

■ 信玄堤の景観

信玄堤は、戦国時代の武将「武田信玄」が、氾濫をくり返す釜無川の水の流れを変えるため、永い歳月を費やして築いたとされる、戦国時代を代表する文化遺産です。付近には樹齢100年を超えるケヤキ林や信玄堤公園があり、釜無川の水辺景観や周囲の山並みを見渡す優れた眺望景観とともに、本市の誇る代表的な景観となっています。



信玄堤古絵図

■ 用水路、堰、溜池などの景観

竜王地区には、江戸時代に用水確保のために掘られた竜王用水が残されているほか、茅ヶ岳南麓にあたる双葉地区や敷島地区の高台には、江戸時代の新田開発の歴史を伝える堰（大埜堰、楯無堰など）や溜池などが多く残されています。



楯無堰

こうした堰や溜池ができたことにより、山麓や丘陵地に水田や農地が広がり、今日の農村景観の礎が築かれました。特に、楯無堰は「北巨摩三堰」のひとつに数えられていました。



泉溜池

農と暮らしを永年にわたり支えてきた用水路や溜池の景観は、本市の水との関わりを今日に伝える重要な歴史文化的景観と言えます。

■ 竜王河原宿の面影と伝統行事

竜王河原宿は、信玄堤の日常的な管理補修や水害発生時における堤防の防備、河原の耕地化を図るための労働力を確保するために設置された宿で、竜王地区の三社神社南側の一角に位置し、短冊型地割が往時の面影を残しています。

古来から水難場では、堤防の安全を記念する川除祭が行われており、竜王河原宿の三社神社では、今日に至るまで永年にわたって続く伝統的な祭りである「おみゆきさん」が、多くの人々に親しまれています。



竜王河原宿のまちなみ

② 暮らしとの関わりを伝える歴史文化的景観

本市の歴史は、治水・利水に苦勞しながら村づくりをしてきたところに特色があり、そのほかにも先人たちの暮らしの息吹を感じる歴史文化的景観が多く残されており、甲斐市らしさを表象する景観のひとつとなっています。

■ 遺跡の景観

市内では、甲斐国の有力豪族の古墳群である赤坂台古墳群（狐塚1・2号墳、西山2号墳、中秣塚古墳、往生塚、双葉1号墳など）をはじめ、弥生時代の大規模な集落跡として知られる金の尾遺跡や平安時代の松ノ尾遺跡など、数多くの遺跡が発掘されています。

このうち、赤坂台古墳群は約30基の古墳が存在していたと言われていますが、現在では中秣塚古墳を含め数基が残るのみです。

市内には、このほかにも荒川扇状地や亀沢川上流の山間地周辺に縄文・弥生時代の集落遺跡が数多く分布していますが、景観的には潜在化しているものが多くなっています。



中秣塚古墳

■ 史跡の景観

市内には、信玄堤のほか、回看塚、黄梅院跡など、武田氏ゆかりの史跡群、古代甲斐国における仏教文化の浸透を伝える天狗沢瓦窯跡や用水隧道開削碑、山県大弐の墓、野村宗貞の墓、古社水神宮、諏訪大神社境内の登り窯跡などの史跡が分布しています。

こうした史跡の景観は、重層する本市の歴史を今日に映し出すものであり、風景に時間軸という奥行きを与える大切な景観資源でもあります。



山県大弐の墓

■ 社寺の景観

市内には、国指定の文化財である光照寺薬師堂をはじめ、県指定文化財の慈照寺法堂および山門、旧金桜神社石鳥居、船形神社の石鳥居、市指定文化財の峰観音堂、松尾神社本殿、三社神社石鳥居、天澤寺山門など、文化財としてその価値が認められている社寺建造物が多く見られます。指定文化財以外にも、天澤寺、常説寺、船形神社、松尾神社、金剛地金山神社、妙善寺、寶珠寺、八幡神社など、地域ごとに数多くの社寺があり、その中には地域住民に親しまれ、地域のシンボルとなっているものも少なくありません。

このような社寺は、境内や建造物だけでなく社寺林や参道などにも特色があるものも多く、それらが一体となって地域景観を特徴づけるひとつの風景を形成しています。



光照寺



慈照寺



天澤寺

■ 古道・旧街道の景観

本市の代表的な古道・旧街道としては、古代から近世にかけて山岳信仰の道として多くの参拝者が歩いた「御嶽道」、中世に信濃国を結ぶ軍道としても使われた「穂坂路」、江戸時代の重要な交易路であった「旧信州往還（甲州道中）」が挙げられます。この他にも、徳行（甲府市）から万才・西八幡を経て西郡地域へ至る「戸田街道」、富竹新田経由で三社神社へ至る「御幸道」、中下条から富竹新田・篠原・玉川の諸村を経て市川三郷方面へ向かう「市川道」など、諸筋あったと伝えられています。こうした道筋には、現在でも、往時をしのばせる家並みや歴史文化的な景観資源も多く分布しています。



自然観察路となっている御嶽道外道筋



穂坂道と大埜の家並み



御幸道と富竹新田の家並み

■ 旧信州往還（甲州道中）のまちなみ景観（志田・下今井）

双葉地区の下今井・志田は、中世には武田氏が整備した穂坂路の物資集散地として、江戸時代には近郊農村の諸産物を集め、甲府城下へ運ぶ旧信州往還の物資集散地として栄えた歴史があり、街道沿いには古いまちなみが残されています。

どちらも蔵造りの町家が多いのが特徴で、現在も多く見られるなまこ壁の土蔵・古民家のまちなみは、養蚕業が盛んな明治期以降に建てられたものと言われています。現在も、下今井には横町・寺町・仲町・上町という通称地名や三界萬霊塔、二十二夜塔、道祖神なども残っており、志田の網蔵家は旧信州往還の現存する古民家の中では最大規模のなまこ壁の古民家となっています。



下今井のまちなみ



志田のまちなみ

■ 歴史的な建造物の景観

社寺などを除く主な歴史的建造物としては、次のものがあり、それぞれ地域景観の中で重要な景観資源となっています。これらは歴史的な価値も高く、景観の観点からも、維持・保存とまちづくりへの活用が望まれます。

■ 土木建造物

- ・信玄堤（戦国時代を代表する治水土木遺産）
- ・竜王用水（江戸時代に用水確保のために掘られたトンネルなどの用水路）
- ・堰（江戸時代に新田開発のために茅ヶ岳南麓に整備された大埜堰、楯無堰など）

■ 近代土木遺産

- ・長潭橋（大正14年、県内最古のコンクリートアーチ橋）
- ・信州往還架道橋（明治36年、中央本線が開通した当初のレンガ積みのガード）
- ・宇津谷架道橋（明治36年、中央本線が開通した当初のレンガ積みのガード）

■ 古民家

- ・双葉地区志田の網蔵家
（旧信州往還の現存する古民家の中では、最大規模のなまこ壁の古民家）
- ・竜王地区篠原の三井家住宅（江戸時代の古民家）

3) 北部地域の地形に沿った農山村景観

北部地域の入口にあたる谷すじの斜面地に展開する棚田は、本市が誇る文化的景観となっています。また、北部山間地域に点在する農山村集落は、里山と一体となった独特な風情がある集落地景観が見られます。

① 棚田の景観

北部地域への入口にあたる睦沢・吉沢など荒川や亀沢川沿いの谷すじに分布する棚田は、江戸時代初期に開拓されたと言われており、かつては「3町歩800余枚」を超え、その規模と景観の美しさは関東随一と言われ、観光の名所として昇仙峡と併せて広く知られていました。現在も、往時の棚田の形態をはじめ、石積みや水路なども残されており、田植えの季節には、水面上に朝日や夕日が映え、秋には段状の黄金色の豊かな実りが、季節を伝えてくれます。

また、棚田の景観は、本市の風土と人々の永い営みの中で形づくられた「文化的景観」であり、本市が誇る価値の高い景観資源です。

棚田の維持については、所有者や農家だけでなく、NPO法人敷島棚田等農耕文化保存協会により、休耕田化している棚田での農業体験などを通じた棚田の保存とその景観保全の活動が行われています。



棚田の景観



棚田と石垣

② 北部山間地域の農山村集落地の景観

市内北部の山間地域に点在する山村集落地は、地形に沿った小さな集落地と農地が里山に抱かれるように立地し、これらが一体となって趣のある農山村風景が形成されています。

下芦沢・上福沢・下福沢などは、亀沢川沿いの緩傾斜面地に集落や農地が立地していますが、安寺・上菅口・下菅口・漆戸・打返などは、急峻な亀沢川の谷すじを避けた高台の緩傾斜地に立地しており、それぞれの集落が独立した景観領域を形成しています。そのため、独特な風情がある集落地景観が見られます。



上菅口の集落景観



安寺の集落景観

4) 地域景観を特徴づけている農の景観

平地部の広がりのある田園景観、丘陵地の地形に沿って展開する水田や樹園地の景観は、地域景観の基調となっています。また、遊休農地を活用した新しい農の景観も見られます。

① 平地部の田園景観

釜無川沿いの平地部の中で、竜王地区の西八幡や玉川、双葉地区の宇津谷や大垓などには、まとまった優良農地が広がっており、市街地の家並みや周囲の山並みを背景に、広々とした田園景観が展開されています。

また、郊外部などの住宅地や集落地周辺では住宅地と農地が混在する景観も見られます。



平地部に広がる水田地帯

② 丘陵地や台地の田園景観

丘陵地では地形により、比較的緩傾斜地には広く水田地帯が広がり、やや急傾斜地や山麓部には果樹園が展開しています。また、赤坂台地などでは畑地も多く、近年は「赤坂とまと」など産品のブランド化も行われています。

地形に沿ったゆるやかな段状を見せる水田地帯では、平地部の農地景観とは異なり、地形の起伏による立体感を感じさせる農地景観が見られます。

果樹園では、ぶどう・梅・桃・さくらんぼなどの樹園景観が見られ、それぞれ地域景観を特徴づけています。



丘陵地の水田地帯



丘陵地のぶどう畑

③ 新しい農の景観

甲斐敷島梅の里クラインガルテンでは、滞在型市民農園の活動が積極的に行われており、眺望に優れた梅の里一帯は、新しい農の景観が作りだされています。

また近年では、遊休農地を活用した花畑づくり（菜の花、ポピー、コスモスなど）、休耕桑園を利用した桑の実摘みなどの取り組みが行われており、農地景観や営農風景にも変化が見られます。



双葉地区のポピー畑

5) 四季の移ろいを感じさせる豊かな自然景観

本市の中央部から北部の山岳地域一帯に広がる森林や河川、溜池、水路などの水辺は、豊かな自然を育み、四季の移ろいを感じさせる美しい景観を見せています。

① 北部一帯に広がる豊かな森林景観

市域面積の約 44%を占める森林は、市の中央部から北部にかけて広く分布し、クヌギ・コナラなどの二次林とスギ・ヒノキ・カラマツの植林など、多様な林相からなり、昇仙峡付近では、天然林のアカマツ群落など貴重な植生も見られます。こうした森林は、都市景観の背景を成し、新緑や紅葉といった、四季折々の変化に富んだ美しい景観を見せてくれます。

また、北部山岳地帯の稜線部を中心に登山道が設けられているほか、獅子平から下福沢大川林道までは「甲斐市ふる里自然観察路」が整備されており、昇仙峡西側の変化に富んだ森林景観や自然景観そのものを身近に感じることができます。



北部山岳地域の豊かな森林景観



秋の深まりとともに息づく山林の紅葉

② 釜無川などの水辺景観

■ 釜無川の水辺景観

山梨県を代表する河川である本市の西縁を流れる釜無川は、戦国時代を代表する治水土木遺産である信玄堤や堤沿いの樹齢 100 年を超えるケヤキ林とともに、特色ある水辺景観を形成しています。広い河川敷が続くことから、堤防上の道路や開国橋・信玄橋・双田橋などの主要な橋からは、富士山・南アルプス・ハケ岳などの眺望やダイナミックに流れる河川景観を楽しむことができます。また、信玄堤・釜無川支流では、市民によるホタルを再生する活動も行われています。

■ その他の水辺景観

県内有数の景勝地となっている昇仙峡を流れる荒川、市街地の水辺となっている貢川などの河川景観、市民の憩いの場となっている矢木羽湖や丘陵地に点在する農業用ため池などの湖沼景観、ホタルが見られる亀沢川や六反川などがあり、それぞれ地域景観を特徴づけています。



釜無川（信玄堤と富士山の眺望）



荒川の水辺と桜橋



矢木羽湖の湖水と水辺

③ 四季折々の風景

豊かな自然に囲まれた本市では、四季の移ろいを感じさせる風景が、暮らしに季節感、彩りやうるおいを与えています。

■ 春の風景

残雪を抱いた富士山や南アルプス、新緑のまぶしい周囲の山々、桜や梅、菜の花などが一面に咲き誇り、田植えを迎える棚田の風景、ウグイスなどの野鳥のさえずり、おみゆきさんをはじめ各地で行われる春のイベントなど、本市を訪れる多くの観光客とまちの賑わいなどが、春の風景を特徴づけています。



赤坂台総合公園の桜

■ 夏の風景

深緑の山々や里山の緑、緑濃い水田や果樹畑、いたるところに咲き乱れる色とりどりの花々、涼やかな水辺の風景と水辺で遊ぶ子どもたち、市内各所でくり広げられる夏祭りやイベント、多くの人々ににぎわう観光地などが、夏の風景を特徴づけています。



夏の水田の風景

■ 秋の風景

昇仙峡をはじめ、色鮮やかな紅葉で色づく山々や里、山里に広がるコスモス畑、黄金色に実った穂先が風に揺れる水田や稲刈りの風景、秋の夜長に鳴く鈴虫やコオロギの音、ぶどう・柿などの秋の実りと収穫や紅葉狩りで賑わう観光地などが、秋の風景を特徴づけています。



紅葉で色づく秋の信玄堤公園

■ 冬の風景

雪で被われた富士山や南アルプス、ハヶ岳をはじめ、冠雪の輪郭が映える周辺の山々の眺望、冬枯れた里山の風景、結氷した矢木羽湖、降雪時の山里の幻想的な雪景色、稲刈りあとの田圃の風景、竜王駅南北駅前広場のイルミネーションなどが、冬の風景を特徴づけています。



矢木羽湖の雪景色

6) 市の顔となる市街地の景観

竜王駅周辺、市役所各庁舎周辺、双葉スマート IC 周辺、店舗立地が進む幹線道路沿道などでは、本市の顔となる市街地景観が形成されています。

① 竜王駅周辺のまちなみ景観

竜王駅周辺は、「甲斐市都市計画マスタープラン」において都市拠点として位置づけられ、近年、景観に配慮した施設デザインの駅舎や駅前広場、周辺道路などが整備されました。近接する市役所周辺とともに、本市の中心的な市街地景観を形成しています。

特に、世界的な建築家の安藤忠雄氏の設計監理による洗練されたデザインの駅舎や駅前広場は本市のシンボルとなっており、自由通路は、富士山や周囲の景観を眺望する良好な眺望場所にもなっています。

駅周辺も新しいまちなみが形成されつつあり、本市の玄関口にふさわしい良好なまちなみ景観の形成が望まれています。



竜王駅周辺のまちなみ

② 地域拠点のまちなみ景観

市役所周辺、敷島支所・敷島総合文化会館周辺、双葉支所・塩崎駅周辺、双葉スマート IC 周辺は、「甲斐市都市計画マスタープラン」において、地域拠点として位置づけられ、行政・文化施設をはじめ、各種公共施設や店舗・住宅が集積し、地域の生活の中心地として、それぞれ特色あるまちなみ景観を形成しています。



双葉サービスエリア周辺のまちなみ

③ 賑わいある商業地の景観

国道 20 号沿いは、沿道型の店舗や業務施設が数多く立地し、典型的なロードサイド型のまちなみ景観を形成しています。

また、アルプス通り、甲府韮崎線、和戸町竜王線沿いにおいても、近年、沿道型の商業施設などの立地が進み、まちなみ景観が変貌しつつあります。

これら幹線道路沿いについては、氾濫する屋外広告物や商業店舗の適切な誘導などにより、質の高い賑わい景観と良好なまちなみ景観の形成が望まれています。



国道 20 号沿道のまちなみ

(2) 暮らしの営みが映し出す身近な景観

1) 住宅地や集落地などのまちなみ景観

市内の住宅地や集落地では、地域の特性や暮らしぶりを反映した個性あるまちなみ景観が形成されています。

① 住宅地の景観

南部の平地部では、広く住宅市街地が形成されており、道が狭く密集したまちなみ景観が多く見られ、郊外部では、農地と住宅地がモザイク状に混在しているところもあり、本市の郊外地域景観の特色のひとつとなっています。この他、丘陵地などにおいても農地の中に宅地化が進み、まちなみ景観への影響が懸念されているところも見られます。

一方、赤坂台地周辺では新興住宅地が形成されており、計画的に整備された響が丘周辺などでは統一感のあるまちなみ、道路に面した開放的な庭、沿道緑化など、景観に配慮した良好な住宅地景観も見られます。



市街地のまちなみ



農地と混在する住宅地



整備された住宅地のまちなみ

② 集落地の景観

市内には、古代・中世から続く古い集落地も多く、釜無川周辺や丘陵地、北部の山間地域には大小様々な集落地が分布しており、地域ごとに特色ある集落景観を形成しています。

特徴的な集落地としては、歴史的なまちなみを残す集落地（志田・下今井・竜王河原宿など）、山麓の農山村集落地（菖蒲沢・大久保・天狗沢・牛匂・亀沢・吉沢など）、谷合いの山村集落地（下芦沢・神戸・上福沢・下福沢など）、山間に点在する山村集落（上芦沢・安寺・上菅口・下菅口・漆戸・打返など）などが挙げられます。



菖蒲沢の集落景観



吉沢の集落景観



上菅口の集落景観

③ 産業集積地の景観

市内の産業集積地としては、計画的に整備された下今井農工団地や竜王赤坂ソフトパークなどがあり、こうしたまちなみは、本市の産業景観のひとつとなっています。

また、赤坂ソフトパークの桜並木は、本市の桜の名所のひとつとなっています。



赤坂ソフトパークの桜並木

2) 暮らしを支える施設の景観

道路や公園緑地、公共公益的な施設、大きな土木構造物などは、地域景観を印象づけ、あるいは大きな影響を与えるものです。

① 道路の景観

道路は、多くの人が風景を眺める視点場でもあり、沿道に形成されるまちなみ景観は、地域のイメージを印象づけるものです。

市内には、沿道型商業地の賑わい景観を形成している国道20号、眺望の優れた下今井駒沢線、観光ルートとなっている昇仙峡ライン、旧信州往還などの古道・旧街道、桜並木や街路樹の美しい道路など、路線や地域ごとに特色ある道路景観が見られます。



国道20号の景観



下今井駒沢線の景観

② 公園緑地の景観

公園や緑地は、市民の身近な憩いの場、自然とのふれあい、スポーツやレクリエーションの場として多くの人に利用されているだけでなく、まちにうるおいや賑わいを与え、良好な眺望場所、まちの目印としても景観上重要な役割を果たしています。

市内には、赤坂台総合公園、敷島総合公園、玉幡公園、釜無川スポーツ公園、信玄堤公園、島上条公園、双葉水辺公園など、景観的に特色ある公園が数多くあります。



玉幡公園

③ 公共公益的な施設の景観

市内には、竜王駅をはじめ、市役所などの行政施設、文化交流施設、小・中学校などの教育施設、公民館などのコミュニティ施設、病院、福祉施設、温泉入浴施設、農産物直売所、市民農園など、景観的に特徴のある公共公益的な施設が多く見られます。

こうした公共公益的な施設は、多くの市民や観光客などに利用され、交流や賑わいの場となっているほか、それぞれに個性のある施設デザインは、まちや地域のシンボル・目印として、地域景観を特徴づけています。



双葉ふれあい文化館



敷島総合文化会館

④ 大規模な土木構造物などの景観

■ 土木構造物の景観

市内の主な土木構造物としては、中央自動車道や中部横断自動車道の高架構造物をはじめ、双田橋、信玄橋、開国橋などの橋梁、国道20号の立体交差（竜王立体）、釜無川などの河川構造物（護岸構造物、水制構造物など）、山間地域などにおける道路や敷地整備に伴う擁壁や法面などの構造物、治山のための構造物（えん堤、流路施設など）が挙げられます。



双田橋



釜無川の石張り護岸



中部横断自動車道の高架橋



千田のえん堤

■ 鉄塔などの景観

市内には、建築物や土木構造物以外にも、電気を供給するための鉄塔や送電線、電柱などの電力供給施設、上水を供給するための貯水タンク、産業廃棄物中間処理施設など、様々な施設が存在しています。

これらの施設は、私たちの暮らしや業務・活動を支える大切なライフラインであり、必要不可欠なものです。景観の中ではかなり目立つものです。



電波塔



送電線と鉄塔



携帯アンテナ塔



貯水タンク

3) 大切にしたい身近な景観

暮らしの中に溶け込んでいる花の名所、公園緑地、社寺林や屋敷林などの身近な自然景観、日常の中で目にする眺望景観、古民家や道祖神などの身近な歴史的景観などが暮らしにうるおいや彩りを与えています。

① 身近な自然景観

北部の山岳地域のような骨格的な自然景観以外にも、日常の暮らしの中で身近にふれあうことのできる良好な自然景観が多く見られます。これらは、暮らしにうるおいや彩りを与え、来訪者には、おもてなしの心を伝える大切な景観資源です。

■ 花の名所

市内には、多くの花の名所があり、それぞれに花の時期には多くの人の心を癒し、楽しませてくれています。また、花にまつわるイベントも開催されるなど、本市の風物詩として地域景観のひとつとなっています。



敷島総合公園の梅園

■ 花の名所(例示)

- 桜の名所（信玄堤、慈照寺、矢木羽湖、光照寺、貢川・荒川土手、竜王赤坂ソフトパーク、赤坂台総合公園、中下条公園、双葉スポーツ公園、竜王南部公園、カルチャーパークなど）
- 梅園（敷島梅の里、敷島総合公園周辺など）
- その他（赤坂台総合公園の芝桜、中央自動車道双葉SAのラベンダー、岩森のポピー畑とコスモス畑など）

■ 公園緑地などの自然景観

市街地を中心に数多くの公園緑地が整備されており、身近な自然とのふれあいの場として親しまれています。

中でも、桜や花の名所となっている赤坂台総合公園、敷島梅の里、豊かな自然に囲まれた敷島総合公園、洗練されたデザインの玉幡公園、釜無川の水辺景観とケヤキの巨木群のある信玄堤周辺などは、いずれも眺望景観に優れ、本市のシンボリックな公園となっています。



信玄堤公園

■ 暮らしの中の身近な自然景観

住宅地や集落地の周りには、ホタルの生息地、社寺林、天然記念物となっている樹木、地域のシンボルとなっている古木・大木をはじめ、雑木林、屋敷林、学校林、農地や小川など、身近な自然景観が多く残されており、地域景観にうるおいを与えています。



社寺林（諏訪神社）



法久寺のカシワ



信玄堤のケヤキの巨木群

■身近な自然景観資源(例示)

- ホタルの生息地（亀沢川、六反川、信玄堤・釜無川支流など）
- 社寺林（各地域にある諏訪神社、金山神社、八幡神社など）
- 天然記念物となっている樹木（上菅口のネズ、竜地の楊子梅、法久寺のコツブガヤ、西八幡のカキ、寺平のオニグルミ、上八幡のヒイラギ、法久寺のカシワ、如意寺のナシ、妙善寺のカヤ、竜蔵院のムクロジ、普禅院のカヤ、羅漢寺跡のカキ、寶珠寺のヒイラギ、西八幡のカエデなど）
- 地域のシンボルとなっている古木・大木（信玄堤のケヤキの巨木群、大下条中心地のケヤキ、慈照寺のケヤキ、万才諏訪神社のケヤキ、玉幡公園のケヤキ、竜王南小学校の緑地と学校周辺のカシノキ、県立農林高校の樹林など）

② 良好な眺望場所

竜王駅の駅舎、河川沿いや橋、公園や広場、道路、観光レクリエーション施設や公共施設のほか、集落地や住宅地といった身近な富士山を望む場所など、良好な眺望場所が多く存在しています。

こうした良好な眺望場所を発掘し、その確保と充実を図り、市民や観光客などに周知していくことが望まれています。



天狗沢からの眺望



住宅市街地からみた富士山

③ 身近な歴史的景観資源

市内には、小さな社寺、古民家、蔵、土塀などの建造物、祠、道祖神、地藏、石仏などの小さな史跡、農業用水路や堰など、地域の歴史を伝える身近な歴史的景観資源が数多く分布しています。

特に、道祖神は、双葉地区の下今井や龍地、竜王地区の西八幡、敷島地区の上福沢や下福沢などの古くから形成された集落地や古道周辺に多く分布しており、道祖神祭りとともに、当時の村人たちの信仰の歴史を伝える本市の歴史的景観のひとつとなっています。

これらの一つひとはあまり知られていませんが、それぞれが地域の成り立ちや歴史を表わす身近な景観資源であり、こうした資源を大切に守っている地域景観からは、地域を愛おむ暮らしが伝わってきます。



上福沢の道祖神



龍地の道祖神



神戸の六角地藏

4) 祭りやイベントなどの賑わい景観

年間を通して行われている様々な伝統的行事やイベントは、まちの賑わい景観を創出するとともに、地域の歴史文化や暮らしぶりを伝える風物詩となっています。

市内では、年間を通じて祭りや伝統行事、イベントが数多く行われています。

こうした伝統行事やイベントは、多くの市民や観光客が訪れる本市の風物詩となっており、行事やイベントの賑わい景観が活気をもたらすとともに、本市のイメージを発信する重要な機会や場にもなっています。



おみゆきさん



下福沢の道祖神祭り



甲斐市わくわくフェスタ



甲斐梅の里クロスカントリー大会

■市内の主な伝統行事・イベント

●祭り・伝統行事

下福沢の道祖神祭り／おみゆきさん／金剛地金山神社の祭り／大久保の太々神楽／田中の八幡神社の夏祭り／米笠のホタルまつり／赤坂稲荷神社初午祭り／光照寺薬師堂祭典／寺平の獅子舞／峰観音堂の初午まつり／竜王新町諏訪神社の御柱祭り など

●イベント

大弐学問祭／甲斐梅の里クロスカントリー大会／甲斐市わくわくフェスタ／さくらんぼ狩り／桑の実摘み／小梅もぎ取り体験 など

5) 市民参加による景観づくり

市内では、ボランティアや地域住民による棚田の保全、清掃活動、花植えや水やりなど、様々な景観形成活動が行われており、本市の景観形成に貢献しています。

① 農村交流活動

甲斐敷島梅の里クラインガルテンは、地元の遊休農地を活用し農村エリアを活性化することを目的に、地元農家、住民、行政が一体となった活動を進めています。

このクラインガルテンでは、体験学習や相談・農作業のアドバイス、地域散策やハイキング、収穫祭の開催など、地元農家と都市住民との交流を推進する多彩なイベントを実施しています。



甲斐敷島梅の里クラインガルテン

② 緑化活動

花と緑あふれるまちづくり「ガーデンシティ・甲斐」の実現をめざし、甲斐市花と緑のまちづくり推進協議会による緑化活動が行われています。

協議会は市内の各種団体で構成され、市内の公共施設や道路沿い、広場などを利用した花壇づくりやプランターの設置、花苗の植え替えや草取り、水やりなどの維持管理活動や多様な緑化活動を進めています。



花と緑のまちづくり推進協議会による花壇

③ 棚田の保全活動

敷島地区の睦沢から吉沢一帯の棚田は、通称「御領千枚田（ごりょうせんまいだ）」と呼ばれ、大小様々な形の水田が傾斜地に階段状につくられ、四季折々の美しい風景を見せています。この棚田の素晴らしさを市民や来訪者など多くの人に知ってもらい、本市の農耕文化を伝える貴重な文化遺産として保存することを目的として、平成 15 年に「NPO法人 敷島棚田等農耕文化保存協会」が設立され、棚田の保全活動を行っています。



千枚田の解説板

④ その他の景観形成活動

その他の市民参加による景観形成活動としては、信玄堤の清掃活動、ホタルの保護・育成（六反川、信玄堤・釜無川支流など）、甲斐市ちいさな旅／まち歩きツアー、「ふるさと再発見」をテーマとした甲斐市市民ウォーク、甲斐市文化財めぐりのイベント開催、小学校における農業体験活動、「緑の少年少女隊」の活動などが行われ、景観形成の一翼を担っています。



ホタルの保護・育成が行われている六反川

2 景観まちづくりに向けた課題

甲斐市の景観の特性や多様な市民意見を踏まえ、今後の景観まちづくりに向けた課題を次のように整理します。

① 甲斐市の風土を慈しみ、尊ぶこと

本市の地形は、人類の歴史をはるかに超えた歳月の中で形づくられてきたものであり、本市の景観の土台を成す重要なものであるため、景観まちづくりにおいては、この地形構造の持ち味を損ねることのないよう、配慮することが必要です。

一方、高台からの眺望景観、北部山岳地帯を中心とする森林景観、河川景観などは、本市の豊かな自然を表す代表的な景観であり、市のイメージを発信するシンボル景観ともなっています。

こうした本市の風土を表象する優れた景観を、人為を越えた普遍的なものとして慈しみ、尊び、その上で、単に保全にとどまらず、積極的に景観まちづくりや地域振興に活用していくことが必要です。

② 歴史文化を大切にし、景観まちづくりに生かすこと

本市には、水との関わりを伝える歴史文化的景観が数多く見られるほか、地域のルーツや個性を表象する景観資源も市内各地に見られます。また、棚田の景観は、本市を代表する文化的景観であると言えます。

このような歴史文化的景観は、風景に時間軸という奥行きを与え、地域景観に意味や物語性を付与し、景観の価値を高めるものです。しかし、歴史文化的資源は、時の経過とともに景観的には潜在化してしまうものが多くなっています。

そのため、歴史文化的景観の価値を再認識するとともに資源の掘り起こしと周知に努め、景観まちづくりに活用していくことが必要です。

③ 暮らしぶりを伝える甲斐市らしい「おもてなし」の景観をつくること

本市の平地から丘陵地にかけては、甲府の近郊都市として発展してきましたが、必ずしも計画的に都市が形成されてきたとは言えません。

そのため、明確な中心市街地や核となる中心商店街などがなく、古くからの集落地と新興住宅地と農地が混在する景観など、景観的な不調和も見られます。

こうした中、近年においては竜王駅、アルプス通り、市役所各庁舎周辺などで、景観に配慮された施設デザインの公共公益施設の整備や、賑わいをもたらす商業施設の立地などにより、本市の顔となる拠点景観やまちなみ景観が形成されつつあります。また、地域ごとに特徴を生かした観光交流や祭り、イベントなども活発に行われ、多くの来訪者を集めています。

市民および来訪者にとって、魅力的な景観まちづくりを推進していくためには、市の顔となるまちなみ景観の向上を図るとともに、市民の暮らしそのものが、来訪者にも心地よさを提供するような、甲斐市らしい「おもてなし」の景観をつくっていくことが必要です。

④ 地域特性が表情として現れる身近な景観を育んでいくこと

市内には、幹線道路沿道の商業地、古くからの住宅市街地、郊外の新興住宅地、農業集落地や山村集落地など、地域ごとに特色ある景観が形成されており、地域の特色や暮らしびりを伝える魅力的な景観が、身近なところにあることがわかります。

こうした身近な景観も、人々の暮らしの営みと様々な工夫の中で少しずつ育まれてきたもので、地域景観を特徴づけている重要な要素であり、地域の景観資源として大切に守り、育んでいくことが必要です。

⑤ 景観まちづくりの作法として、景観のルールづくりを進めること

本市は、豊かな自然景観と美しい田園景観に恵まれた都市ですが、都市化が進展する過程において、まちなみの統一感やバランス、落ち着いた雰囲気、うるおいや安らぎといった景観づくりのルールが失われつつあります。

景観市民アンケート調査や景観まちづくり市民懇談会からは、景観の阻害要因として、マナーの低下、里山や棚田の荒廃、農地の減少と遊休農地の増加、山村集落地の過疎化、農地や森林の無秩序な開発、伝統的な集落地と新興住宅地の景観的不調和、携帯アンテナの設置、乱立する広告看板類、景観への配慮を欠いた建築物の色彩や形態、空き家や空き店舗、ごみ・廃棄物の不法投棄などが指摘されています。

こうした景観を阻害している要因を、少しずつ除去または改善し、良好な景観の維持、向上を図るためには、景観まちづくりの作法として、景観に関する一定のルールづくりが必要です。

⑥ 景観への関心を高め、協働による景観づくりの仕組みをつくること

美しい景観に恵まれた本市においては、それを当たり前のこととして享受してきました。しかし、今日では放置しておくとしわれゆく景観も少なくありません。そして、一度失った景観を取り戻すことは、容易なことではないため、ふるさとの景観の価値をもう一度見つめ直し、景観に対する市民、事業者、来訪者、そして行政それぞれの意識を高めていく必要があります。

景観市民アンケート調査では、市民の景観に対する関心や景観づくりへの参加意向も高くなっています。また、市内では、地域住民、ボランティア、各種団体などにより、様々な景観形成活動が行われています。

こうした市民活動の小さな芽を育て、市民が主体となった景観形成活動へと一層発展させていくため、景観計画や景観条例に基づき、行政の推進体制の強化を図るとともに、市民の自発的な景観形成活動を支援する仕組みを整えていくことが必要です。

第2章

景観まちづくり方針



第2章 景観まちづくり方針

1 景観まちづくりの理念と目標

(1) 基本理念

本市の景観の特性と課題を踏まえ、景観まちづくりの基本理念を次のように定めます。



本市は、自然度の高い山岳景観から人々で賑わう都市的景観まで、多様な景観が地形による階層に即して近接しており、暮らしの景の中に融合され、息づいています。

こうした本市固有の美しい景観は、治水・利水を含めた自然との関り方を通じた暮らしや営みなど、先人の知恵と暗黙の秩序のもとに、永い年月をかけて受け継がれ、形づくられてきたものです。この「美しい景観」というかけがえのない財産を、大切に守り、育て、後世に引き継いでいくことは、今を生きる私たち一人ひとりの大きな責務でもあります。一方、時代とともに景観も変化しており、時代に合った新しい景観も創出していく必要があります。

美しい景観をつくるには永い年月が必要です。悠久の時を越えて、甲斐市らしい良質な景観を将来へとつなげていくという視点から、本市の景観まちづくりは、ふるさとのかけがえのない美しい景観をもう一度見つめ直し、先人から受け継いだこの景観をみんなで守り、継承していくとともに、多くの人の交流と協働により、甲斐市らしい景観を創出していくことを「新・百年の景」と呼び、基本理念とします。

なお、この基本理念や景観まちづくりの目標については、景観市民アンケート調査や景観まちづくり市民懇談会から提案された「景観まちづくり市民プラン」の内容を反映して、設定しています。

(2) 景観まちづくりの目標

基本理念に基づいて、本市の景観まちづくりを進めるため、次の景観まちづくりの目標を設定します。

甲斐市の歴史や風土に根ざした景観まちづくり

先人から受け継いだ貴重な景観資産を後世に引き継いでいくため、景観の基調をなしている地形、緑、水辺といった自然、景観を形成してきた固有の歴史文化を尊重し、その良さを引き立て、甲斐市の魅力として生かしていく景観まちづくりをめざします。



春の棚田

おもてなしを感じさせ、地域の活力を生み出す景観まちづくり

景観は市民共有の財産であるという考え方に立ち、子どもの頃から郷土愛を育てるとともに、景観の魅力を一層高めていくことにより、市民にとってはふるさとへの愛着と誇りを醸成し、来訪者にとってはおもてなしを感じさせ、また訪れてみたくなるような景観まちづくりをめざします。

こうした景観まちづくりを通じて、市民や来訪者の交流を広げ、市や地域の活力を向上させ元気にしていく景観まちづくりをめざします。



竜王駅北口広場

多くの知恵と創意を結集し、みんなで育てる協働の景観まちづくり

多くの人々の知恵と創意を結集し、景観まちづくりの推進力としていくため、景観に対する意識やマナーの向上を図っていきます。

また、市民活動の芽を育て、個々の活動を支援するとともに、全市的な景観まちづくりとして推進していくために、本市の実情に合わせたルールづくり、仕組みづくりを進め、市民、事業者、行政、さらに本市を訪れる多様な来訪者も含め、みんなの交流と協働で育てていく景観まちづくりをめざします。



景観まちづくり市民懇談会

(3) 甲斐市のめざす景観構造

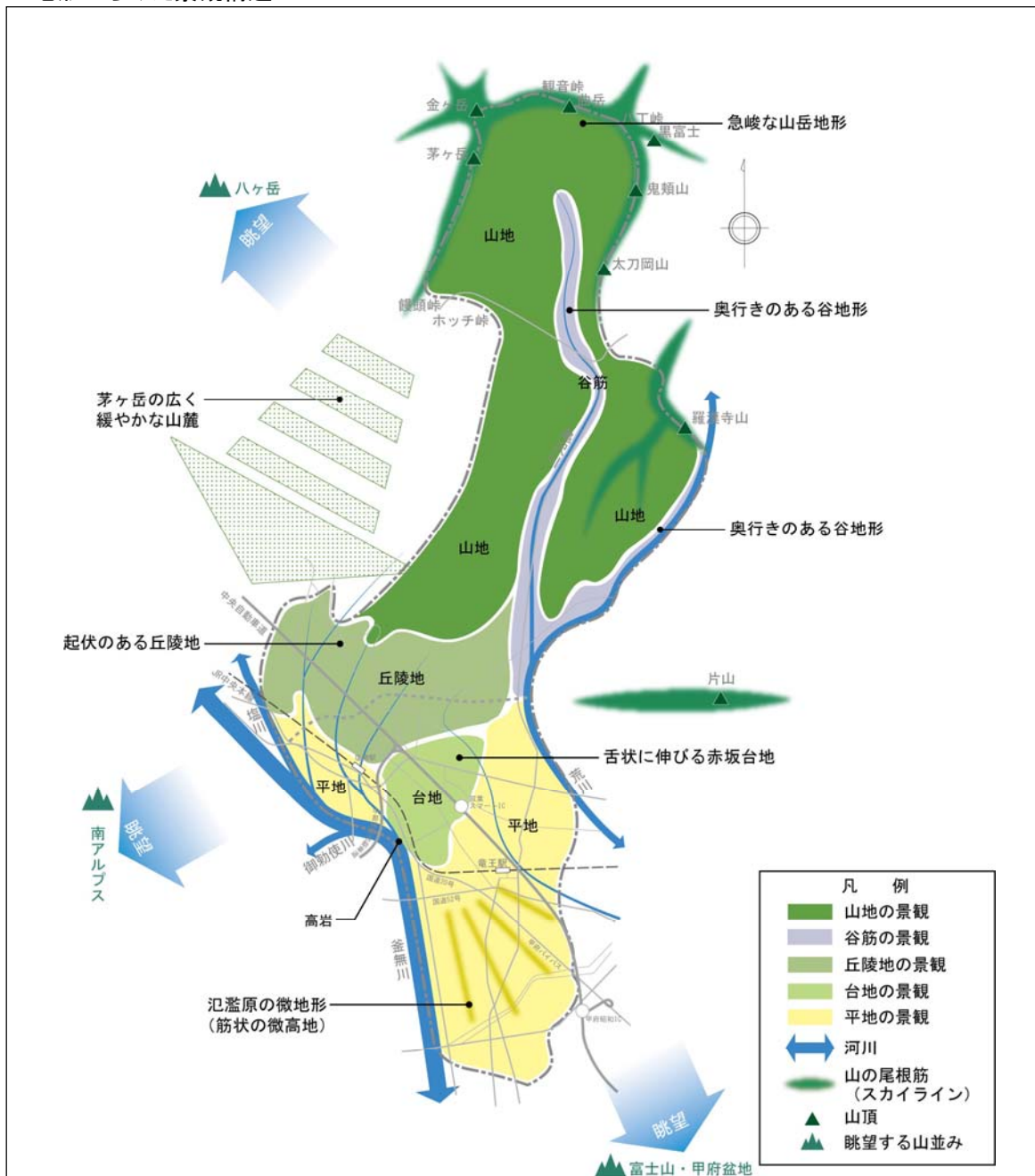
1) 甲斐市の景観構造の特徴

本市の景観構造は、北部の茅ヶ岳や曲岳から南部の甲府盆地の平地まで、徐々に標高が下がる地形構造の上に、永い歴史と人々の営みが作り出した土地利用が重層化し、景観の基本構造を形成しています。

① 地形からみた景観構造

本市の地形からみた景観は、北部の山々、茅ヶ岳山麓の丘陵地とそこから伸びる赤坂台地、亀沢川や荒川沿いの奥行きのある谷地形、南部の沖積平地が景観の基調を成し、これに釜無川、亀沢川、荒川などの河川、スカイラインとなる山の尾根筋、ランドマークや眺望対象となっている市外の山並みなどで構成されています。

■地形からみた景観構造



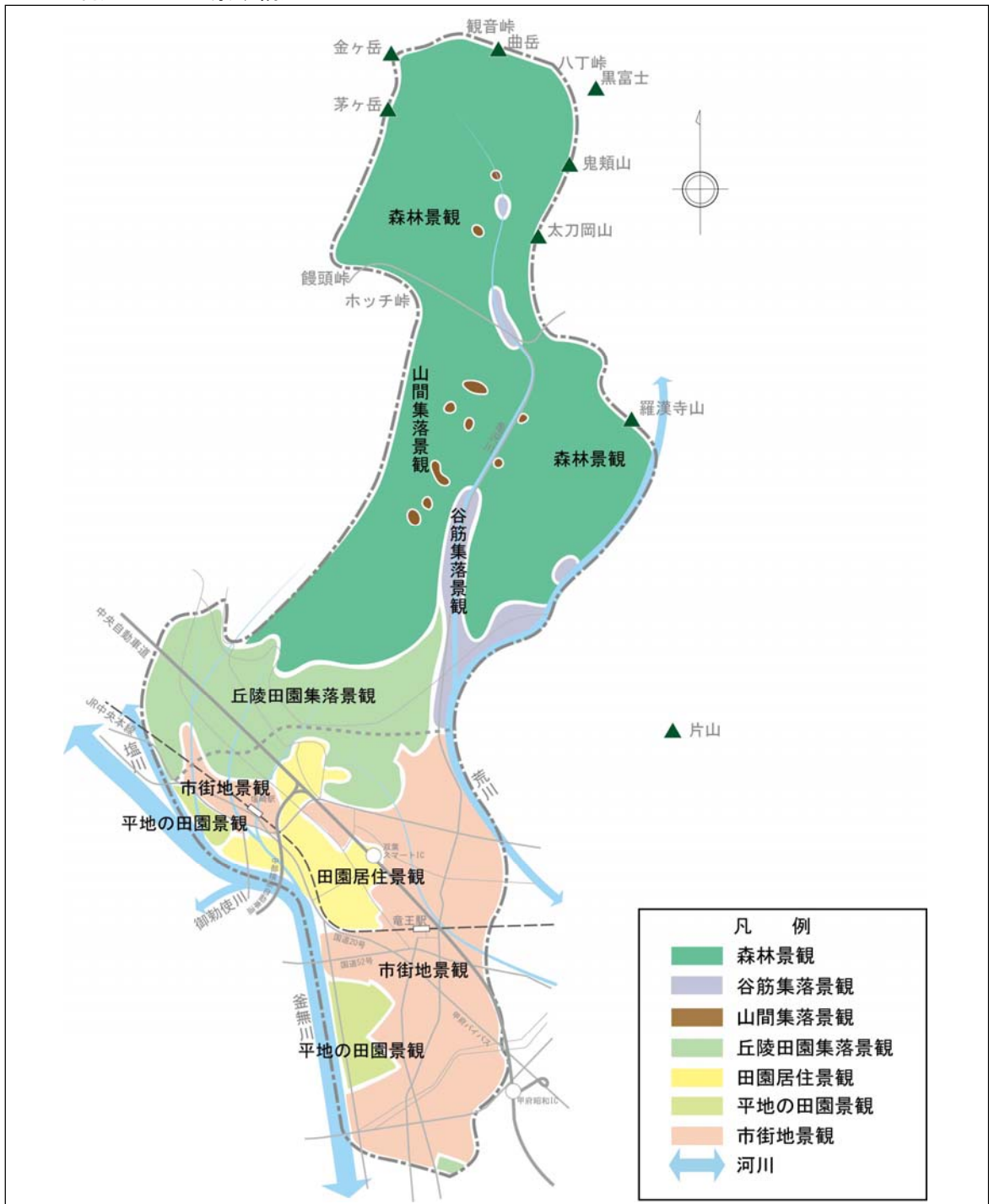
② 土地利用からみた景観構造

本市の土地利用は、地形構造に即し、大きく北部山地を中心とする森林、中山間地域に点在する谷筋集落地と山間集落地、丘陵地に展開する丘陵田園集落地、赤坂台地周辺を中心に展開する新旧住宅地や農住混在地、南部の市街地と田園集落地に大別できます。

北部の山岳地域は、広く森林景観が展開しています。その中にあって、亀沢川、荒川沿いの谷すじが少し開けたところには谷すじの地形に沿った田園集落地景観が展開し、その他の山間地には、独立した山間集落地の景観が見られます。

一方、赤坂台地周辺では、伝統的な集落地と新興住宅地、農地と住宅地が混在する景観が展開しています。また、南部の平地部では、住宅地を中心とする市街地景観が広がっており、釜無川沿いには、まとまった田園景観が展開しています。

■土地利用からみた景観構造



2) 甲斐市のめざす景観構造

本市がめざす景観構造は、次の考え方に基づいて、大地の容姿である地形構造を尊重し、面的な景観のまとまりを形成する景観ゾーンと、点的な場の景観を形成する景観拠点の景観形成を図り、さらに、これらを有機的に結ぶ「ふるさと景観回廊」を創出することにより、構築していくことをめざします。

■本市がめざす景観構造の考え方

大地の容姿である自然地形を大切にし、骨格的な景観の構造要素として生かします

本市の景観の最も基本的な土台を成しているのは地形です。北部の急峻な山や山並み、なだらかな山麓、丘陵地や台地、釜無川、亀沢川、荒川などの河川といった地形が形づくる骨格的な自然景観は、重要な景観の構造要素です。景観形成にあたっては、このような自然地形を尊重し、その姿かたちを損なわないように努めます。

また、富士山、南アルプス、ハケ岳といった日本を代表する山や山並みも、本市から眺望することができ、眺望対象、ランドマークとなっています。こうした眺望する市外の山や山並みも景観の構造要素として生かします。

地域景観のまとまりをつくる景観ゾーンの形成を図ります

地形に即して展開する土地利用も、本市の景観を規定する大きな要因です。主たる土地利用によって地域の中で卓越している景観があり、地域景観の基調を成しています。

こうした景観は、地域の景観的な特色であり、地域らしさを映しだすものであることから、その良さを守り、継承していくとともに、景観形成に生かしていくことで、その地域らしい景観的なまとまりを形成することをめざします。

市や地域の核となる景観拠点の魅力を高めます

市内には、竜王駅周辺、市役所各庁舎周辺など市の顔となる場所があります。また、それぞれの地域にも、主要な公園をはじめ、観光、文化、交流の拠点となっている場所があります。

こうした場所は、多くの人々が利用し、意識が集まる景観的にも重要な場所であるため、景観構造上も景観拠点として、その界隈や場の景観の質や魅力の向上を図ります。さらに、景観まちづくりの取り組みを通じて、人々の意識に働きかけ、景観に対する意識の向上や本市のイメージアップに寄与していくことをめざします。

魅力的な景観を結ぶ「ふるさと景観回廊」の形成をめざします

道路は、連続的に移動しながら本市を眺める最も基本となる視点場です。ここでの風景体験が、本市の景観の評価に大きく影響します。

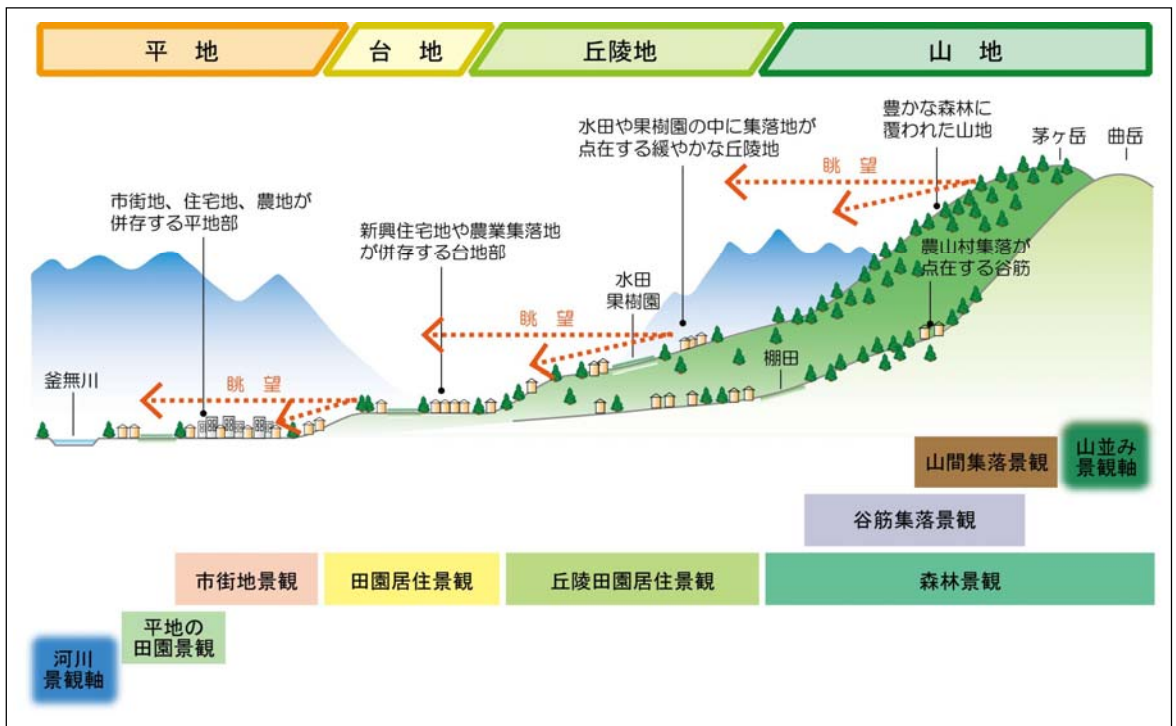
そのため、市民をはじめ、来訪者など多くの人々が本市の景観の魅力を楽しめるよう、主な道路や河川沿いなどを生かして、多彩な景観拠点や魅力ある景観資源を結ぶ「甲斐市ふるさと景観回廊」の形成をめざします。

景観回廊としては、幹線道路などを軸とする骨格的な景観回廊と、地域の生活道路などを活用したフットパスを設け、それぞれのルートにあった景観形成を図ります。

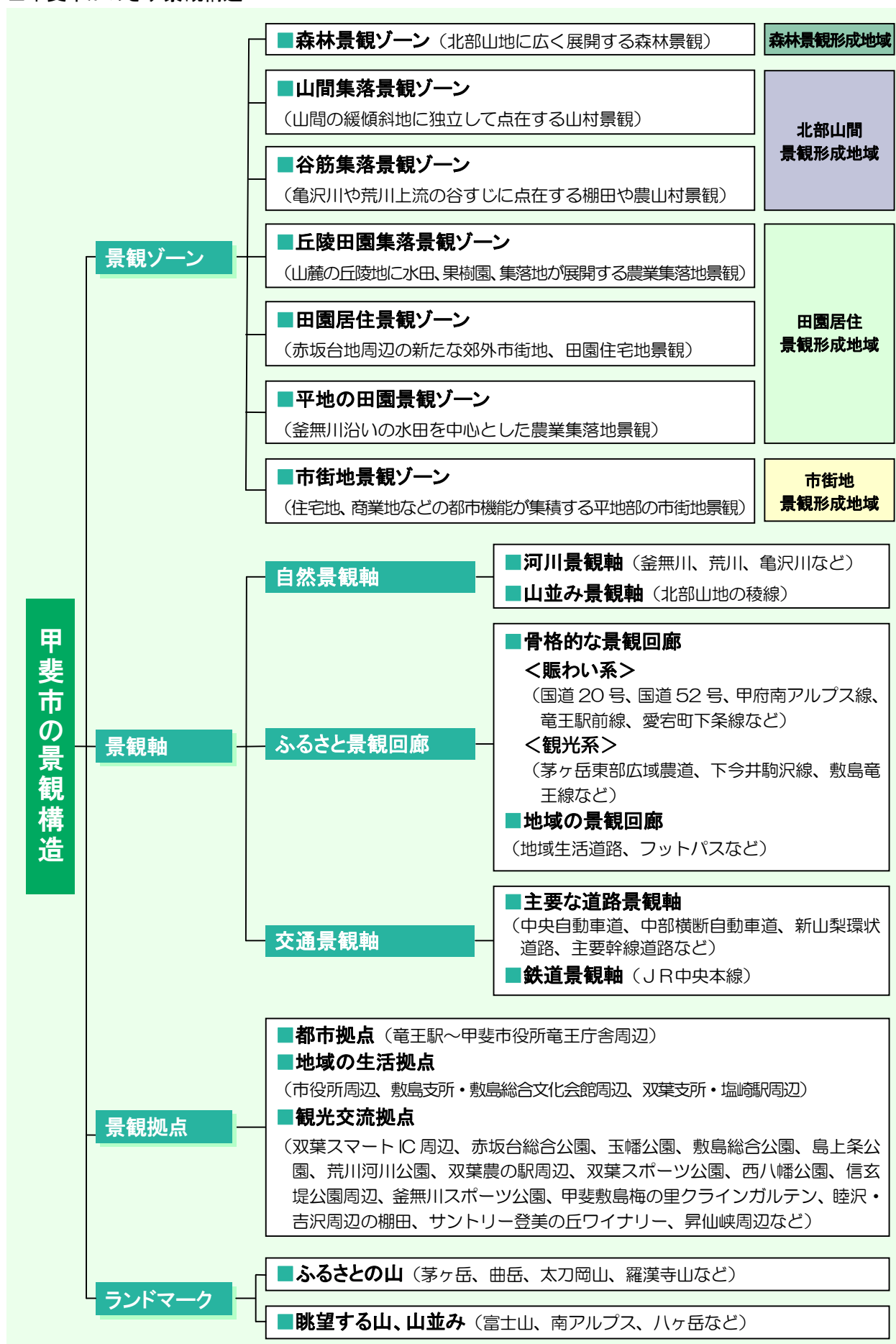
■景観構造構築の概念図



■地形断面と景観ゾーンの模式図

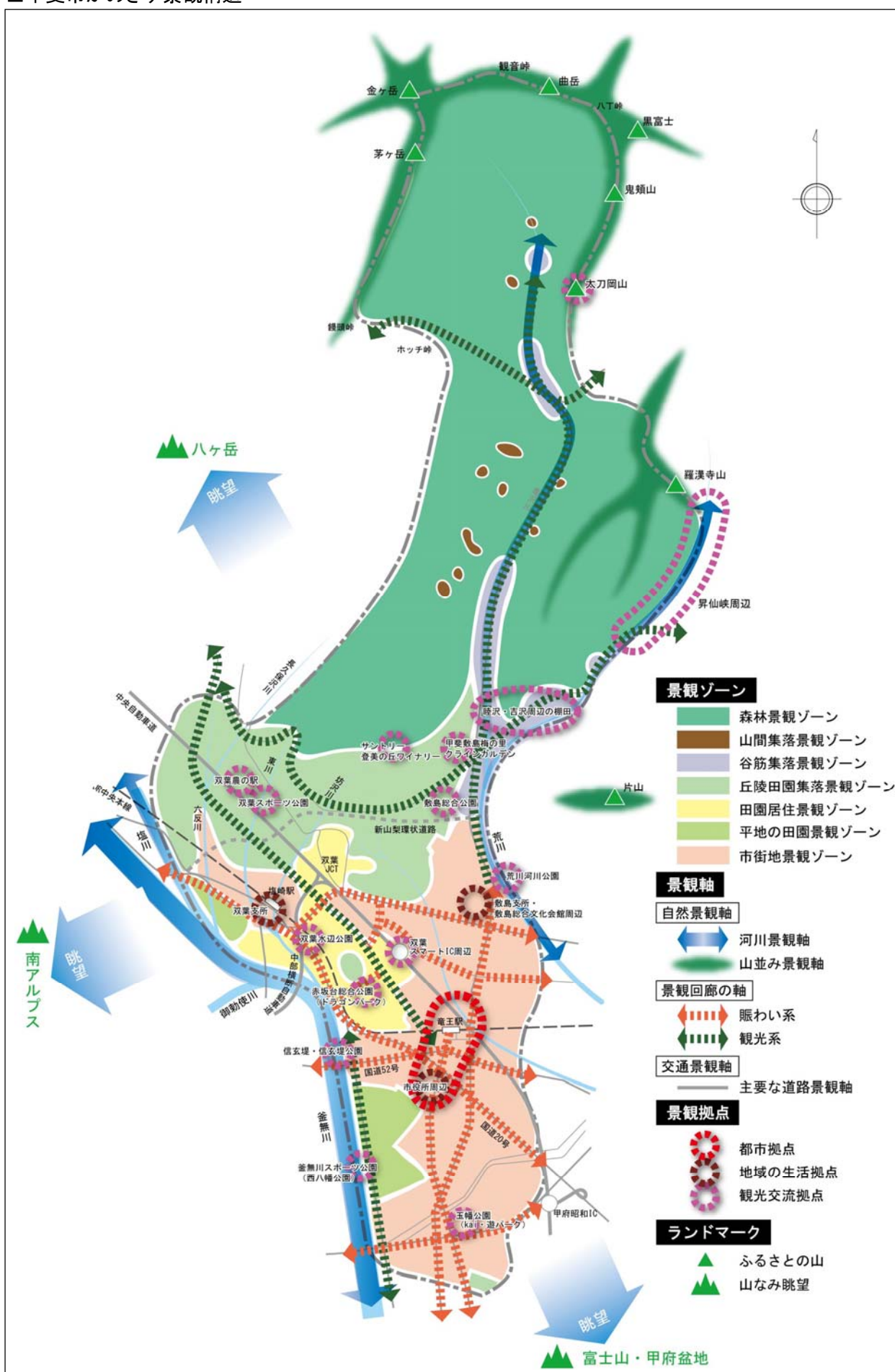


■甲斐市がめざす景観構造



注）＊ 「森林景観形成地域」「北部山間景観形成地域」「田園居住景観形成地域」「市街地景観形成地域」は、「第3章-1-(2)-1) 景観形成地域の区分」に示す景観形成地域の区分を表示しています。

■甲斐市がめざす景観構造



注) * ふるさと景観回廊については骨格的な景観回廊のみ表示しています。

2 景観まちづくりの方針

■ 景観まちづくり方針の体系

「景観まちづくりに向けた課題」や「景観まちづくりの理念と目標」を踏まえ、今後の指針となる次の7つの景観まちづくり方針を設定します。

■ 基本理念と目標

【基本理念】

風土と歴史を尊び、交流と協働で育む「新・百年の景」

【目標】

- 甲斐市の歴史や風土に根ざした景観まちづくり
- おもてなしを感じさせ、地域の活力を生み出す元気な景観まちづくり
- 多くの知恵と創意を結集し、みんなで育てる協働の景観まちづくり

■ 景観まちづくりの基本方針

(1) 優れた眺望景観を守り、生かす

- 1) 富士山の眺望やパノラマ景観を守ります
- 2) 良好な眺望場所の魅力を高めます
- 3) 優れた眺望を生かした景観まちづくりを進めます

(2) 水とつながる歴史文化的景観を守り、生かす

- 1) 信玄堤周辺の魅力を高めます
- 2) 水とつながる歴史文化的景観を顕在化し、景観まちづくりに生かします

(3) 歴史を伝える景観を守り、生かす

- 1) 歴史的なまちなみ景観を守り、生かします
- 2) 遺跡・史跡・社寺の景観を守り、生かします
- 3) 古道を景観まちづくりに生かします
- 4) 身近な歴史的景観資源を顕在化し、景観まちづくりに生かします

(4) 自然景観と山懐の里山景観を守り、生かす

- 1) 特徴的な自然景観や景勝地の景観を守ります
- 2) 特色ある山間の農山村景観を守り、生かします
- 3) 生き物の生息環境を守ります
- 4) 自然や里山を楽しむルートや場をつくります

(5) 棚田や農の景観を継承し、生かす

- 1) 棚田の景観を守り、生かします
- 2) 特色ある農の景観を守り、生かします
- 3) 都市住民との交流を深め、元気な農の景観を取り戻します

(6) おもてなしを感じさせる景観をつくる

- 1) 甲斐市の顔となるシンボル景観をつくります
- 2) 魅力ある「ふるさと景観回廊」をつくります
- 3) 景観の魅力を生かした観光交流を進めます
- 4) 花と緑の景観まちづくりを進めます
- 5) 祭りやイベントを活性化し、魅力ある賑わい景観をつくります

(7) 親しみのもてる暮らしの景観を育てる

- 1) 都市景観と田園景観の調和を図ります
- 2) 地域の個性を尊重しながらも調和のとれたまちなみ景観を育てます
- 3) 身近な景観資源を守り、生かします
- 4) 公共施設の景観の向上を図ります
- 5) 景観まちづくりを通じて地域のコミュニティを育みます

(1) 優れた眺望景観を守り、生かす

1) 富士山の眺望やパノラマ景観を守ります

本市は、市内のどこからでも富士山や周囲の山々を眺めることができるなど、眺望景観に恵まれています。

市民の心の拠り所であるとともに、来訪者に甲斐市のイメージを強く印象づけてくれる大切な景観資源である優れた眺望を守り、地域の活力を高める取り組みを進めます。



赤坂台総合公園からの眺望

取り組み方針	景観形成方策
眺望場所からの視界を確保する	眺望場所については、繁茂した樹林や雑草、電線や電柱といった眺望を阻害している要因を除去する工夫、改善に努める。
高台から見下ろす眺望を良好に保つ	- 森林の伐採や土地の改変、建築物や大規模な工作物等に対し、景観が周辺と調和し、一定の統一感が感じられるよう、本計画に定める行為の制限に基づき、適切な景観コントロールを実施する。 - 公共施設の整備にあたっては、先導的に景観に配慮した整備を行い、眺望景観の維持保全に努める。

【景観形成の対象】

- ・富士山と甲府盆地を一望するパノラマ景観、南アルプス、ハケ岳などの眺望、甲府盆地の夜景
- ・釜無川周辺やアルプス通り周辺からの富士山、南アルプス、ハケ岳などの眺望
- ・ランドマークとなっている北部の山々の眺望（茅ヶ岳、曲岳、太刀岡山など）

2) 良好な眺望場所の魅力を高めます

市内に数多く見られる良好な眺望場所の魅力を高め、景観まちづくりへの活用を図ります。



太刀岡山からの眺望

取り組み方針	景観形成方策
眺望場所を掘り起こす	・市内に数多く存在する良好な眺望場所の掘り起こしを行う。
眺望場所の魅力を高める	・眺望場所については、場所の特性に応じた小広場の整備や周辺の美化・環境改善を図り魅力を高める。
眺望場所からの眺望を確保する	・繁茂した樹木の枝や電線、電柱といった眺望を阻害している要因を改善するなどして、眺望場所からの眺望を確保する。

【景観形成の対象】

- ・赤坂台総合公園、敷島総合公園、甲斐敷島梅の里クラインガルテン周辺、サントリー登美の丘ワイナリー、双葉スポーツ公園周辺など
- ・信玄堤や信玄堤公園、双葉水辺公園、双田橋、開国橋、信玄橋など
- ・アルプス通り、玉幡公園など
- ・茅ヶ岳・曲岳・太刀岡山・羅漢寺山等の登山道、山頂など

3) 優れた眺望を生かした景観まちづくりを進めます

本市の優れた眺望景観を生かして、観光の振興や地域の交流を通じて活力を高め、景観まちづくりの推進を図ります。



サントリー登美の丘ワイナリー展望台からの眺望

取り組み方針	景観形成方策
本市の良好な眺望場所を紹介する	優れた眺望を望める良好な眺望場所を市内外に紹介する取り組みを推進する。
眺望を生かした景観まちづくりを進める	良好な眺望場所は、その他の魅力ある景観資源とともにフットパスで結び、まち歩きツアーや眺望を生かしたエコツーリズムなどへの活用を図る。

(2) 水とつながる歴史文化的景観を守り、生かす

1) 信玄堤周辺の魅力を高めます

信玄堤を中心としたゾーンにおける、本市の治水・利水の歴史文化を伝えるシンボリックな景観を維持保全し、魅力をより高めるため、「景観形成重点地区」の指定を視野に入れながら、取り組みを進めます。



信玄堤公園

取り組み方針	景観形成方策
文化遺産の保存と周辺の魅力を高める	- 信玄堤や竜王用水、ケヤキ林を含む周辺の重要な文化遺産については、今後とも厳正な保存を図り、三社神社一帯とともに、シンボリックな景観ゾーンとしてとらえ、魅力の向上を図る。 - 信玄堤からの優れた眺望景観を良好に保つため、眺望を妨げない工夫に努める。
竜王河原宿の魅力を高める	- 信玄堤にゆかりの竜王河原宿は、信玄堤周辺と一体となったシンボリックな景観ゾーンとしての魅力を高めるため、歴史資源の掘り起こしや周知を図るとともに、土蔵などの歴史的建造物の保存に努める。 - 多様な景観資源を結びフットパスづくりを検討する。
景観を阻害している要因を改善する	信玄堤周辺の景観や歴史を感じさせる雰囲気をも損ねないよう、景観に配慮した取り組みを推進する。

【景観形成の対象】

- ・信玄堤、ケヤキ林、信玄堤公園
- ・信玄堤からの優れた眺望（釜無川、富士山、南アルプスなど）
- ・竜王用水およびその他の用水路
- ・三社神社とおみゆきさん、竜王河原宿のまちなみ、歴史資源など

2) 水とつながる歴史文化的景観を顕在化し、景観まちづくりに生かします

水とつながる歴史文化資源の価値や魅力を改めて見直し、大切に守り、景観まちづくりに生かす取り組みを進め、観光の振興や地域の活性化を図ります。



竜王用水

取り組み方針	景観形成方策
歴史資源となっている水路（農業用水・堰・溜池など）を顕在化する	歴史資源となっている水路（農業用水・堰・溜池など）については、資源の掘り起こしを行い、特に、景観上重要なものについては、周知や景観まちづくりへの活用を図る。
景観に配慮した維持管理や整備を図る	- 補修や改修に際しては、その歴史性や趣を損なわないよう、歴史的景観の再生または景観に配慮した整備に努める。 - 用水路や堰、溜池の維持管理に努める。
水とつながる歴史文化資源の活用を図る	水とつながる歴史文化資源の魅力についてPRに努めるとともに、観光の振興や地域の活性化に向けた活用を図る。

【景観形成の対象】

- ・ 竜王用水および竜王地区に放射状に広がる水路網
- ・ 茅ヶ岳南麓の堰（楯無堰、大笠堰など）や溜池（三島溜池、泉溜池、久保入溜池、竜地大溜池、伊豆の宮溜池、新田溜池、矢木羽湖など）
- ・ 亀沢川周辺の棚田の用水路

(3) 歴史を伝える景観を守り、生かす

1) 歴史的なまちなみ景観を守り、生かします

市内には、歴史的なまちなみの残る古い集落がいくつか分布していますが、このままではこの歴史を伝える景観が喪失してしまうことが懸念されるため、本市の重要な歴史的まちなみ景観の維持保全と景観まちづくりへの活用を図ります。



志田の網蔵家

取り組み方針	景観形成方策
歴史的建造物を保存し、活用する	・なまこ壁の土蔵や古いまちなみなど、歴史的価値の高い建造物については、所有者の理解と協力を得ながら、登録文化財制度や景観重要建造物の指定などを検討し、保存や修復に努める。 ・建造物については、地域住民との協働により、新しい交流の場としての活用を検討する。
歴史的まちなみ景観を生かしたまちづくりを促進する	・国や県の補助事業を有効に活用しながら、甲州道中やその他の古道の周知を図るとともに、周辺の景観資源を結ぶフットパスの整備など、歴史的まちなみ景観を生かしたまちづくりの促進を図る。
景観を阻害している要因を改善する	・歴史を感じさせるまちなみの雰囲気損ねないよう、甲州道中沿いの景観を阻害している要因の改善に努める。 ・甲州道中やフットパスとなる生活道路や小道については、景観に配慮した修景を検討し、沿道景観の適切な誘導を図る。

【景観形成の対象】

- ・下今井、志田地区の歴史的まちなみ
- ・その他の歴史的まちなみ（本竜王、富竹新田、境・牛匂など）

2) 遺跡・史跡・社寺の景観を守り、生かします

本市の成り立ちや歴史文化を知るうえで大切な歴史的景観資源を維持保全し、景観まちづくりへの活用を図ります。



三社神社石鳥居

取り組み方針	景観形成方策
遺跡・史跡の景観を生かす	・遺跡や史跡については、保存とともに、資源の周知を図る。 ・代表的な遺跡や史跡については、今後、遺跡公園や史跡公園などの公園化を検討する。 ・重要な遺跡や史跡の近傍においては、景観計画に基づき建築物や工作物に対する適切な誘導を図る。
社寺の景観を生かす	・歴史的に価値が高く地域のシンボルとなっている社寺については、資源の掘り起こしと魅力のPRに努める。 ・建造物や境内の保存だけでなく、社寺景観を特徴づけている社寺林や参道、後背の樹林地や里山と併せ一体的な景観形成に努める。 ・重要な社寺の近傍においては、景観計画に基づき建築物や工作物に対する適切な誘導を図る。

【景観形成の対象】

- ・主な遺跡（赤坂台古墳群、金の尾遺跡、御岳田遺跡など）
- ・主な史跡（回看塚、黄梅院跡、滝坂の往生塚、両墓制跡、用水隧道開削碑、山県大弐の墓など）
- ・主な社寺建造物（光照寺薬師堂、慈照寺法堂及び山門、旧金桜神社石鳥居など）
- ・主な社寺（天澤寺、常説寺、金桜神社、船形神社、松尾神社、金剛地金山神社、妙善寺など）

3) 古道を景観まちづくりに生かします

古道沿いに多く分布している古い民家の家並みや社寺、道祖神などの歴史的景観資源の存在を広く市民に知ってもらい、景観まちづくりへの活用を図ります。



旧信州往還の道すじ

取り組み方針	景観形成方策
道すじを顕在化する	・重要な古道については道すじの周知とともに、景観まちづくりへの活用を図る。
沿道のまちなみ景観を整える	・古道沿いの建築物等については、一定のルールづくりを進め、歴史に配慮した統一感のあるまちなみ景観の形成に努める。

【景観形成の対象】

- ・旧信州往還（甲州道中）
- ・その他の古道（御嶽道、穂坂路、戸田街道、御幸道、市川道など）

4) 身近な歴史的景観資源を顕在化し、景観まちづくりに生かします

祠、道祖神、古木や堰、近代土木遺産となっている橋梁、古民家などの身近な歴史的景観資源を掘り起こし、景観まちづくりへの活用を図ります。



長潭橋

取り組み方針	景観形成方策
歴史的景観資源を顕在化する	・歴史的景観資源の掘り起こしを行うとともに、景観資源の周知と景観まちづくりへの活用を図る。
歴史的景観資源を結ぶフットパスづくりを進める	・地域住民との協働により、身近な景観資源の維持保全に努めるとともに、魅力ある景観資源を結ぶフットパスづくりを検討する。

【景観形成の対象】

■身近な景観資源

- ・土塀、屋敷林、大木・古木、水路、社寺、社寺林、道祖神、地蔵、塚など

■歴史的建造物

- ・歴史的な土木構造物（信玄堤、竜王用水、堰など）
- ・近代土木遺産（長潭橋、旧信州往還架道橋、宇津谷架道橋など）
- ・古民家や蔵

(4) 自然景観と山懐の里山景観を守り、生かす

1) 特徴的な自然景観や景勝地の景観を守ります

自然とのふれあいの場として多くの市民や観光客に親しまれている、本市の北部一帯および釜無川周辺の特徴的な自然景観を守り、景観まちづくりへの活用を図ります。



白砂山から見る羅漢寺山

取り組み方針	景観形成方策
豊かな森林景観を守り、生かす	・「甲斐市森林整備計画」に基づき、森林の保全、森林の整備、松食い虫対策など適正な管理を図り、森林景観の維持保全に努める。 ・昇仙峡周辺は、特別名勝および秩父多摩甲斐国立公園区域に指定されており、天然林のアカマツ群落など貴重な植生が分布していることから、厳正な保全を図る。 ・大規模な擁壁や法面、えん堤や護岸などの土木構造物、ガードレールなどの道路施設については、景観に配慮した整備を図る。 ・ごみの不法投棄の防止など、景観を損なわないよう、ルールやマナーの啓発と監視の強化に努める。 ・市街地周辺の斜面林は、景観上重要であることから、「緑地保全地域」などの保全策を検討し、保全に努める。 ・森林療法、森林環境学習、森林レクリエーション活動、バイオマスエネルギーの活用など、森林の多面的な機能を有効に活用した取り組みを推進する。

【景観形成の対象】

- ・北部山岳地帯に広がる森林（茅ヶ岳、曲岳、太刀岡山など）
- ・昇仙峡・羅漢寺山周辺の森林（国立公園区域、貴重な植生）
- ・市街地後背の斜面林（市街地北部山麓の丘陵地の森林、段丘などの斜面樹林）

取り組み方針	景観形成方策
良好な河川景観および水辺景観を守る	・良好な河川景観および水辺景観については、維持保全に努めるとともに、景観に配慮した整備や景観まちづくりへの活用を図る。 ・信玄堤周辺は、本市のシンボリックな水辺景観を形成していることから、景観まちづくりを重点的に推進し、眺望景観の維持保全、水辺の魅力づくりの推進を図る。 ・河川や水路の護岸などの河川構造物については、生き物の生息環境や景観に配慮した整備に努める。

【景観形成の対象】

- ・釜無川（信玄堤周辺の水辺）
- ・昇仙峡の景勝地、荒川、亀沢川、貢川、六反川、坊沢川など
- ・矢木羽湖や丘陵地の溜池など

2) 特色ある山間の農山村景観を守り、生かします

住民の高齢化と過疎化の進行により、集落の維持が困難になりつつある北部山間地域について、個性ある農山村景観を維持保全していくため、地域住民の意識の醸成を図りながら、地域と一体となった取り組みを進めます。



亀沢川沿いの中村集落

取り組み方針	景観形成方策
空き家対策や都市と農村との交流を促進する	・過疎化が進む集落地については、棚田を中心とした景観まちづくりと一体となって、特色あるグリーンツーリズムの推進を図る。 ・「空き家バンク制度」を利用し、田舎暮らしの普及に努める。
集落景観の維持保全を図る	・集落地の地形に沿った道、石垣、家並みの形態、鎮守の森となっている小さな社寺、道祖神や道祖神祭りなど、その集落を特徴づけている景観資源の維持保全に努める。 ・山間の独自の趣がある農村景観を損なわないよう、民家や工作物等の新築や増改築にあたっては、その集落地の景観と調和したものとなるよう配慮する。

【景観形成の対象】

- ・集落地内の景観資源
(民家や蔵、社寺、樹木、道祖神や祠、屋敷林、道祖神祭りなどの伝統行事など)
- ・集落地のまちなみ(道路、建築物や工作物、石垣、垣柵の構造、緑化など)

3) 生き物の生息環境を守ります

近年、森林の荒廃や都市化の進展による自然の減少、外来種の増加などにより、生き物の生息環境への影響が懸念されており、良好な自然景観を維持保全していくために、生き物の生息環境を守る取り組みを進めます。



亀沢川の流れ（下芦沢）

取り組み方針	景観形成方策
水辺の生息環境を守る	・現在、六反川や信玄堤・釜無川支流において、市民の手により行われているホタルの生育などの環境保全に関わる市民活動の育成や新たな活動の創出に努める。 ・河川、水路、溜池の改修などに際しては、亀沢川で見られるホタルなど、生き物の生息環境に配慮した整備を図る。
森の生息環境を守る	・森林の整備にあたっては、「甲斐市森林整備計画」に基づき、林業の振興を図りつつ、生物の生息環境にも配慮した整備を進める。

【景観形成の対象】

- ・河川、水路、溜池、森林など

4) 自然や里山を楽しむルートや場をつくります

北部地域の自然や里山の魅力を広く知ってもらい、多くの市民や観光客が訪れ、楽しめるような取り組みを進めます。



甲斐市ふる里自然観察路（白山）から望む北部の山々

取り組み方針	景観形成方策
既存のコースの魅力を高める	・既存の登山道やハイキングコースについては、適切な維持管理を進め、さらに魅力を高めるための整備に努める。
新たなルートを整備する	・地域住民と協働して、自然や里山を楽しむための新たなルートの整備を図る。

【景観形成の対象】

- ・甲斐市ふる里自然観察路、既存の登山道、ハイキングコース
- ・山村集落地・里山を周遊する新たなフットパスなど

(5) 棚田や農の景観を継承し、生かす

1) 棚田の景観を守り、生かします

地元農家の後継者不足や高齢化に伴い、遊休農地や荒れた棚田が増加しており、美しい棚田の景観が徐々に失われていくことが、懸念されています。

本市が誇る文化的景観である棚田を守り、後世に継承していくとともに、棚田を生かした北部山間地域の活性化を図るため、地元農家や市民・ボランティアとの協働による取り組みを進めます。



棚田の景観

取り組み方針	景観形成方策
棚田の景観を守る	・棚田を保存するための市としての対策を検討する。 ・棚田の景観を守るためには、生産の場としての棚田の維持が不可欠であり、生業（地域農業）の再生という視点から、棚田の保全に向けた取り組みを促進する。 ・現在、進められている棚田の保全活動の充実を図るとともに、市民活動の輪を広げて行くよう努める。
棚田の魅力高め、景観まちづくりに生かす	・棚田の存在や価値を広く知らせ、魅力をさらに高めていくため、積極的なPRに努める。 ・棚田の補修や修復にあたっては、棚田の景観を損ねないように、石垣、道路、水路、擁壁などは、景観に配慮した整備に努める。 ・農業廃棄物の残置など棚田の景観を阻害している要因を改善する。 ・棚田の魅力を高めるための取り組みを推進する。
棚田、里山、山間集落が一体となった景観まちづくりを進める	・棚田の魅力をより高めていくために、優れた眺望景観、自然景観、農村集落景観や里山景観など、周辺の景観と一体となった景観まちづくりを進め、北部山間地域の活性化を促進する。 ・棚田を中心に、山間集落地の景観資源を結ぶフットパスづくりを検討する。 ・地域の資源を有効に活用し、北部山間地域と都市住民との交流を促進する。

■都市住民との交流の例

- ・甲斐敷島梅の里クラインガルテンと連携した交流の促進、農の活性化
- ・空き家の活用（交流施設、田舎暮らしの長期滞在、空き家民泊、特産品づくりなど）
- ・伝統芸能の活用（下福沢道祖神祭り、七福神のねりこみ、大久保の太々神楽など）
- ・良好な自然環境を生かした環境学習の場としての活用

【景観形成の対象】

- ・棚田（棚田、石垣、水路、畦など）、遊休農地、農道
- ・周辺農村集落地の歴史資源（天澤寺、地藏・道祖神、道祖神祭りなどの伝統行事など）
- ・農村集落地の空き家、里山など

2) 特色ある農の景観を守り、生かします

市内には、棚田のほかにも特色ある農の景観が広がっています。しかしながら、一部では遊休農地が増加するなど、特色ある農の景観が損なわれつつあるため、良好な農の景観を維持保全し、地域農業の活性化を図ります。



やはたも畑

取り組み方針	景観形成方策
優良農地を保全する	優良農地の保全や遊休農地の有効利用、農業の担い手の育成、観光農業の振興などの農業振興施策を講じ、地域農業の振興および活性化を図る。
遊休農地を生かす	遊休農地については、現在、花畑づくりや休耕桑園を利用した桑の実摘みなど、様々な取り組みが行われており、景観形成の視点からも地元農家と協力しながら、多面的な活用を検討する。
農の景観を良好に保つ	深刻化する鳥獣害対策やごみの不法投棄の防止を促進するとともに、農道や用排水路などの整備、農業施設（ビニールハウスなど）の設置や撤去に際しては、景観に配慮するよう努める。

【景観形成の対象】

- 農地（水田、棚田、果樹園、畑地ほか）、遊休農地
- 畦道や農道、用排水路、農業用施設（ビニールハウスなど）

3) 都市住民との交流を深め、元気な農の景観を取り戻します

農の景観の魅力を高めて、地域の農業を元気にするため、地元農家と協力し、農を通じた都市住民との交流を深める取り組みを進めます。



甲斐敷島梅の里クラインガルテン

取り組み方針	景観形成方策
観光農業を促進する	農産物の地産地消を推進するとともに、観光農業を促進する。
農を通じた交流を促進する	甲斐敷島梅の里クラインガルテンの活用をはじめとして、農を通じた都市住民との交流を促進する。

(6) おもてなしを感じさせる景観をつくる

1) 甲斐市の顔となるシンボル景観をつくります

竜王駅周辺をはじめ、行政文化施設などが集積し、地域の生活の中心となっているところ、市民に親しまれている主要な公園・道路については、甲斐市の顔・シンボルとしての魅力をより高めていくための取り組みを進めます。



竜王駅

取り組み方針	景観形成方策
竜王駅周辺の魅力を高める	・駅周辺を一体的にとらえ、本市の玄関口にふさわしい統一感と風格のある良好なまちなみ景観の形成を図る。 ・竜王駅南口線および甲斐中央線については、駅と市役所周辺を結ぶ本市のシンボル道路として位置づけ、景観に配慮した道路整備や統一感のあるまちなみ景観の誘導に努める。 ・駅周辺の建築物等の高さや意匠、色彩などの適切なルールづくりを検討する。 ・来訪者におもてなしを感じさせる、花と緑のまちづくりを進める。 ・周囲の住宅地については、地域住民との協働により、まちなみ景観の向上に努める。 ・駅の南北自由通路は、富士山や南アルプスなど周囲の景観を展望する眺望場所になっており、ここからの主要な眺望景観を確保するとともに、景観まちづくりへの活用を図る。
多様な景観拠点の魅力を高める	・地域生活の中心となっている各種公共施設が集積しているところ、観光や交流の拠点となっているところは、単に施設だけでなく、周辺のまちなみを含めた景観拠点として位置づけ、魅力を高める取り組みを進める。 ・市役所庁舎や周辺に立地する文化施設などの公共建築物については、周辺の景観と調和するよう、景観に配慮したものとする。 ・公共施設の敷地内や周辺の道路、広場、案内板や道路標識などについては、地域にふさわしい緑化や景観に配慮した整備を進める。 ・ごみの不法投棄の防止、老朽化した看板、電線や電柱などの景観を阻害する要因については、改善に努める。 ・周囲の住宅地については、地域住民との協働により、まちなみ景観の向上に努める。 ・周囲にある良好な眺望場所や魅力的な景観資源について、これらを結ぶフットパスづくりを進め、魅力を高める工夫に努める。

【景観形成の対象】

- ・都市拠点（竜王駅～市役所周辺）
- ・地域の生活拠点（市役所周辺、敷島支所・敷島総合文化会館周辺、双葉支所・塩崎駅周辺）
- ・観光交流拠点
（双葉スマート IC 周辺、赤坂台総合公園、玉幡公園、敷島総合公園、荒川河川公園、双葉農
の駅周辺、双葉スポーツ公園、信玄堤公園周辺、釜無川スポーツ公園、甲斐敷島梅の里ク
インガルテン、睦沢・吉沢周辺の棚田、サントリー登美の丘ワイナリー、昇仙峡周辺など）

2) 魅力ある「ふるさと景観回廊」をつくります

道路は、移動する車窓から刻々と変化する景観を眺めることにより、全体としてまちの印象が刻み込まれる大切な視点場です。様々な景観拠点や地域の魅力的な景観資源を結ぶ道路や回遊ルートを「ふるさと景観回廊」として位置づけ、多くの市民や来訪者が、本市の優れた景観を楽しめるような取り組みを進めます。



国道 20 号

取り組み方針	景観形成方策
眺望景観に配慮する	・眺望景観の優れた道路区間は、眺望を妨げない工夫に努めるとともに、良好な眺望場所の確保や整備に努める。
景観回廊を意識させる工夫をする	・道路については、統一感のあるサインや案内板の設置、地域の特性にあった花や街路樹による緑化など、「景観回廊」を意識させる工夫に努める。
沿道景観を向上する	・道路の沿道については、ごみや繁茂した草、荒れた農地、電線や電柱など景観を阻害している要因の改善や、屋外広告物などの適切な誘導を図り、沿道景観の向上を図る。
フットパスと連携させる	・地域の多彩な景観をより多くの人々に身近に楽しんでもらうため、地域住民と協働して、地域ごとに魅力的な景観を結ぶフットパスづくりを検討する。

【景観形成の対象】

■ 骨格的な景観回廊

- ・賑わいの軸となっている道路
（国道 20 号、国道 52 号、甲府南アルプス線、竜王駅前線、愛宕町下条線など）
- ・観光の軸となっている道路など
（昇仙峡ライン、茅ヶ岳広域農道、敷島竜王線、臼井阿原竜王線、下今井駒沢線、甲州道中など）

■ 地域の景観回廊

- ・主要な生活道路
- ・フットパスなど

3) 景観の魅力を生かした観光交流を進めます

美しく個性的な景観は、それだけで多くの人を引き付け、地域の交流や活力を生み出す重要な観光資源となるものです。本市の景観の魅力を多くの人々に知ってもらうため、観光施策と連携した取り組みを進め、観光交流を促進します。



信玄堤公園

取り組み方針	景観形成方策
本市の景観の魅力をPRする	・本市の景観の魅力を市内外にPRするための取り組みを進める。
景観を生かした観光交流を促進する	・景観を生かした観光交流を促進するための取り組みを進める。 ・観光客に本市の景観の魅力を伝える仕組みづくりを検討する。

4) 花と緑の景観まちづくりを進めます

本市は、花と緑あふれる「ガーデンシティ・甲斐」の実現をめざしており、地域のイメージや魅力を高め、訪れる人におもてなしを感じさせる良好なまちなみ景観を形成するため、これまでの市民活動の輪を広げ、花と緑の景観まちづくりに向けた取り組みを進めます。



道沿いの花植えと生け垣

取り組み方針	景観形成方策
花の名所を拡充する	・桜や梅林など花の名所の充実を図るとともに、地域住民の協力を得ながら、新たな花の名所の創出を図る。
花植えや緑化を進める	・地域住民や市民、ボランティア、事業者などと協働し、道路や河川、学校や公共施設、大規模な工場や商業施設の敷地内などの花植えや緑化を推進する。 ・住宅や集落地については、道路沿いの花植えや緑化、生け垣化を促進するとともに、オープンガーデンの普及に努める。 ・遊休農地については、農地の有効利用を促進するとともに、暫定的な活用として花畑づくりなどを検討する。

【景観形成の対象】

- ・花の名所（桜の名所、梅園など）
- ・主要なまちかど、道路、河川、公園や広場、学校などの主要な公共施設
- ・住宅や集落地の道路沿いの庭、生け垣、大規模な事業所や商業施設
- ・遊休農地

5) 祭りやイベントを活性化し、魅力ある賑わい景観をつくります

市内の伝統的行事・祭り・イベントは、まちの賑わい景観を創出するとともに、地域の歴史文化や暮らしぶりを伝える大切な景観資源であり、祭りやイベントを生かした賑わいある景観をつくるための取り組みを進めます。



おみゆきさん

取り組み方針	景観形成方策
既存の祭りや伝統芸能を継承する	地域住民と協働して、道祖神祭りなどの伝統的行事や祭りのPR、若年層への参加の呼びかけ、担い手の育成などを図り、保存や継承に努める。
新たな地域イベントを創出する	既存のイベントの充実とともに、本市の優れた景観資源を効果的に生かした新たなイベントの創出を図るなど、魅力ある賑わい景観づくりを進める。

【景観形成の対象】

- ・祭り・伝統行事（下福沢の道祖神祭り、おみゆきさん、金剛地金山神社の祭りなど）
- ・イベント（甲斐梅の里クロスカントリー大会、甲斐市わくわくフェスタなど）

(7) 親しみのもてる暮らしの景観を育てる

1) 都市景観と田園景観の調和を図ります

一部の土地利用規制の緩い地域においては農地の虫食い状の宅地化が進み、地域景観のみならず、営農環境や居住環境の面でも問題が生じていることから、都市景観と田園景観の調和を図るための取り組みを進めます。また、ごみの不法投棄等により景観が損なわれているところもみられることから改善に努めます。



農地の中に点在する新興住宅

取り組み方針	景観形成方策
計画的な土地利用を推進する	・ 宅地化の進行する地域においては、都市計画との連携を図り、宅地化するところと保全すべき農地や樹林地を区分するなど、適切な土地利用の誘導を図る。
都市景観と田園景観の調和を図る	・ 新たに宅地化するところについては、周辺の田園景観と調和する良好なまちなみ景観の誘導に努める。
ごみの不法投棄を防止する	・ 市街地などで景観を損ねているごみの不法投棄、ごみ屋敷、廃屋、繁茂する空き地の雑草、樹木の枝などについては、適切な指導により景観の向上に努める。

【景観形成の対象】

- ・ 宅地化が進行している地域（双葉地区の用途地域外の赤坂台周辺や東部地域）
- ・ 農地と住宅地が混在する地域

2) 地域の個性を尊重しながらも調和のとれたまちなみ景観を育てます

市内には、住宅地をはじめ、集落地、賑わいある商業地、産業集積地など、様々なまちなみ景観が形成されていますが、それぞれの地域の個性を尊重しながらも、全体として調和したまちなみ景観を育むため、地域の特性に応じた取り組みを進めます。



住宅集落地と狭あい道路

取り組み方針	景観形成方策
密集市街地の景観を改善する	・ 密集市街地については、防災上の観点から、都市計画と連携した防災まちづくりを促進するとともに、景観的には、身近な防災活動広場となるポケットパークの設置、建替えの際の適切な建築物や工作物の誘導、道路沿いの緑化や生け垣化の促進を図る。

【景観形成の対象】

- ・ 古くから形成された木造密集市街地（竜王地区南部の既成市街地など）

取り組み方針	景観形成方策
地域の特性に応じたまちなみ景観を育む	・市内に形成されている様々な住宅地については、地域の特性に応じたまちなみ景観の向上を図る。 ・古くから形成された住宅市街地については、道路沿いの緑化や生け垣化の促進、住宅の新築、増改築に際しての適切な建築物や工作物の誘導を図る。 ・良好なまちなみ景観が形成されている新興住宅地などについては、引き続き景観の維持保全に努める。 ・宅地化が進む田園住宅地については、計画的な土地利用の誘導を図るとともに、良好なまちなみ景観の誘導に努める。

【景観形成の対象】

- ・古くから形成された住宅市街地
- ・宅地化が進行している地域（双葉地区の用途地域外の赤坂台地周辺や東部地域）
- ・農住が混在する地域

取り組み方針	景観形成方策
集落地のまちなみ景観を育む	・市内に分布している特色ある集落地については、集落地独自の趣を損なわないよう、それぞれの集落地景観を尊重し、全体としてまとまりと秩序ある集落景観を育む。 ・民家の家並み、蔵や石垣、鎮守の森、社寺や道祖神、祠などの石造物、古木や大木、屋敷林、水路など、集落景観を特徴づけている地域資源の保存に努める。 ・民家の新築、増改築に際しては、本計画に基づき、集落地景観との調和に配慮した建築物や工作物の誘導を図る。 ・道路や河川の改修、斜面对策などの公共施設整備においては、周辺景観との調和を十分考慮した整備を図る。

【景観形成の対象】

- ・歴史的なまちなみを残す集落地（志田、下今井、竜王河原宿など）
- ・山麓の農山村集落地（菖蒲沢、大久保、天狗沢、牛匂、亀沢、吉沢など）
- ・谷合いの山村集落地（下芦沢、神戸、上福沢、下福沢など）
- ・山間地に点在する山村集落（上芦沢、安寺、上菅口、下菅口、漆戸、打返など）

取り組み方針	景観形成方策
産業集積地のまちなみ景観を育む	・計画的に整備された下今井農工団地や竜王赤坂ソフトパークなどの産業集積地については、施設の規模が大きく、景観に与える影響が大きいことから、敷地まわりの緑化を促進する。 ・工場などの新設や増設については、建築物や工作物の位置、高さ、形態、色彩などの基準を検討し、周辺景観との調和や眺望の確保に向けた誘導を図る。

【景観形成の対象】

- ・産業集積地（下今井農工団地や竜王赤坂ソフトパークなど）
- ・大規模な工場

取り組み方針	景観形成方策
商業地のまちなみ景観を育む	・ 主要な幹線道路沿道では、賑わいのある景観の中にも、秩序や品格のあるまちなみ景観となるよう誘導を図る。 ・ 大規模商業施設などの新たな立地については、都市計画との連携による適切な規制や誘導を図る。 ・ まちなみ景観に大きな影響を与える屋外広告物については、「山梨県屋外広告物条例」の活用や市独自の条例を検討し、適切な誘導を図る。 ・ 建築物等の新築・増改築やネオンなどの夜間照明の設置に際しては、本計画に基づき適切な誘導を図る。 ・ 南アルプスの眺望に優れたアルプス通りは、景観上重要な道路であることから、眺望の確保をはじめ、重点的にまちなみ景観の取り組みを進める。

【景観形成の対象】

- ・ 国道 20 号沿道
- ・ アルプス通り、甲斐中央線、甲府韮崎線、和戸町竜王線の沿道など

3) 身近な景観資源を守り、生かします

各地域に数多くみられる小川や雑木林、古木や大木、花畑、水田や果樹園などの身近な自然に関する景観資源、特徴的な眺望場所、地域の歴史を伝えてくれる社寺や道祖神、祠や石仏などの身近な歴史的景観資源を見つめ直し、地域でその価値を共有し、地域の景観の魅力をより高めていくための取り組みを進めます。



山県神社の社叢林

取り組み方針	景観形成方策
景観資源を掘り起こし、顕在化する	・ 住民参加により、埋もれている身近な景観資源を掘り起こし、景観資源の周知と景観まちづくりへの活用を図る。
景観スポットとしての魅力を高める	・ 一つひとつの景観資源の魅力を損なわないよう、地域で維持管理に努めるとともに、必要に応じて、景観スポットとしての魅力の向上に努める。 ・ 古くから形成された集落地などに多く分布している道祖神は、道祖神祭りとともに特徴的な景観となっているため、地域の重要な景観スポットとしてクローズアップするなど、有効な活用を図る。
地域ごとのフットパスづくりを進める	・ 住民との協働により、地域ごとの身近な景観資源を生活道路や小道などで結ぶフットパスづくりを検討し、地域の魅力向上を図る。

【景観形成の対象】

- ・ 身近な自然景観
(ホタルの生息地、社寺林、古木や大木、雑木林、屋敷林、学校林、農地や小川など)
- ・ 良好な眺望場所 (河川沿いや橋、公園や広場、道路、観光レクリエーション施設や公共施設など)
- ・ 身近な歴史的景観資源
(古道、社寺、古民家、蔵、土塀などの建造物、祠、道祖神、地藏、石仏など)

4) 公共施設の景観の向上を図ります

公共施設は、多くの市民に利用され、市民の交流の場、まちの目印ともなっており、地域の景観形成の先導役としての役割をもっています。

公共施設の景観の向上を図るため、道路、公園、河川、公共建築物などの公共施設デザインのガイドラインの作成を検討します。



双葉水辺公園と高架橋

取り組み方針	景観形成方策
公共建築物の景観を向上する	施設の新築や増改築を行う際は、場所の特性を踏まえた高いデザイン性、眺望への配慮、地域特性にふさわしい緑化などに配慮した整備を図る。

【景観形成の対象】

- ・市役所などの行政施設、文化交流施設、小・中学校などの教育施設、公民館などのコミュニティ施設、福祉施設などの公共建築物や外構
- ・竜王駅・塩崎駅などの駅舎、病院、温泉入浴施設、農産物直売所、ワイナリー、市民農園などの公益的な建築物や外構

取り組み方針	景観形成方策
道路の景観を向上する	・「ふるさと景観回廊」に位置つけた幹線道路や地域の主要な生活道路については、適切な交通安全対策を図りつつ、景観に配慮した道路整備を図る。 ・沿道の廃屋対策やゴミステーションなどの改善を図るとともに、住民参加による街路樹の維持管理、花植え、水やり、清掃美化活動を促進し、道路景観の向上に努める。

【景観形成の対象】

- ・主要な幹線道路（国道 20 号、国道 52 号、アルプス通り、竜王駅前線など）
- ・地域幹線道路
（昇仙峡ライン、茅ヶ岳東部広域農道、甲斐中央線、敷島竜王線、臼井阿原竜王線、竜王駅南口線、下今井駒沢線など）
- ・地域の主要な生活道路や農道、釜無川サイクリングロードなど

取り組み方針	景観形成方策
公園・広場などの景観を向上する	・既設公園のリニューアルおよび新たな公園や広場の整備に際しては、眺望景観への配慮、統一感のある施設デザインなど、景観に配慮した整備を図り、また、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入に努める。 ・住民参加による花植え、清掃や美化活動を促進し、景観の向上を図る。

【景観形成の対象】

- ・ 主要な公園
(赤坂台総合公園、敷島総合公園、玉幡公園、釜無川スポーツ公園、信玄堤公園、島上条公園、双葉水辺公園など)
- ・ 地域の身近な公園、児童遊園、広場など

取り組み方針	景観形成方策
土木構造物の景観を向上する	・ 主要な道路、橋梁、擁壁や斜面構造物、護岸などの河川構造物、えん堤などの治山のための構造物といった土木構造物は、景観に及ぼす影響が大きいことから、景観に配慮した整備を図る。 ・ 信玄堤や竜王用水、長潭橋やレンガ積みの架道橋といった景観的にも価値の高い構造物については、保存を図るとともに、その魅力を引き出すための景観的な工夫に努める。 ・ 鉄塔や送電線、貯水タンクなどの大規模な構造物については、敷地周りの植樹や緑化、周囲の景観と調和した色彩・デザインなどの基準を検討し、景観に配慮したものとする。

【景観形成の対象】

- ・ 主な土木構造物
(高速道路の高架、幹線道路の立体交差、橋梁、護岸などの河川構造物、擁壁や斜面構造物、えん堤等の治山構造物など)
- ・ その他の構造物（鉄塔や送電線、貯水タンクなど）
- ・ 主な土木遺産
(信玄堤、竜王用水、堰、長潭橋、旧信州往還架道橋、宇津谷架道橋など)

5) 景観まちづくりを通じて地域のコミュニティを育みます

市内で行われているボランティアや地域住民による様々な景観形成に関わる活動を通じ、地域のコミュニティを育みます。



市民による花植え活動

取り組み方針	景観形成方策
景観に対する意識を高める	・ 本市の景観の魅力を多くの市民に知ってもらい、景観に対する理解と関心を高めていくための取り組みを進める。
市民の自発的な景観形成活動を促進し、支援するしくみを創る	・ 市内で行われている市民の自発的な景観形成活動の輪を広げ、活動の周知を行い、景観まちづくりについて自由に話し合える機会や場を提供するなど、市民の景観形成活動を支援するしくみづくりを促進する。
先導的な景観まちづくりを推進する	・ 特に景観まちづくりに対する意欲が高い市民の景観形成活動については、市民やNPO法人、ボランティアなどの協働により、先導的な景観まちづくりを推進し、この取り組みを通じて新しい地域コミュニティを育む。

第3章

良好な景観形成のための 行為の制限



第3章 良好な景観形成のための行為の制限

1 建築物等の行為制限に関する基本的方針

(1) 景観計画に基づく行為制限の考え方

市街地、住宅地や集落地、農地などの人為的につくられる景観は、個々の土地の開発や建築行為が一つひとつ積み重なって形成されていくもので、これらの積み重ねが、その地域の景観に大きな影響をもたらします。

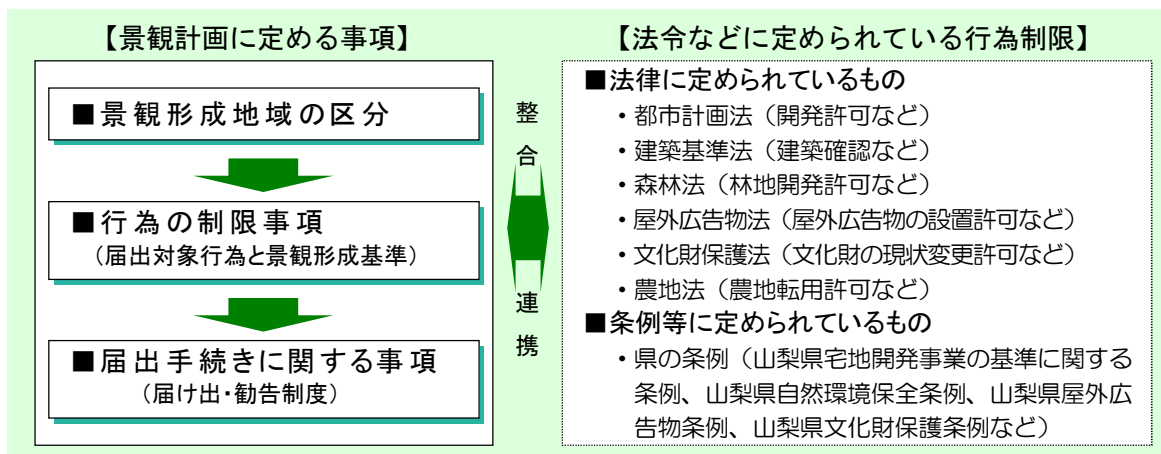
豊かな自然景観や優れた眺望景観を維持保全し、甲斐市らしい良好な景観を図っていくため、本計画では、土地の開発や建築物等の行為に関して一定のルールを定め、豊かな自然景観と活力ある都市景観が調和した、秩序ある景観の誘導を図ります。

市域全体の建築物等に関するルールを定めます

地域特性に応じた景観形成を図る観点から、「第2章-1-(3)-2)甲斐市のめざす景観構造」において分類した景観ゾーンに基づき、市全域を4つの「景観形成地域」に区分し、地域ごとに、建築物等に関する一定のルール（届出対象行為と景観形成基準）を定め、この基準に適合しない開発や建築行為等を制限することにより、良好な景観形成を誘導します。

また、本市では、土地の開発や建築行為等に関して、法令などに定められている行為制限があり、これらの関連する制度との整合・連携を図りながら、効果的な景観コントロールを図っていきます。

■行為制限の考え方



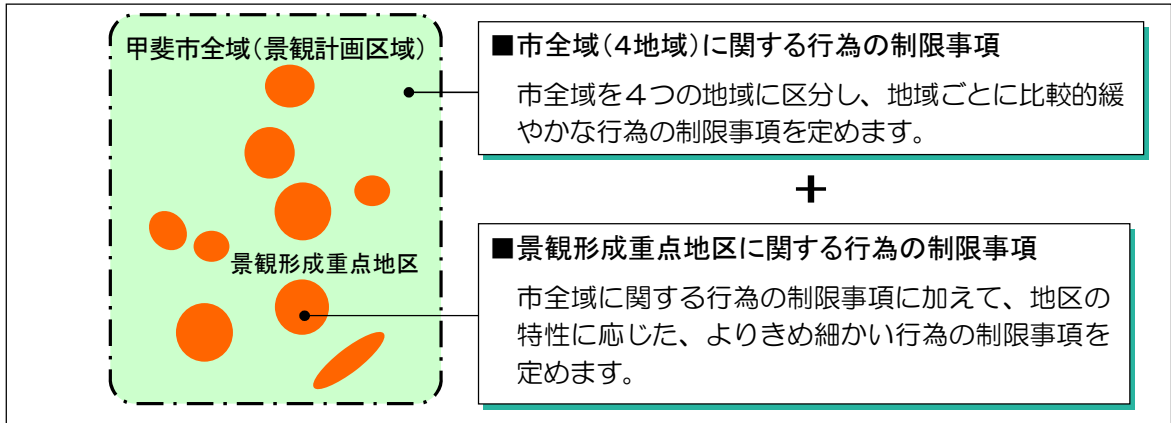
2層の行為制限により、効果的な景観コントロールを図ります

本市では、まず、市全域に関する行為の制限事項を定め、景観行政をスタートしていきます。その後、先導的に景観形成を推進すべき区域として位置づける「景観形成推進ゾーン」を中心に、地域住民の取り組み状況に応じて順次、「景観形成重点地区」*を指定し、地区の特性に応じた、よりきめ細かい行為制限を定めていくことを想定しています。

このように、本市では、市全域と景観形成重点地区に関する2層の行為制限のルールを定め、景観コントロールを図ります。

注) * 「景観形成重点地区」については、「第5章 景観まちづくりの推進に向けて」を参照してください。

■「市全域」と「景観形成重点地区」の2層による行為の制限



(2) 景観計画で定める事項

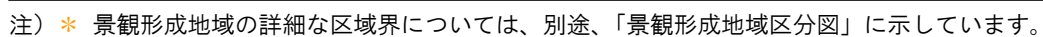
1) 景観形成地域の区分

本市で定める景観形成地域は、景観的な同質性や今後の適切かつ効果的な景観コントロールの運用を考慮し、次の4つの地域を設定します。

■景観形成地域

区 分	景観ゾーン*	地域の特徴
森林 景観形成地域	・ 森林 景観ゾーン	- 本市北部の茅ヶ岳、曲岳、太刀岡山、羅漢寺山から山麓に広がる山と森林の地域 - 本市の景観の骨格を形成する重要な要素および資源として、山々からの眺望景観、森林景観の維持保全が求められている地域
北部山間 景観形成地域	・ 山間集落 景観ゾーン ・ 谷筋集落 景観ゾーン	- 本市北部の亀沢川や荒川沿い谷すじの大小の集落地や山間に点在する小さな農山村集落地域 - 特徴的な農山村景観が展開しており、棚田の保全をはじめ、棚田と集落地、里山が一体となった農山村景観の維持保全が求められている地域
田園居住 景観形成地域	・ 丘陵田園集落 景観ゾーン ・ 田園居住 景観ゾーン ・ 平地の田園 景観ゾーン	- 茅ヶ岳山麓や赤坂台地周辺、釜無川沿いの低地部に広がる農業集落地域 - 古い集落地と新しい住宅地、農地が混在した景観 - 都市と農地が共存しており、農の景観の維持保全と計画的な土地利用の誘導、農の景観と調和した良好なまちなみ景観の誘導が求められている地域
市街地 景観形成地域	・ 市街地 景観ゾーン	- 本市南部の低地部や台地部に広がる既存の市街地 - 竜王駅周辺をはじめ、主要な公共施設が集積する市役所庁舎周辺などの生活の拠点となっているところや、賑わいのある沿道商業地、工業地、多様な住宅地など、特色ある市街地景観 - 市民の大部分が生活しており、暮らしに密着した快適な生活景を中心とする良好な景観形成が求められている地域

注) * 景観ゾーンについては、「第2章 - 1-(3)-2) 甲斐市のめざす景観構造」を参照してください。



2) 行為の制限事項（届出対象行為と景観形成基準）

本計画では、4つの景観形成地域ごとに、それぞれ「届出対象行為」と「景観形成基準」を定めます。

■景観計画に定める行為の制限事項

■届出対象行為

周辺景観に影響が大きいと考えられる一定規模以上の建築物等の新築や増改築、土地の改変などに関する行為を「届出対象行為」として定めます。

■景観形成基準

建築物等の新築や増改築、土地の改変などの行為別に、景観形成上配慮すべき事項を「景観形成基準」として定めます。

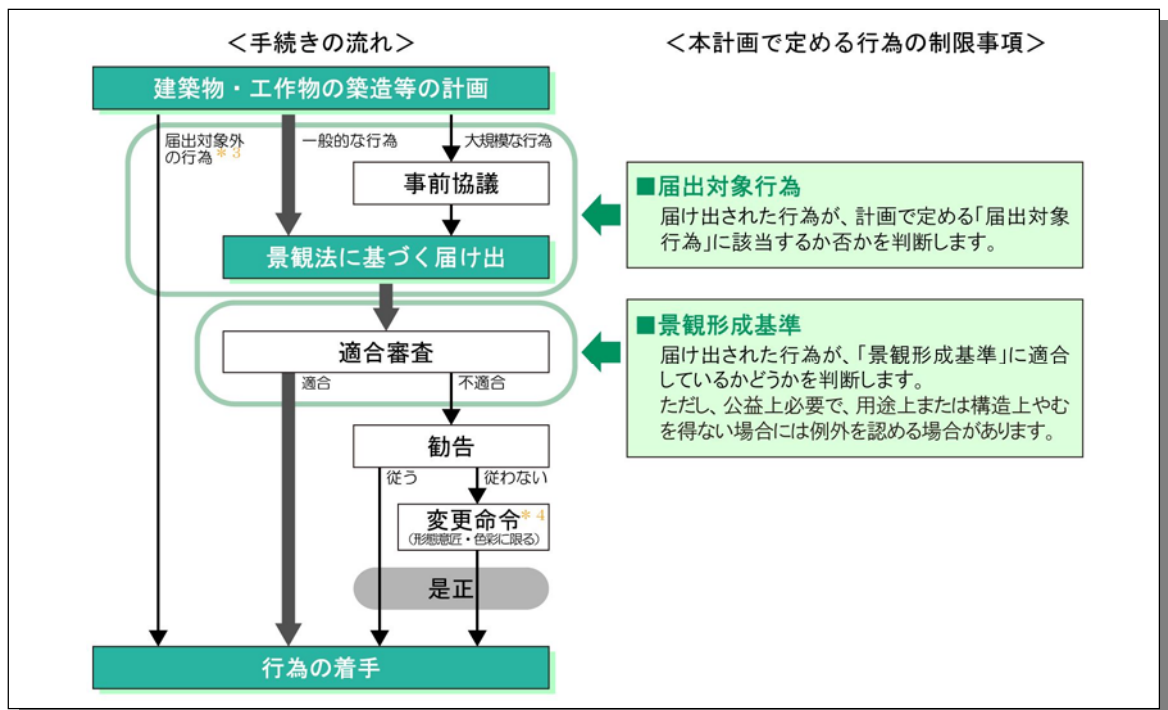
3) 届出手続きに関する事項

建築物・工作物の築造、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合には、あらかじめ市に届け出を行い、市が定める景観形成基準に適合しているかどうかの審査を受けることになります。

市は、届け出が提出された行為の内容を景観形成基準と照合して、助言や指導を行います。また、不適合と判断した行為については、計画の是正の勧告を行い、特定届出対象行為において勧告に従わない場合は、変更命令を行うことになります。

なお、大規模な行為^{*1}（規模の大きい建築物や工作物）は、届け出の前に、市と事前協議^{*2}を行う必要があります。

■行為の届出手続きの流れ



注) ^{*1} 大規模な行為の大規模とは、「建築物でその高さが13m又は床面積1,000㎡を超えるもの、工作物でその高さが20m又は築造面積1,000㎡を超えるもの」をいいます。

^{*2} 事前協議の時期は、「届け出の30日前まで、かつ、行為の計画を容易に変更することができる時期」とします。

^{*3} 届出対象行為以外の建築物等の行為にあたっては、届け出の必要はありませんが、本計画に定める景観形成基準に準拠し、景観に配慮しながら実施することが望まれます。

^{*4} 変更命令に従わない場合は、景観法に罰則等の定めがあります。

(3) 建築物等の行為における基本的な考え方

1) 共通の基本的な考え方

市内で建築物・工作物、土地の改変などの行為を行う場合の基本的な考え方を、次のように定めます。

基本的な方針	基準の考え方
地域景観との調和を図る	・豊かな自然環境や優れた眺望景観、歴史文化的景観、特色ある農の景観を損なうことのないよう、地域景観と調和した景観形成を図る。
景観上重要な場所については、特段に配慮する	・「景観形成上重要な地域や場所」*については、場所の持つ景観の良さや質を損なわないよう、特段に配慮する。

注) * 景観形成上重要な地域や場所とは、景観形成推進ゾーン、景観形成重点地区、景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所などを示します。

2) 景観形成地域別の基本的な考え方

① 森林景観形成地域

森林景観形成地域においては、建築物や工作物、開発や地形改変などの行為は抑制に努め、やむを得ず行う場合は、次の事項に基づくものとします。

基本的な方針	基準の考え方
眺望景観を保全する	・山の稜線や登山道などにおいて建築物や工作物を設置する場合は、良好な眺望を損なわないようにする。
森林景観の維持保全を図る	・森林を伐採する場合は、必要最小限に抑え、また、施設の周りに適切な緑化を施すなど、周辺の自然景観となじませる。
森林景観との調和を図る	・森林地域において建築物や工作物を設置する場合は、周辺の自然景観の中で違和感を与えないようにする。

② 北部山間景観形成地域

北部山間景観形成地域においては、棚田と集落地、里山が一体となった特色ある農山村の景観を損なわないよう、次の事項に基づくものとします。

基本的な方針	基準の考え方
棚田や里山の景観を保全する	・棚田をはじめ、山間農地の保全に努めるとともに、棚田の補修、農道の改善、農業用施設の設置、農業廃棄物や資材などの集積に際しては、棚田の景観を損なわないようにする。 ・周辺の里山については、開発などを抑制する。
集落独特の趣を損なわないようにする	・亀沢川や荒川沿い、山間に点在する集落地においては、里山や農地と一体となった農山村景観と調和し、各集落の独特な趣を損なわないようにする。
水辺景観との調和を図る	・亀沢川をはじめとする水辺においては、水辺景観に違和感を与えないようにする。
歴史文化的景観との調和を図る	・社寺や道祖神などの身近な景観資源のあるところでは、歴史文化的景観に違和感を与えないよう、景観的な調和を図る。

③ 田園居住景観形成地域

田園居住景観形成地域においては、良好な眺望景観や特色ある農の景観を損なわないよう、次の事項に基づくものとします。

基本的な方針	基準の考え方
地域景観との調和を図り、周辺のまちなみ景観との連続性を保つ	・茅ヶ岳山麓地域、釜無川沿いの農業集落地については、地域独自の農業集落景観が展開しており、地域景観との調和や周辺のまちなみ景観との連続性を保つ。
良好な眺望を保全する	・本地域の良好な眺望場所を確保するとともに、建築物や工作物は高さや規模を抑え、良好な景観を損なわないようにする。
斜面樹林を保全する	・山麓部や赤坂台地に広がる斜面樹林を保全し、周辺においては、緑豊かな景観を損なわないようにする。
特色ある農の景観を保全する	・茅ヶ岳山麓の水田や果樹園、釜無川沿いの水田などの農地については、特色ある農の景観を守るため、農地を保全する。 ・農業用施設の設置および農業廃棄物や資材などの集積に際しては、良好な田園景観を損なわないようにする。
水辺景観との調和を図る	・建築物および工作物等が川や池などの水辺に面する場合は、水辺景観に違和感を与えないようにし、水辺に面する部分を緑化する。
歴史的文化的景観との調和を図る	・歴史的文化的景観資源や、社寺や史跡などの景観資源があるところでは、歴史的文化的景観に違和感を与えないよう景観的な調和を図る。

④ 市街地景観形成地域

市街地景観形成地域においては、市街地の特性に応じた秩序あるまちなみ景観を形成するため、次の事項に基づくものとします。

基本的な方針	基準の考え方
都市の風格や統一感のあるまちなみ景観の形成を図る	・竜王駅周辺、市役所庁舎周辺などについては、甲斐市の顔や暮らしの拠点にふさわしく、都市の風格が感じられ、統一感のあるまちなみ景観の形成を図る。
賑わいや統一感を感じさせるまちなみ景観の形成を図る	・国道 20 号などの幹線道路沿道の商業地については、周辺景観との調和、賑わいや楽しさを演出しながらも、統一感の感じられるまちなみ景観の形成を図る。
地域景観との調和を図り、周辺のまちなみ景観との連続性を保つ	・古くから形成された住宅市街地、新興住宅地、宅地化が進む郊外住宅地などについては、住宅地の特性や地域景観との調和を図り、周辺のまちなみ景観との連続性を保つ。
優れた眺望景観を保全する	・良好な眺望が開けた高台や低地の住宅地では、良好な眺望を妨げないようにする。 ・高台からは市街地が一望されることから、見下ろす眺望を良好に保つため、建築物の屋根の色彩や大規模な建築物・工作物等については、影響を最小限に抑える。
水辺景観との調和を図る	・建築物等が川や池などの水辺に面する場合は、水辺景観に違和感を与えないようにし、水辺に面する部分を緑化する。
歴史的文化的景観との調和を図る	・水とつながる歴史的文化的景観資源や、社寺や史跡などの景観資源があるところでは、歴史的文化的景観に違和感を与えないよう景観的な調和を図る。

2 景観形成地域ごとの行為の制限事項

(1) 森林景観形成地域

1) 届出対象行為

森林景観形成地域における景観法に基づく届出対象行為を次のとおり定めます。

本地域内で次の行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届け出が必要となります。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行う必要があります。

① 届け出の必要な行為

【森林景観形成地域】

行為の種類		届け出の対象となる行為の規模	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 1.5mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 5mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ5m又は築造面積 10㎡を超えるもの
		太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ5m又は築造面積 1,000㎡を超えるもの
開発行為等	土地の形質の変更	行為面積が 300 ㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 300 ㎡を超えるもの又は高さ 1.5mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 1.5m又は面積 100 ㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした高さ 10mを超えるもの又は伐採面積 300 ㎡を超えるもの	

② 届け出が不要な行為

届け出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為については、届け出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
- 屋外における物品などの集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路などから見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または甲斐市文化財保護条例に基づく許可または届け出が必要な行為

2) 景観形成基準

① 建築物

【森林景観形成地域】

項 目	景観形成基準										
配置	○周囲から極力目立たないような位置に配置し、周辺の山々の眺望や森林景観を阻害しないよう努める。 ○自然の地形を生かし、土地の改変を避けるとともに、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう留意する。 ○建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退すること。 ○敷地内に大木や古木、良好な樹林地、水辺などがある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。										
規模	○建築物等の高さは13m以下とし、かつ周辺の樹林の高さを超えないようにする。 ○周辺の自然景観に対して著しく突出した印象を与えない規模とし、建築物等と敷地のバランスに配慮する。										
形態・外観	○外壁は、周辺の自然景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。 ○屋根は、周辺の自然景観を損なわないよう、勾配屋根とするなど、統一感のある形状、素材、色彩を工夫する。 ○屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備などは、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えないよう工夫する。 ○神社、寺院、史跡などの歴史資源や良好な自然景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、材料、色彩に配慮する。										
色彩等	○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や農山村集落の景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。 ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色の色彩を除く。 ○使用する色数は、少なくなるよう努める。 ○アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑える。 <table border="1" data-bbox="1050 1079 1414 1256"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y R（橙）系</td><td>5以下</td></tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	色相	彩度	Y R（橙）系	5以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—
色相	彩度										
Y R（橙）系	5以下										
R（赤）、Y（黄）系	3以下										
上記以外	2以下										
無彩色	—										
材料	○外壁・屋根及び外構には、周辺の自然景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。 ○鏡面などの反射光の強い素材は、用いないよう努める。										
屋外照明	○夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○光源で動きのあるものは、原則として避ける。										
緑化	○敷地内、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ○敷地内の既存樹木は、保存もしくは移植し、修景に生かす。 ○使用する樹種については、周辺の自然植生に配慮するとともに、森林景観や自然景観と調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。 ○規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感・圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ○施設の緑化は、甲斐市緑のまちづくり条例に準拠するものとする。										
その他	○屋外駐車場は、出入口を限定し、周囲を生け垣で囲うなど、景観的な配慮をする。 ○ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。 ○自動販売機は、設置を控えるものとし、設置する場合は周辺の自然景観を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。										

② 工作物

【森林景観形成地域】

項 目	景観形成基準
垣、さく、塀の類	○低い構造とし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準ずる工夫をする。 ○周辺の自然景観や建築物本体に調和したものとする。
電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、良好な眺望や背景の山なみ景観を妨げないよう周辺景観に配慮した色調を用いる。 ○高さは30m以下とする。 ○電柱、電話柱の類は、共架に努め、数を少なくする。 ○鉄塔、アンテナの類の設置にあたっては、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財などの重要な景観資源の周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより目立たないようにする。 ○移動通信用鉄塔等については、甲斐市移動通信用鉄塔等設置基準によるものとする。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	○良好な眺望景観、自然景観を妨げないよう配置に留意する。 ○工作物の高さは13m以下とする。
遊戯施設、製造プラント、太陽光・風力・小水力発電施設、貯蔵施設、処理施設の類	○工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化などについては、建築物に準じて自然景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・小水力発電施設については、目立たない位置に設置し、眺望や周囲の景観を損なわないよう配慮したものとする。 ○風力発電施設については、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとする。

③ 開発行為等

【森林景観形成地域】

項 目	景観形成基準
土地の形質の変更	○自然の地形を生かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木や草花により緑化に努める。 ○擁壁は、周辺の景観に調和するよう、形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 ○敷地内の既存の樹林や樹木、水辺などは保全し、活用に努める。 ○形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○掘採等は必要最小限に抑え、周辺から見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ○掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	○堆積規模は必要最小限に抑えるものとする。 ○堆積位置は、道路その他の公共の場から離し、周囲から目立たない位置とする。積み上げにあたっては、高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう整然と行うものとする。 ○敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	○森林の伐採は原則として抑制するものとする。やむを得ず伐採する場合は、森林景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すようにする。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努める。

(2) 北部山間景観形成地域

1) 届出対象行為

北部山間景観形成地域における景観法に基づく届出対象行為を次のとおり定めます。

本地域内で次の行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届け出が必要となります。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行う必要があります。

① 届け出の必要な行為

【北部山間景観形成地域】

行為の種類		届け出の対象となる行為の規模	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 2mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 10mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 5m又は築造面積 10 m ² を超えるもの
		太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ 5m又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
開発行為等	土地の形質の変更	行為面積が 500 m ² を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 500 m ² を超えるもの又は高さ 2mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 2m又は面積 300 m ² を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 m ² を超えるもの	

② 届け出が不要な行為

届け出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為については、届け出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
- 屋外における物品などの集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路などから見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または甲斐市文化財保護条例に基づく許可または届け出が必要な行為

2) 景観形成基準

① 建築物

【北部山間景観形成地域】

項 目	景観形成基準										
配置	○農山村集落の趣と優れた眺望景観を損なわないよう配置に留意する。 ○集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 ○建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退すること。 ○敷地内に大木や古木、良好な樹林地、水辺などがある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。										
規模	○建築物等の高さは15m以下とする。 ○個々の建築物等の規模はコンパクトに抑え、農山村集落の趣と良好な眺望景観を阻害しないように配慮する。 ○農山村集落の景観から著しく突出した印象を与えないよう、建築物等と敷地のバランスに配慮する。										
形態・外観	○外壁は、集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観、趣のある農山村集落の景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。 ○屋根は、趣のある農山村集落の景観を損なわないよう、勾配屋根とするなど、統一感のある形状、素材、色彩を工夫する。 ○屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備などは、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えないよう工夫する。 ○神社、寺院、史跡などの歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、材料、色彩に配慮する。										
色彩等	○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観や農山村集落の景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。 ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色の色彩を除く。 ○使用する色数は、少なくなるよう努める。 ○アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑える。 <table border="1" data-bbox="1005 1104 1372 1279"> <thead> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>YR（橙）系</td><td>5以下</td></tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>—</td></tr> </tbody> </table>	色相	彩度	YR（橙）系	5以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—
色相	彩度										
YR（橙）系	5以下										
R（赤）、Y（黄）系	3以下										
上記以外	2以下										
無彩色	—										
材料	○外壁・屋根及び外構には、周辺の自然景観や農山村集落の景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。 ○鏡面などの反射光の強い素材は、用いないよう努める。										
屋外照明	○集落地において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○光源で動きのあるものは、原則として避ける。										
緑化	○集落地においては、敷地内の緑化に努めるものとし、集落地のうるおいを高めるよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ○敷地内の既存樹木は、保存もしくは移植し、修景に生かす。 ○使用する樹種については、周辺の森林や里山、樹林などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。 ○規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感・圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ○施設の緑化は、甲斐市緑のまちづくり条例に準拠するものとする。										
その他	○屋外駐車場は、出入口を限定し、周囲を生け垣で囲うなど、景観的な配慮をする。 ○ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。 ○自動販売機は、設置を控えるものとし、設置する場合は周辺の自然景観や農山村集落の趣を損なわないよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。										

② 工作物

【北部山間景観形成地域】

項 目	景観形成基準
垣、さく、塀の類	○低い構造とし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準ずる工夫をする。 ○集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、周辺の自然景観や山間集落地景観及び建築物本体に調和したものとする。
電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、周辺の山間集落地景観に配慮した色調を用いる。 ○高さは30m以下とする。 ○電柱、電話柱の類は、共架に努め、数を少なくする。 ○鉄塔、アンテナの類の設置にあたっては、眺望景観や周辺の自然景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財などの重要な景観資源の周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより目立たないようにする。 ○移動通信用鉄塔等については、甲斐市移動通信用鉄塔等設置基準によるものとする。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	○良好な眺望景観、自然景観を妨げないように配置に留意する。 ○工作物の高さは15m以下とする。
遊戯施設、製造プラント、太陽光・風力・小水力発電施設、貯蔵施設、処理施設の類	○工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化などについては、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・小水力発電施設については、目立たない位置に設置し、眺望や周囲の景観を損なわないよう配慮したものとする。 ○風力発電施設については、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとする。

③ 開発行為等

【北部山間景観形成地域】

項 目	景観形成基準
土地の形質の変更	○自然の地形を生かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えけるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木や草花により緑化に努める。 ○擁壁は、周辺の景観に調和するよう、形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 ○敷地内の既存の樹林や樹木、水辺などは保全し、活用に努める。 ○形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○掘採等は必要最小限に抑え、周辺から見えないう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ○掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	○堆積規模は必要最小限に抑えるものとする。 ○堆積位置は、道路その他の公共の場から離し、周囲から目立たない位置とする。積み上げにあたっては、高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう整然と行うものとする。 ○敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	○樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すようにする。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努める。

(3) 田園居住景観形成地域

1) 届出対象行為

田園居住景観形成地域における景観法に基づく届出対象行為を次のとおり定めます。

本地域内で次の行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届け出が必要となります。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行う必要があります。

① 届け出の必要な行為

【田園居住景観形成地域】

行為の種類		届け出の対象となる行為の規模	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	行為部分の床面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	変更部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 2m を超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15m を超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 10m を超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 5m 又は築造面積 10 ㎡を超えるもの
		太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ 5m 又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの
開発行為等	土地の形質の変更	行為面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さ 2m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 500 ㎡を超えるもの又は高さ 2m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 2m 又は面積 300 ㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 ㎡を超えるもの	

② 届け出が不要な行為

届け出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為については、届け出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
- 屋外における物品などの集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路などから見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または甲斐市文化財保護条例に基づく許可または届け出が必要な行為

2) 景観形成基準

① 建築物

【田園居住景観形成地域】

項 目	景観形成基準										
配置	○地域の優れた眺望景観を損なわないよう配置に留意する。 ○集落地の家並みの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 ○建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退すること。 ○敷地内に大木や古木、良好な樹林地、水辺などがある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。										
規模	○建築物等の高さは15m以下とする。 ○個々の建築物等の規模はコンパクトに抑え、良好な眺望景観を阻害しないように配慮する。 ○周辺の田園集落景観と比べて著しく突出した印象を与えないよう、建築物等と敷地のバランスに配慮する。										
形態・外観	○外壁は、周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺の田園集落景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。 ○屋根は、周辺の田園集落景観と調和するよう、勾配屋根とするなど、統一感のある形状、素材、色彩を工夫する。 ○屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備などは、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えないよう工夫する。 ○神社、寺院、史跡などの歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、材料、色彩に配慮する。										
色彩等	○外壁及び屋根は、低彩度で落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然や田園集落地景観と調和した色調とする。基調色となる部分（全体の約2/3）の彩度は、表の通りとする。ただし、石材、木材などの自然素材、漆喰、煉瓦、金属、ガラスなどの表面に着色していない素材色の色彩を除く。 ○使用する色数は、少なくなるよう努める。 ○アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑える。 <table border="1" data-bbox="1043 1102 1407 1276"> <tr> <th>色相</th><th>彩度</th></tr> <tr> <td>YR（橙）系</td><td>5以下</td></tr> <tr> <td>R（赤）、Y（黄）系</td><td>3以下</td></tr> <tr> <td>上記以外</td><td>2以下</td></tr> <tr> <td>無彩色</td><td>—</td></tr> </table>	色相	彩度	YR（橙）系	5以下	R（赤）、Y（黄）系	3以下	上記以外	2以下	無彩色	—
色相	彩度										
YR（橙）系	5以下										
R（赤）、Y（黄）系	3以下										
上記以外	2以下										
無彩色	—										
材料	○外壁・屋根及び外構には、周辺の自然景観や田園集落景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。 ○鏡面などの反射光の強い素材は、用いないよう努める。										
屋外照明	○集落地において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○光源で動きのあるものは、原則として避ける。										
緑化	○集落地においては、敷地内の緑化に努めるものとし、集落地のうるおいを高めるよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。 ○敷地内の既存樹木は、保存もしくは移植し、修景に生かす。 ○使用する樹種については、周辺の田園や樹林、緑地などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。 ○規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感・圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ○施設の緑化は、甲斐市緑のまちづくり条例に準拠するものとする。										
その他	○屋外駐車場は、出入口を限定し、周囲を生け垣で囲うなど、景観的な配慮をする。 ○ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。 ○自動販売機は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。										

② 工作物

【田園居住景観形成地域】

項 目	景観形成基準
垣、さく、塀の類	○低い構造とし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準ずる工夫をする。 ○集落地の家並みの連続性に配慮するとともに、周辺の田園景観及び建築物本体に調和したものとする。
電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、周辺の田園集落景観に配慮した色調を用いる。 ○高さは30m以下とする。 ○電柱、電話柱の類は、共架に努め、数を少なくする。 ○鉄塔、アンテナの類の設置にあたっては、眺望景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財などの重要な景観資源の周辺への設置は極力避ける。また、敷地の許す範囲内で、幹線道路の境界線から5m以上後退するとともに、下部を植栽などにより目立たないようにする。 ○移動通信用鉄塔等については、甲斐市移動通信用鉄塔等設置基準によるものとする。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	○良好な眺望景観を妨げないよう配置に留意する。 ○工作物の高さは15m以下とする。
遊戯施設、製造プラント、太陽光・風力・小水力発電施設、貯蔵施設、処理施設の類	○工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化などについては、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・小水力発電施設については、目立たない位置に設置し、眺望や周囲の景観を損なわないよう配慮したものとする。 ○風力発電施設については、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮したものとする。

③ 開発行為等

【田園居住景観形成地域】

項 目	景観形成基準
土地の形質の変更	○自然の地形を生かし、土地の形質の変更は必要最小限に抑えるとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木や草花により緑化に努める。 ○擁壁は、周辺の景観に調和するよう、形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 ○敷地内の既存の樹林や樹木、水辺などは保全し、活用に努める。 ○形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○掘採等は必要最小限に抑え、周辺から見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ○掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	○堆積規模は必要最小限に抑えるものとする。 ○堆積位置は、道路その他の公共の場から離し、周囲から目立たない位置とする。積み上げにあたっては、高さをできるだけ低く抑え、周辺の景観を損なわないよう整然と行うものとする。 ○敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	○樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すようにする。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努める。

(4) 市街地景観形成地域

1) 届出対象行為

市街地景観形成地域における景観法に基づく届出対象行為を次のとおり定めます。

本地域内で次の行為を行う場合は、行為に着手する日の30日前までに市に届け出が必要となります。また、大規模な行為については、あらかじめ市と協議を行う必要があります。

① 届け出の必要な行為

【市街地景観形成地域】

行為の種類		届け出の対象となる行為の規模	
建築物	新築、改築、増築若しくは移転	高さ 13m又は行為部分の床面積の合計が 500 ㎡を超えるもの	
	外観の模様替え、色彩の変更	高さ 13m又は床面積の合計が 500 ㎡を超える建築物で、変更部分の面積の合計が 10 ㎡を超えるもの	
工作物	新築、増改築、移転、外観の模様替え、色彩の変更	垣、さく、塀の類	高さ 2mを超えるもの
		電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	高さ 15mを超えるもの
		煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	高さ 13mを超えるもの
		遊戯施設、製造プラント、貯蔵施設、処理施設の類	高さ 13m又は築造面積 500 ㎡を超えるもの
		太陽光・風力・小水力発電施設の類	高さ 5m又は築造面積 1,000 ㎡を超えるもの
開発行為等	土地の形質の変更	行為面積が 1,000 ㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	鉱物の掘採又は土石の類の採取	行為面積が 1,000 ㎡を超えるもの又は高さ 3mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	高さ 3m又は面積 500 ㎡を超えるもので、期間が 90 日を超えるもの	
	木竹の伐採	土地の用途変更を目的とした伐採面積 300 ㎡を超えるもの	

② 届け出が不要な行為

届け出を必要とする行為であっても、景観法第16条第7項に規定する行為と市が定める次の行為については、届け出の必要はありません。

- 景観計画区域が指定された際に、既に着手している行為
- 建築物や工作物で、外観の変更を伴わない改築
- 垣、さく、塀の類のうち、生け垣によるもの
- 屋外における物品などの集積又は貯蔵で、その用に供される土地の周辺の道路などから見通すことができない行為
- 山梨県文化財保護条例または甲斐市文化財保護条例に基づく許可または届け出が必要な行為

2) 景観形成基準

① 建築物

【市街地景観形成地域】

項 目	景観形成基準
配置	○市街地から見える山々の眺望を妨げないよう配置に留意する。 ○住宅地や商業地など、周辺のまちなみの連続性に配慮し、周辺建築物と調和する配置とする。 ○建築物等の壁面線は、敷地の許す範囲内で、道路境界線や隣地境界線からできるだけ後退すること。 ○敷地内に大木や古木、良好な樹林地、水辺などがある場合や良好な眺望が得られる場合には、これらに配慮した配置とする。
規模	○建築物等の高さは20m以下とする。 ○個々の建築物等の規模はコンパクトに抑え、大規模となる場合は建物を分節化するなど、圧迫感を軽減するよう工夫する。 ○周辺のまちなみ景観と比べて著しく突出した印象を与えないよう、建築物等と敷地のバランスに配慮する。
形態・外観	○外壁は、周辺の建築物等との連続性に配慮するとともに、周辺のまちなみ景観と調和した形態・意匠、色彩となるよう工夫する。 ○屋根は、周辺のまちなみ景観と調和するよう、形状、素材、色彩を工夫する。 ○屋外階段、ベランダなどは、建物本体と調和するよう配慮する。また、外壁又は屋上に設ける設備などは、露出しないようにし、建築物と一体的なデザインとするなど、突出感や乱雑な印象を与えないよう工夫する。 ○神社、寺院、史跡などの歴史資源や良好な景観資源に近接する場合は、これらの景観に違和感を与えることのないよう形態・意匠、材料、色彩に配慮する。
色彩等	○外壁及び屋根は、低彩度で、落ち着いた色彩を基調とし、背景となる山々の緑を引き立て、周辺のまちなみ景観と調和した色調とする。 ○使用する色数は、少なくなるよう努める。 ○アクセントとなる色彩を使う場合は、使用面積を抑える。
材料	○外壁・屋根及び外構には、自然景観や周辺景観と違和感のあるような材料を極力避け、地域特有の材料や天然の材料を用いるよう努める。 ○鏡面等の反射光の強い素材は、用いないよう努める。
屋外照明	○駅前や商業地などにおいては、適度な屋外照明やライトアップなど賑わいある夜間景観の演出に努める。 ○住宅地において夜間照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度な光量、過剰な電飾を避け、光が不必要に散乱しないよう配慮する。 ○商業地の看板などの照明、ネオンサインなどは、過度な光量、けばけばしい色合いとならないよう配慮する。 ○光源で動きのあるものは、原則として避ける。
緑化	○住宅地においては、敷地内の緑化に努めるものとし、まちのうるおいを高めるよう、特に、道路前面部の緑化（生け垣化など）に努める。商業地においては、プランターや花壇の設置など、緑化の方法を工夫する。 ○敷地内の既存樹木は、保存もしくは移植し、修景に生かす。 ○使用する樹種については、周辺の樹林や緑地、街路樹などと調和し、地域の風土にあったものとするよう努める。 ○大規模な商業施設や工場などの規模の大きい建築物は、周辺に与える威圧感・圧迫感などを和らげるよう、樹木の高さ及び配置などに配慮し、緑化に努める。 ○施設の緑化は、甲斐市緑のまちづくり条例に準拠するものとする。
その他	○屋外駐車場は、出入口を限定し、デザインは沿道の景観に配慮すること、また、周囲を生け垣で囲うなど、景観的な配慮をする。 ○ごみ置き場は、道路側から目立たないようにするなど、景観的な配慮に努める。 ○自動販売機は、周辺景観になじむよう位置や色彩、デザインの工夫に努める。

② 工作物

【市街地景観形成地域】

項 目	景観形成基準
垣、さく、塀の類	○低い構造とし、生け垣、石材、木材などの自然素材を使用するよう努める。これによらない場合でも、これに準ずる工夫をする。 ○まちなみの連続性に配慮するとともに、周辺の景観及び建築物本体に調和したものとする。
電線類、電柱、鉄塔、アンテナの類	○形状・意匠は、できるだけシンプルなものとする。 ○色彩は、周辺の景観に配慮した色調を用いる。 ○高さは30m以下とする。 ○電柱、電話柱の類は、共架に努め、数を少なくする。 ○鉄塔、アンテナの類の設置にあたっては、眺望景観の妨げにならないよう配慮するとともに、文化財などの重要な景観資源の周辺への設置は極力避ける。また、道路その他公共の場から見えにくい位置に設置し、下部を植栽などにより目立たないように工夫する。 ○移動通信用鉄塔等については、甲斐市移動通信用鉄塔等設置基準によるものとする。
煙突、記念塔、高架水槽、彫像の類	○市街地から見える山々の眺望を妨げないよう配置に留意する。 ○工作物の高さは20m以下とする。
遊戯施設、製造プラント、太陽光・風力・小水力発電施設、貯蔵施設、処理施設の類	○工作物の形態・意匠、色彩、屋外照明、緑化などについては、建築物に準じて周辺の景観と調和したものとなるよう工夫する。 ○太陽光・小水力発電施設については、できるだけ設置を控えるとともに、設置する場合は目立たない位置とし、周囲を緑化により遮へいするなど、景観に配慮する。 ○風力発電施設の設置はできるだけ控えるとともに、設置する場合は、目立たない色彩や反射の少ない素材を採用するなど、景観に配慮する。

③ 開発行為等

【市街地景観形成地域】

項 目	景観形成基準
土地の形質の変更	○土地の形質の変更は必要最小限に抑え、周辺の地形との調和に配慮するとともに、大きな法面や擁壁などを生じないように努める。 ○法面を必要とする場合は、緩やかな勾配とし、地域にふさわしい樹木や草花により緑化に努める。 ○擁壁は、周辺の景観に調和するよう、形態・意匠、材料を工夫し、圧迫感の軽減と修景の工夫に努める。 ○敷地内の既存の樹林や樹木、水辺などは保全し、活用に努める。 ○形質の変更終了後は、自然の植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、敷地の緑化に努める。
鉱物の掘採又は土石の類の採取	○掘採等は必要最小限に抑え、周辺から見えないよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の緑化に努める。 ○掘採等の終了後は、自然植生及び周辺の樹木と調和した樹種により、跡地の緑化に努める。
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他物件の堆積	○堆積規模は必要最小限に抑えるものとする。 ○堆積位置は、道路その他の公共の場から離し、周囲から目立たない位置とする。積み上げにあたっては、高さを低く抑え、周辺の景観を損なわないよう整然と行うものとする。 ○敷地の周辺は、植栽など周辺景観と調和した遮へい措置を講ずるよう努める。
木竹の伐採	○樹林の保全・育成を基本として、周辺の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採とする。 ○既存の高木及び樹姿の優れた樹木は残すとともに、まとまりをもたせて残すよう努める。特に、道路及び隣地と接する樹林は、残すようにする。 ○伐採した樹種及び周辺の植生を勘案して代替措置（植栽など）の実施に努める。

第4章

良好な景観資源等の 質的向上に向けて

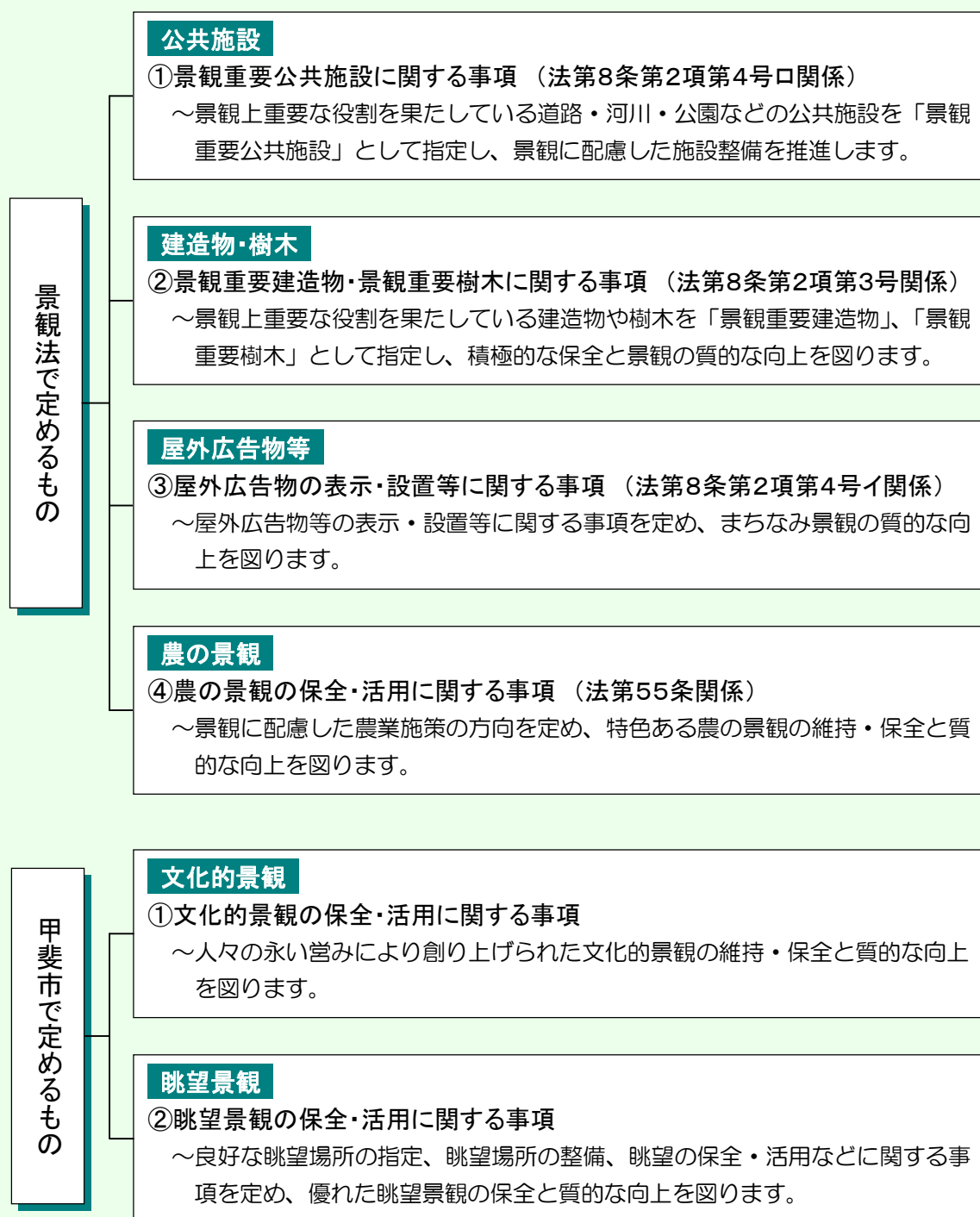


第4章 良好な景観資源等の質的向上に向けて

1 基本的な考え方

個性豊かで魅力的な景観形成を推進していくためには、甲斐市の自然・歴史・文化などを象徴し、地域を強く印象づけている景観資源等の保全と景観的な質の向上に加え、これらを核とした景観形成に取り組んでいく必要があります。

そのため、本市の景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、その質的向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。



2 景観法で定めるもの

(1) 景観重要公共施設に関する事項

景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号口関係)

1) 基本的な考え方

道路・河川・公園などの公共施設は、地域の景観を形成する重要な要素であり、その周辺の自然景観やまちなみ景観と調和した施設デザインや管理を行うことが求められます。

このため、本市の景観形成上重要な公共施設については、「景観重要公共施設」に指定し、今後、施設管理者などとの協議を図りながら、優先的に景観に配慮した施設整備を推進します。

2) 景観重要公共施設の指定について

景観重要公共施設については、次の基準に基づき指定します。指定に際しては、施設管理者と協議の上、同意を図り、「甲斐市景観審議会」の意見を聴き、決定します。

先導的に指定を目指す候補については、早期の指定に向けた取り組みを推進するとともに、甲斐市の景観上、軸となっている施設や景観形成推進ゾーンに含まれる施設についても、順次、指定に向けた検討を行っていきます。

■指定基準

- 優れた眺望景観を有する公共施設（道路、河川、公園など）
- 本市のシンボル、都市軸、賑わいや観光の軸となっている道路
- 歴史的まちなみなど沿道の景観との調和が求められる道路
- 良好な景観を有し、本市のシンボルとなっている河川
- 多くの市民、観光客などに親しまれているシンボリックな公園
- 特徴的な景観を有する橋梁、護岸やえん堤などの土木構造物

■先導的に指定を目指す候補

- 釜無川
- 甲斐中央線、竜王駅南口線
- アルプス通り
- 古道（沿道のまちなみ景観との調和が求められる区間） など

注）＊公共建築や鉄道駅などの公共的な建造物は景観重要公共施設でなく景観重要建造物として指定します。

3) 景観重要公共施設の整備について

指定された景観重要公共施設については、公共施設管理者と協議を図り、次の考え方に基づいて、景観に配慮した施設整備に努めます。

また、景観に配慮した公共施設の整備を推進するため、今後、甲斐市の公共施設のデザインガイドラインやサイン計画などの検討を図ります。

■景観重要公共施設の整備の考え方

区 分	整備方針の考え方
景観重要道路	●景観に配慮した道路の整備（眺望への配慮、統一感のある交通安全施設、歩道舗装、擁壁・法面などの構造物、街灯などのデザイン） ●地域の特性を考慮した特色ある道路の緑化、道路の環境美化 ●景観に配慮した統一感のある公共サインや標識の設置
景観重要河川	●景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など） ●特色ある河川緑化、河川の環境美化など
景観重要公園	●良好な眺望を生かした公園の整備 ●景観的な調和と統一感がある公園施設やサインの整備 ●地域の特性を考慮した特色ある公園の緑化、環境美化

(2) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項

景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)

1) 基本的な考え方

特徴的な建造物や樹木は、地域の景観を特徴づける重要な景観資源であり、資源の保全を図るとともに、積極的にまちづくりに活用します。

このため、市内の建造物および樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」および「景観重要樹木」に指定^{*}し、それらの保存を図るとともに、周辺も含め魅力ある景観形成を促進します。

指定に際しては、土地・建物の所有者の同意を得た上で、「甲斐市景観審議会」の意見を聴き、決定します。

2) 景観重要建造物について

① 景観重要建造物の指定

建築物や工作物のうち、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる建造物を、次の基準に基づき「景観重要建造物」として指定します。

先導的に指定を目指す候補については、早期の指定に向けた取り組みを推進するとともに、市内の近代土木遺産等についても、順次、指定に向けた検討を行っていきます。

■指定基準

- 地域の歴史や文化を感じさせ、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 歴史的、建築的に高い価値をもつ建造物
- 優れたデザインを有し、市や地域のシンボルとなっている建造物
- 多くの市民、観光客などに愛され、親しまれている建造物

■先導的に指定を目指す候補

- 古民家
- 蔵
- など

② 景観重要建造物の保全・活用の方向

景観重要建造物として指定された建造物については、適切な保存を図るとともに、景観に配慮したサイン類の設置や周辺整備により、建造物の景観的価値を高めます。

3) 景観重要樹木について

① 景観重要樹木の指定

市内に分布する名木・大木・古木などのうち、地域の景観形成に重要な役割を果たし、道路などの公共の場所から容易に見ることができる樹木を、次の基準に基づき「景観重要樹木」として指定します。

先導的に指定を目指す候補については、早期の指定に向けた取り組みを推進するとともに、その他の樹木についても、順次、指定に向けた検討を行っていきます。

■指定基準

- 樹容（樹高、樹形など）から地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- まちかどに位置するなど、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民、観光客などに愛され、親しまれている樹木

■先導的に指定を目指す候補

- 信玄堤のケヤキ林
- 竜王駅南北駅前広場のシンボルツリー
- など

② 景観重要樹木の保全・活用の方向

景観重要樹木として指定された樹木については、適切な保存を図るとともに、景観に配慮したサイン類の設置や周辺整備により、樹木の景観的価値を高めます。

(3) 屋外広告物の表示・設置に関する事項

屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)

1) 基本的な考え方

屋外広告物は、市民や来訪者に様々な情報を与え、商業地などのまちなみに賑やかな印象を与えるなどの効果があります。

しかしながら、近年、幹線道路沿道などを中心に、大規模かつ派手な色彩の広告物など、無秩序な掲出、氾濫が目立っており、まちなみ景観を阻害する大きな要因になっています。

現在、本市では、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為に対しては、「山梨県屋外広告物条例」に基づき一定の規制（許可申請）が行われています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、本市の様々な景観資源や良好な眺望点の周辺においては、景観特性に配慮した、よりきめ細かい規制・誘導を図り、地域の特性や実状に応じた取り組みを推進していく必要があります。そのため、将来的には、本計画および屋外広告物法に基づく、市独自の屋外広告物条例の制定をめざしていきます。

2) 屋外広告物の表示・設置等の制限について(案)

今後、本市独自の規制・誘導に向け、景観形成の観点から、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

■基本的な考え方

屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に際しては、地域の特性や現状を考慮し、まちなみ景観など、その地域の景観に著しくなじまないもの、過度に目立つものとならないよう配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項 目	設置基準の考え方
位置・形状・規模・意匠	○景観重要公共施設や景観重要建造物、景観重要樹木、良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところにおいては、当該施設が醸し出す地域イメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。 ○必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路の快適な見通しの確保、良好な自然景観や田園景観との調和に配慮する。 ○主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ○広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ○幹線道路や主要な交差点付近に設置する看板類については、コンパクトに集約し、大きさや向きを揃えるなど、まとまり感に配慮するとともに、修景や緑化に努める。 ○放置された老朽看板については、撤去に努める。
色 彩	○基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ○安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	○周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努める。 ○耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照 明	○照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ○照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量などに十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ○ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

(4) 特色ある農の景観の保全・活用に関する事項

景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第55条関係)

1) 基本的な考え方

棚田をはじめとする水田、野菜畑、果樹園の景観など、特色ある農の景観は、人々の営みの中で生まれ、育まれてきたもので、特有の美しさがあり、市民にとっては、ふるさとの原風景となる大切な景観といえます。

しかしながら、農業従事者の高齢化と後継者不足、農地の減少、遊休農地の増加などが進行し、農業の活力が低下しています。これに伴い、美しい農の景観が失われつつあることが懸念されています。

良好な農の景観を維持保全し、地域農業の活性化を図るため、本計画で示した各種取り組みを推進するとともに、景観農業振興地域整備計画についても検討していきます。



棚田の景観



やはたも畑の景観

■景観農業振興地域整備計画の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、美しい田園景観や農山村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、計画の策定にあたっては、現行の「甲斐市農業振興地域整備計画」などとの整合を図る必要があります。

<計画づくりの動機>

- 棚田の景観を守りたい
- 北部山間地域の特色ある農山村の風景を守りたい
- やはたもなどの野菜畑、果樹園、水田など、特色ある農の風景を守りたい
- 農業を核とした市民交流を活性化させたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい など

「景観農業振興地域整備計画」の策定

<計画に定める事項>

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

2) 計画で定める事項について

① 景観農業振興地域の区域

計画の対象区域は、農業振興地域内のうち、特に、田園景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講ずることが望まれる区域を、次の設定基準に基づき定めます。

■区域の設定基準

- 良好な農の景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められる区域
- 農地と里山、集落地が一体となって特徴的な景観を形成している農山村地域
- クラインガルテンや体験農園など、農を通じて都市住民との交流の推進を図る地域
- 農の景観と調和する農業生産基盤整備の推進を図る地域
- 遊休農地が増加し、その利活用が求められる地域 など

② 景観と調和した農地の利用に関する事項

景観農業振興整備計画区域内の農用地、農業用施設などについて、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域景観に配慮した農地の利用のあり方について定めます。

③ 農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備および開発に関する事項（農振法第8条第2項第2号）
 - ・景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など
- 農用地等の保全に関する事項（農振法第8条第2項第2号の2）
 - ・遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項（農振法第8条第2項第4号）
 - ・農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など

3 甲斐市で定めるもの

本市では、景観資源等の質的向上を図るため、前項の景観法で定める4つの事項のほかに、次の事項を定め、景観資源等の保全と質的な向上、景観まちづくりへの活用を図ります。

なお、これらの事項を定める際は、「甲斐市景観審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 文化的景観の保全・活用に関する事項

1) 甲斐市の文化的景観

「文化的景観」とは文化財保護法に基づき、棚田や里山などのように、地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で、国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないものを保護するために制定されたものです。制度の趣旨から、本市においては、次のような景観が文化財保護法第2条第1項第5号で掲げる「文化的景観」の候補地として挙げられます。

今後、本市の文化的景観の選定に向けては、教育委員会が主体となり、甲斐市文化財保護条例に文化的景観を位置づけ、「甲斐市景観審議会」の意見を聴くとともに、甲斐市文化財保護審議会の諮問・答申を経て、選定を行います。

■本市の文化的景観候補地（例）

■ 北部山間地域の棚田と農山村景観

北部の亀沢川、荒川沿いに広く分布する棚田と山間の農山村集落が織りなす景観は、自然や風土の中で、先人たちの永い営みにより育まれてきた本市が誇る文化的景観です。



初夏の棚田



春の棚田

■ 水との関わりを伝える歴史文化的景観

信玄堤や竜王用水、信玄堤ゆかりの竜王河原宿、三社神社やおみゆきさんなどの伝統行事をはじめ、用水路、堰、溜池などの景観は、先人たちの永い水との関わりの歴史を伝える代表的な文化的景観です。



信玄堤

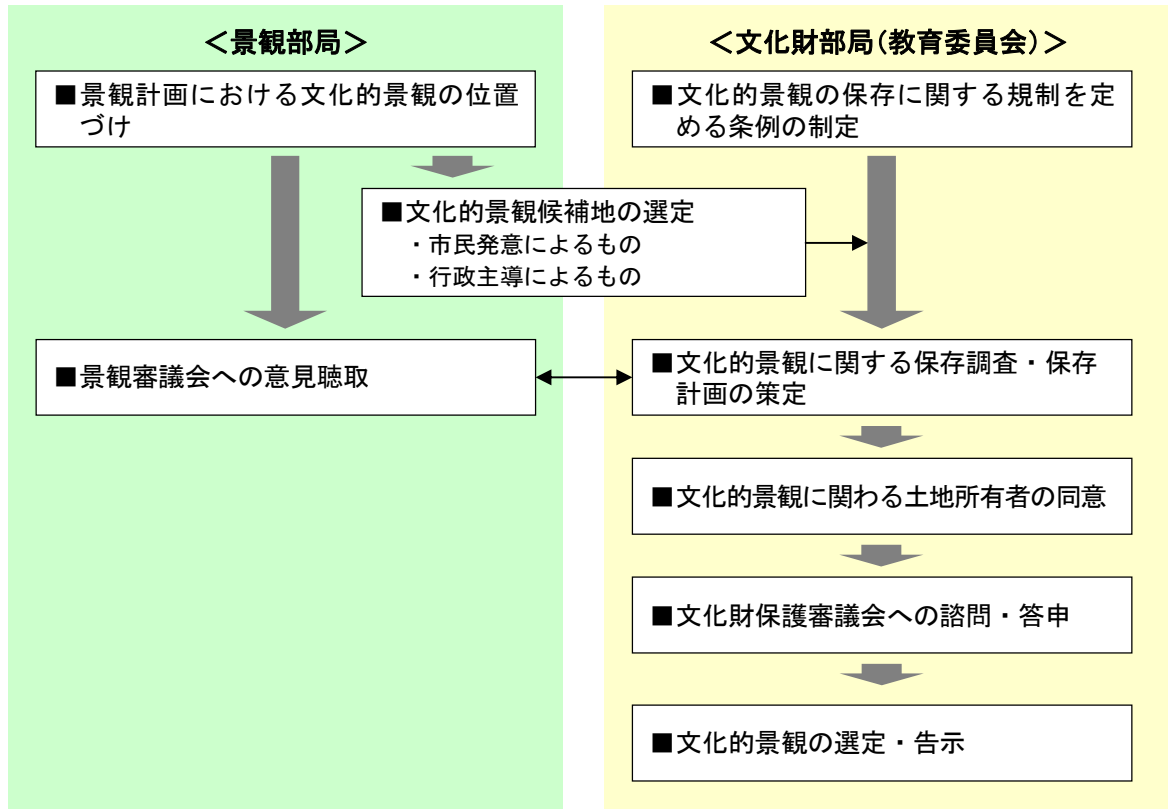


竜王用水

2) 取り組みの方向

貴重な文化的景観を次代に継承するため、文化財保護法に基づく文化的景観の保護制度^{*}を活用し、選定に向けた取り組みを進めます。

■「甲斐市文化財保護条例」に基づく文化的景観選定の流れ



注) ^{*} 文化財保護法（第134条第1項）では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した文化的景観の中から、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

(2) 眺望景観の保全・活用に関する事項

1) 基本的な考え方

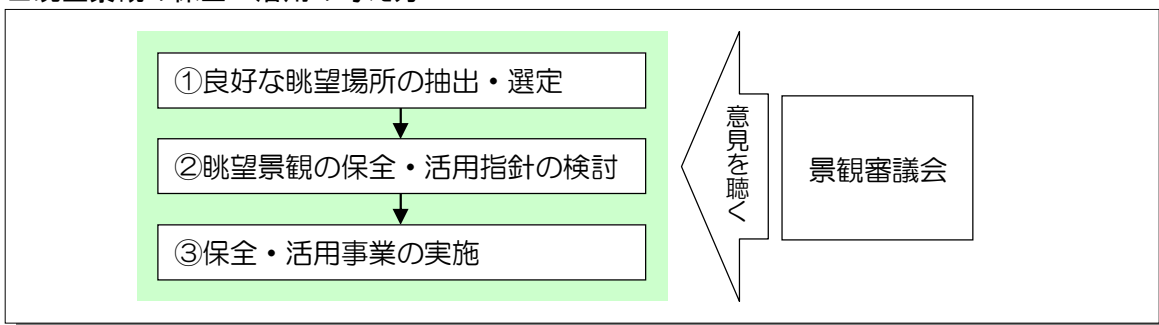
優れた眺望は、本市を代表する景観資源であり、市民や観光客など多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

この景観資源を大切に維持・保全していくとともに、その印象と魅力をさらに高め、観光や景観まちづくりを生かしていくため、次の考え方にに基づき、眺望景観の保全・活用に向けた取り組みを推進していきます。



赤坂台総合公園からの眺望

■眺望景観の保全・活用の考え方



2) 取り組みの方向

① 良好な眺望場所の抽出・選定

市民や観光客などからの公募、まち歩きなどの市民参加イベントにより、市内の良好な眺望場所を抽出し、選定委員会などにより「甲斐市の良好な眺望場所」として選定します。

選定した眺望場所については、景観（眺望場所）マップを作成し、積極的なPRに努めます。

■選定基準

- 本市を代表する優れた眺望場所
- 甲斐市らしさを感じさせる特色ある眺望場所
- 道路・公園・公共施設など、市民や来訪者が容易にアクセスできる場所

② 眺望景観の保全・活用指針の検討

選定したそれぞれの眺望場所については、眺望景観の現状や周辺の状況を踏まえ、必要に応じて、次の内容からなる「眺望景観の保全・活用指針」の検討を図ります。

■指針の概要

- 場所ごとの眺望景観の保全・活用方針
- 眺望景観保全区域の設定
- 眺望場所の保全・活用に関する事項
- 眺望景観保全区域における建築物等の行為の制限に関する事項 など

③ 保存・活用事業の実施

選定したそれぞれの眺望場所については、「眺望景観の保全・活用指針」に基づき、必要に応じて次の眺望景観の保全・活用に向けた取り組みを進めます。

■保存・活用事業（例）

- 眺望場所の整備
（眺望広場の整備、サインの設置、アクセスルートの整備など）
- 景観を阻害している要因の改善
（景観支障樹木、電柱・電線類、広告・看板類など）
- 良好な眺望景観に対する周辺の景観コントロールの推進
（行為の制限事項に基づく建築物等の適切な誘導など）
- 良好な眺望景観を生かした地域活性化
（眺望を生かしたフットパスづくり、観光PR、活性化イベントの実施など）

第5章

景観まちづくりの 推進に向けて



第5章 景観まちづくりの推進に向けて

1 景観まちづくりの進め方

良好な景観を形成していくためには、市民や行政をはじめ、道路や建物などをつくる事業者、観光客など市への来訪者も含めた一人ひとりが、市の景観の価値を再認識するとともに、本計画に掲げた基本理念や目標を共有したうえで、お互いの役割を認識し、できることから着実に進めて行くことが求められます。

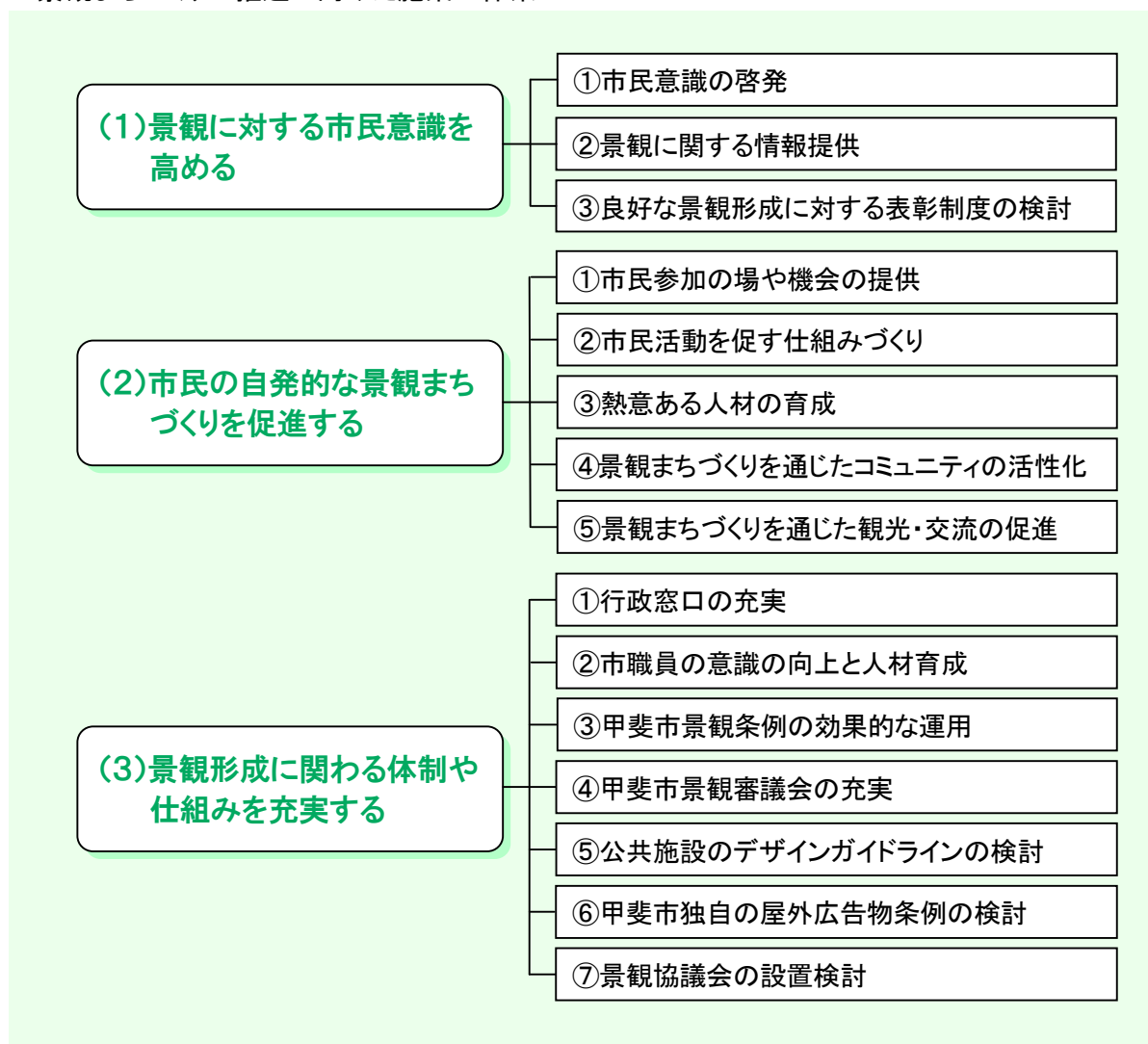
本市の景観まちづくりは、市民、事業者、来訪者、行政など、多様な人々による協働を基本に推進していきます。

2 景観まちづくりの推進に向けた施策

■ 景観まちづくりの推進に向けた施策の体系

甲斐市景観計画による景観まちづくりの推進に向け、次の施策を設定します。

■ 景観まちづくりの推進に向けた施策の体系



(1) 景観に対する市民意識を高める

① 市民意識の啓発

景観まちづくりの第一歩は、景観に対して関心を持つことです。市民をはじめ、事業者や観光客などの人々の景観に対する関心を高め、本市の景観まちづくりに対する考え方を理解してもらうよう、シンポジウムの開催や景観マップの作成など、啓発活動を促進します。

② 景観に関する情報提供

市民、事業者、来訪者などが、本市の景観形成に関する様々な情報を気軽に入手できるよう、市のホームページやパンフレットなどを活用した、情報の提供に努めます。

③ 良好な景観形成に対する表彰制度の検討

市民の景観に対する関心を喚起し、景観形成への貢献を顕彰するため、良好な景観形成に寄与していると認められる環境美化活動や景観に配慮した建築物など、優れた取り組みに対して表彰する「景観表彰制度」の創設を検討します。

(2) 市民の自発的な景観まちづくりを促進する

① 市民参加の場や機会の提供

市民の自発的な景観まちづくりを推進するため、市民活動に関する情報提供を図ります。また、「景観形成活動団体の認定・登録制度」の活用や、市民や景観に関する活動団体などが、意見や情報を交換できる市民参加の場や機会の提供に努めます。



景観まちづくり市民懇談会

② 市民活動を促す仕組みづくり

地域住民をはじめ、ボランティア団体、NPO法人、企業などは、景観形成に大きな役割を果たしていくことが期待されており、こうした主体による自発的な景観形成活動の促進を図るための取り組みを推進します。



NPO法人敷島棚田等農耕文化保存協会の活動

■市民活動への支援・促進策(例)

■「景観形成活動団体の認定・登録制度」の創設

市内で景観形成活動に関わる市民団体の活動状況を把握するとともに、必要な情報提供・情報交換、活動に対する支援や助成が図れるよう、一定の要件を満たす団体などについては、甲斐市景観条例に基づき、「景観形成活動団体」として認定・登録する制度を創設します。

■景観形成に関する助成制度の充実

環境美化活動や生け垣・花壇設置など、市では市民活動に対して一定の助成を行っており、今後も、良好な景観形成に向けた助成制度の充実に努めます。

■景観に関わるルールづくりの促進

地域と調和した良好なまちなみ景観を形成していくためには、土地の使い方、建物の建て方、生け垣のつくり方など、地域の特性に応じた一定のルールが必要です。

景観形成に関するルールとしては、景観法に基づく景観協定をはじめ、各種法令に基づく地区計画や建築協定のほか、住民同士で任意に定める「まちなみ協定」などがあり、これらを効果的に活用し、その地域にふさわしい景観に関わるルールづくりを促進します。

③ 熱意ある人材の育成

まちづくりは人づくりと言われ、市民の自発的な景観まちづくりを促進していくためには、熱意ある人材が必要です。

このため、人材の発掘、地域リーダーの育成、地域の魅力を伝えるまちの案内人（コンシェルジュ）や観光ボランティアなどの育成に努めます。

また、次代を担う子どもたちに景観への関心や理解を深めていくため、総合学習や余暇活動を活用した景観教育や環境教育の促進に努めます。



地域の魅力を伝えるまちの案内人

④ 景観まちづくりを通じた地域コミュニティの活性化

景観まちづくりを通じて、子どもたちから高齢者まで様々な人々が集い、話し合い、ともに活動することは、地域コミュニティの活性化にもつながります。そのため、景観まちづくりの活動を、新しい地域コミュニティの育成と地域の活性化に生かしていきます。



花と緑のまちづくり推進協議会による花壇

⑤ 景観まちづくりを通じた観光・交流の促進

既存の観光交流イベントに加え、農業体験、森林環境学習、グリーンツーリズム、エコツーリズムなど、本市の景観の魅力を最大限に生かした地域イベントを創出し、一層の交流促進を図ります。

また、こうした交流を通じて、観光客などの来訪者に対する景観への理解と協力、マナーの向上を促し、景観まちづくりを通じた市のPR、魅力の向上を図ります。



甲斐梅の里クロスカントリー大会



小梅のもぎ取り体験

(3) 景観形成に関わる体制や仕組みを充実する

① 行政窓口の充実

景観形成に関する情報提供や相談などを行う窓口機能の充実を図り、本市の景観施策に関する協議や調整を行う場として、関係各課で構成される横断的な協議組織の設置を検討します。

② 市職員の意識の向上と人材育成

景観行政を担う市職員の意識を高め、専門的な知識や技術の取得、適切な人材の育成を図るため、職員研修の充実、地域の景観まちづくりに対する職員の参加などを推進します。

③ 甲斐市景観条例の効果的な運用

甲斐市景観計画に掲げる景観施策を総合的に推進していくため、併せて制定を行った甲斐市景観条例の適切な運用を図り、必要が生じた場合は適切な見直しを検討します。

また、土地利用や環境保全など関連する条例や要綱と連携を図り、効果的な運用を図ります。

④ 甲斐市景観審議会の充実

識見を有する者、市民、各種団体、行政などで構成される景観審議会は、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築物等の行為に関する勧告や命令など、本市の景観行政に関わる重要な事項を審議する組織であり、今後とも、審議会の組織や運営体制、仕組みの充実に努めます。

⑤ 公共施設のデザインガイドラインの検討

公共施設の整備に際しては、施設の形態・意匠、色彩、素材など、景観上留意すべき事項を定め、行政や事業者の共通の指針となる甲斐市の公共施設のデザインガイドラインやサイン計画などを検討し、これに基づいた整備を推進します。

⑥ 甲斐市独自の屋外広告物条例の検討

現在、本市における屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に関する行為については、山梨県屋外広告物条例に基づき、規制と誘導が実施されており、当面は県条例の周知徹底と適切な運用を図っていくものとし、一定の実績を積み上げてから、必要に応じて本市独自の屋外広告物条例の検討を図ります。

⑦ 景観協議会の設置検討

地域の景観についての課題を解決しようとする際に、多様な関係者が一同に会して協議する場に位置づけられた組織として景観協議会があり、本市では、今後、必要が生じた場合、公共施設管理者をはじめ、公益事業者（バス、電気等）、市民活動団体、各種関係団体（商工会、観光団体、農業団体等）などの構成で設置を検討します。

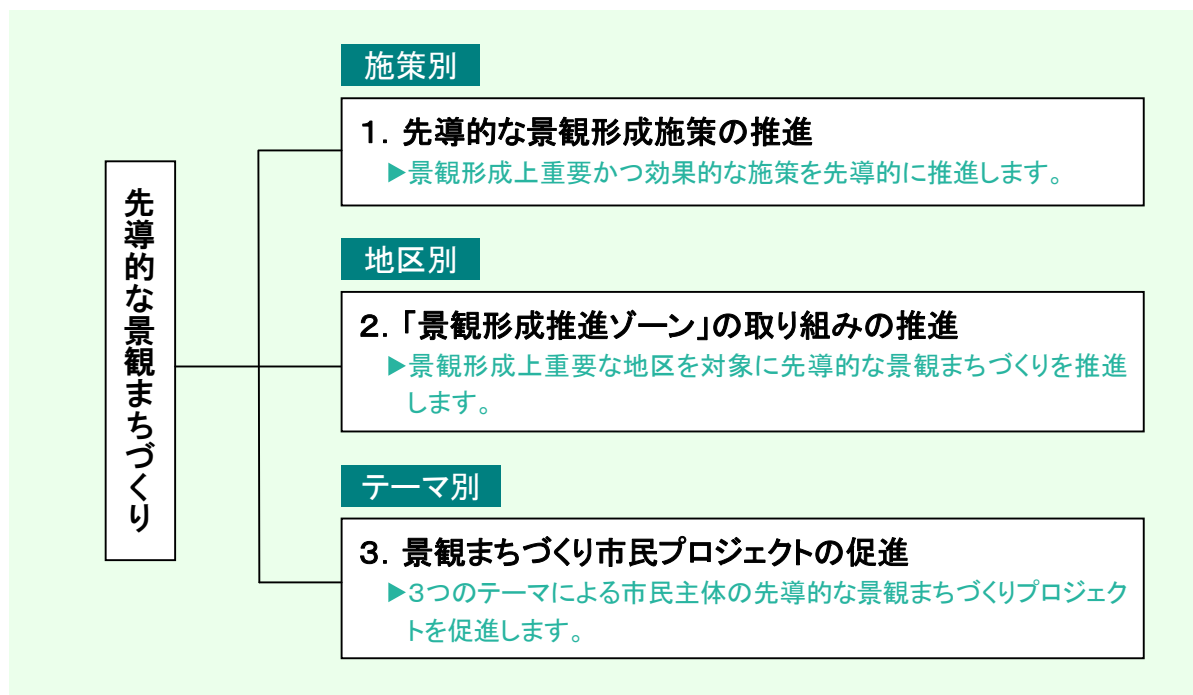
3 先導的な景観まちづくりの推進

■ 先導的な景観まちづくりの考え方

本計画における景観形成方策は多岐に渡っているため、景観行政の始動期において、取り組みの成果が目に見える形にしていけるよう、景観形成上重要な施策、地区、テーマを絞って先導的かつモデル的に取り組みを進めます。

こうした考え方に基づき、本市では次の3つの「先導的な景観まちづくり」を位置づけ、取り組みを進めていきます。

■ 先導的な景観まちづくり



(1) 先導的な景観形成施策の推進

本計画における各種の方策や施策のなかで、既に実施中や検討中の施策、今後先導的に推進していくことが望まれる施策を「先導的な景観形成施策」として位置づけ、概ね5年以内の着手を目標に、取り組みを推進します。

■景観まちづくりの基本方針に基づく先導的な景観形成施策

区 分	先導的な景観形成施策
①優れた眺望景観を守り、生かす	●眺望場所の魅力づくり ・公募などによる掘り起こし、景観マップの作成など ・小広場や休憩施設の整備、案内板やサインの充実、眺望を妨げる要因の改善など ・良好な眺望場所のPR（甲斐市景観百景の選定など）
②水とつながる歴史的景観を守り、生かす	●信玄堤周辺の先導的な景観まちづくりの取り組み ●景観上重要な景観資源（用水路・堰・溜池など）の掘り起こしと周知（案内板の設置や周辺の緑化修景、景観マップの作成など）
③歴史を伝える景観を守り、生かす	●歴史的建造物の保存・活用 ・登録文化財制度や景観重要建造物の指定検討 ・下今井、志田地区などの先導的な景観まちづくりの取り組み ●多様な歴史資源の掘り起こしと景観マップの作成による周知 ○歴史的景観資源を結ぶ先導的なフットパスづくり
④自然景観と山懐の里山景観を守り、生かす	○「甲斐市森林整備計画」に基づく森林の保全、整備、維持管理 ○生き物の生息環境や景観に配慮した公共施設の整備 ○森林療法、森林環境学習、森林レクリエーション活動など、森林の多面的な機能を活用した取り組みの推進 ○都市と農村との交流促進 ・棚田を生かしたグリーンツーリズムの推進 ・「空き家バンク制度」を活用した田舎暮らしの普及など ○既存の登山道やハイキングコースの魅力の向上
⑤棚田や農の景観を継承し、生かす	○棚田周辺の先導的な景観まちづくりの取り組み ○遊休農地の景観的利用の促進（花畑づくりなど） ○観光農業の促進 ○農を通じた交流の促進（甲斐敷島梅の里クラインガルテンの活用など）
⑥おもてなしを感じさせる景観をつくる	○竜王駅周辺の先導的な景観まちづくりの取り組み ○地域の生活拠点、観光や交流の拠点などの先導的な景観まちづくりの取り組み ●景観回廊の先導的な景観づくり （サイン類の整序、道路付属物の景観向上、場所性に応じた緑化など） ○花植えや緑化の促進（まちかど、道路・公共施設、道路沿いなど）
⑦親しみのもてる暮らしの景観を育てる	○計画的な土地利用の推進（無秩序な宅地化の抑制と計画的な土地利用の誘導） ●本計画に基づく適正なまちなみ景観の誘導 ○身近な景観資源を生かした地域ごとのフットパスづくり ○景観に配慮した公共施設の整備（公共建築物、道路、公園・広場、土木構造物など） ●景観に対する市民意識の向上 ●市民の自発的な景観形成活動の促進と支援

注）○：一部実施しており、さらに充実していく施策 ●：今後、先導的に実施が望まれる施策

(2)「景観形成推進ゾーン」の取り組みの推進

1) 景観形成推進ゾーンの選定

景観形成を効果的に進めるためには、景観形成上重要なところから先導的に景観形成を推進し、その成果を目に見えるようにしていくことが重要です。

そのため、本市の中でも、特に先導的かつ重点的に景観形成を推進すべき区域を「景観形成推進ゾーン」とし、今後「景観形成重点地区として指定していくべき候補と位置付け、取り組みを進めていきます。

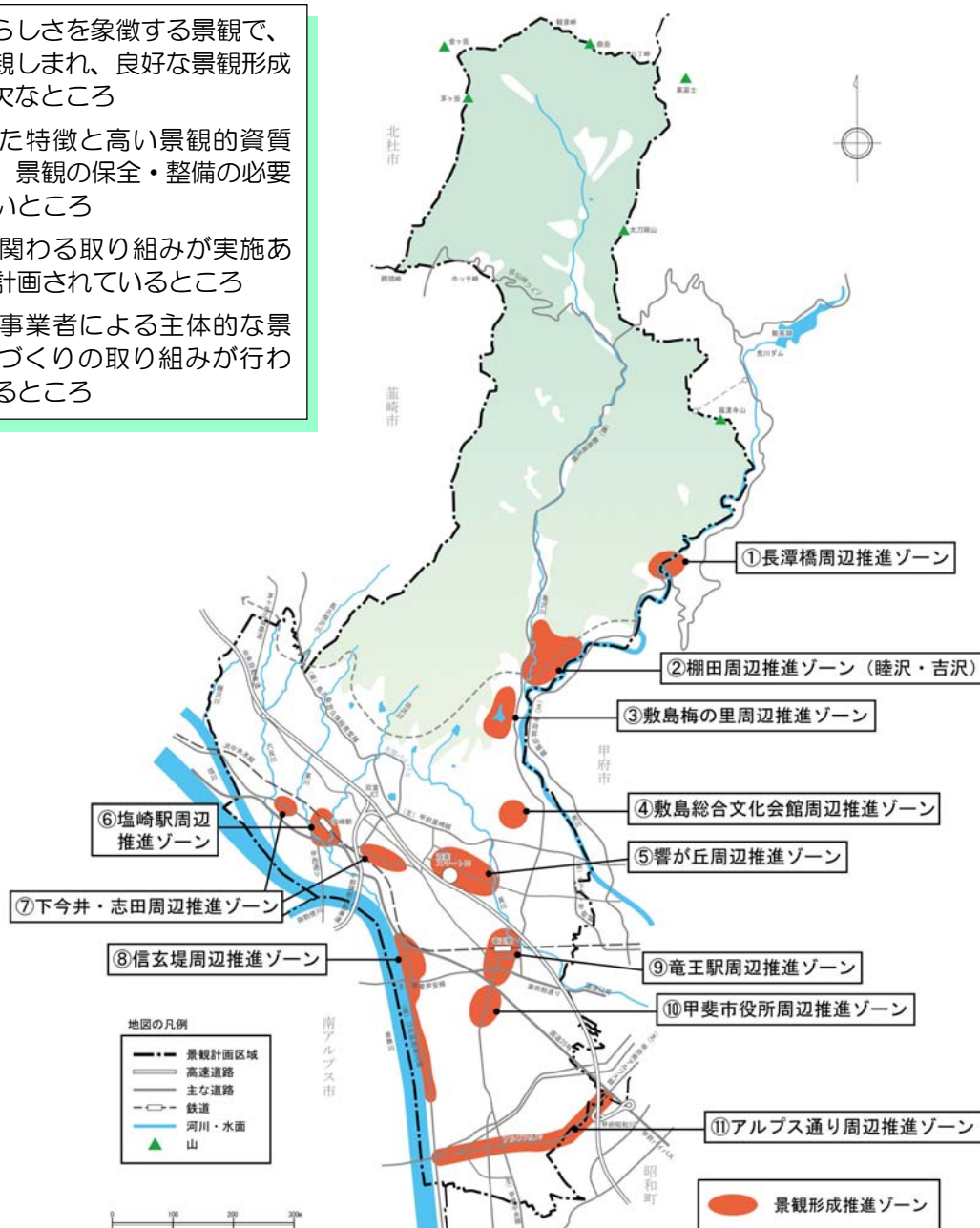
本計画では、次の選定基準を定め、これに基づいて 11 か所の「景観形成推進ゾーン」を選定しました。

なお、「景観形成推進ゾーン」は、選定された 11 か所の区域に限らず、今後、地域の要請や状況の変化などにより、順次、追加していくものとします。

■景観形成推進ゾーンの選定基準

- 甲斐市らしさを象徴する景観で、市民に親しまれ、良好な景観形成が不可欠なところ
- 際立った特徴と高い景観的資質を備え、景観の保全・整備の必要性が高いところ
- 景観に関わる取り組みが実施あるいは計画されているところ
- 住民や事業者による主体的な景観まちづくりの取り組みが行われているところ

■景観形成推進ゾーン



2) 景観形成推進ゾーンの選定理由

本計画で選定した景観形成推進ゾーンの選定理由は、次に示すとおりです。

■景観形成推進ゾーンの選定理由

ゾーンの名称	現況と選定理由
①長潭橋周辺 推進ゾーン	●長潭橋は、大正 14 年に建造された県内最古のコンクリートアーチ橋で、近代土木遺産に指定されており、その特徴的なデザインは、渓谷と周辺の新緑や紅葉と相まって、昇仙峡のシンボルとなっています。 ●今後行われる整備に際しては、周辺の良好な景観を損なわないよう特段の配慮が必要です。  長潭橋
②棚田周辺 推進ゾーン (睦沢・吉沢)	●睦沢・吉沢にある、まとまった棚田ゾーンで、現在、地元農家やNPO法人を中心に、休耕田での農業体験などを通じた棚田の保全活動が行われています。 ●美しい棚田の景観を守るとともに、新たな価値や魅力を創造し、それを生かした北部山間地域の活性化を図ることが望まれます。  夏の棚田
③敷島梅の里周辺 推進ゾーン	●「敷島梅の里」は、隣接する敷島総合公園や矢木羽湖周辺とともに、健康や憩いの場、優れた眺望を有する観光レクリエーションゾーンとして多くの市民に親しまれています。また、近接するクラインガルテン（宿泊滞在型農園）も新しい農の風景として、このゾーンの景観を特徴づけています。 ●優れた景観と眺望を有しており、良好な景観の維持・保全を図るとともに、魅力の向上を図ることが望まれます。  矢木羽湖と梅畑
④敷島総合文化会館周辺 推進ゾーン	●敷島総合文化会館周辺では、敷島体育館、敷島支所、島上条公園などの公共施設が集積し、近代的な建築物や緑豊かなまちなみなど、本市の新しい顔となる行政文化ゾーンが形成されています。 ●今後も、公共施設の景観の質的向上を図るとともに、周辺のまちなみ景観の向上、荒川河川公園と結ぶ歩行者ルートの確保などにより、さらなる魅力の向上を図ることが望まれます。  島上条公園

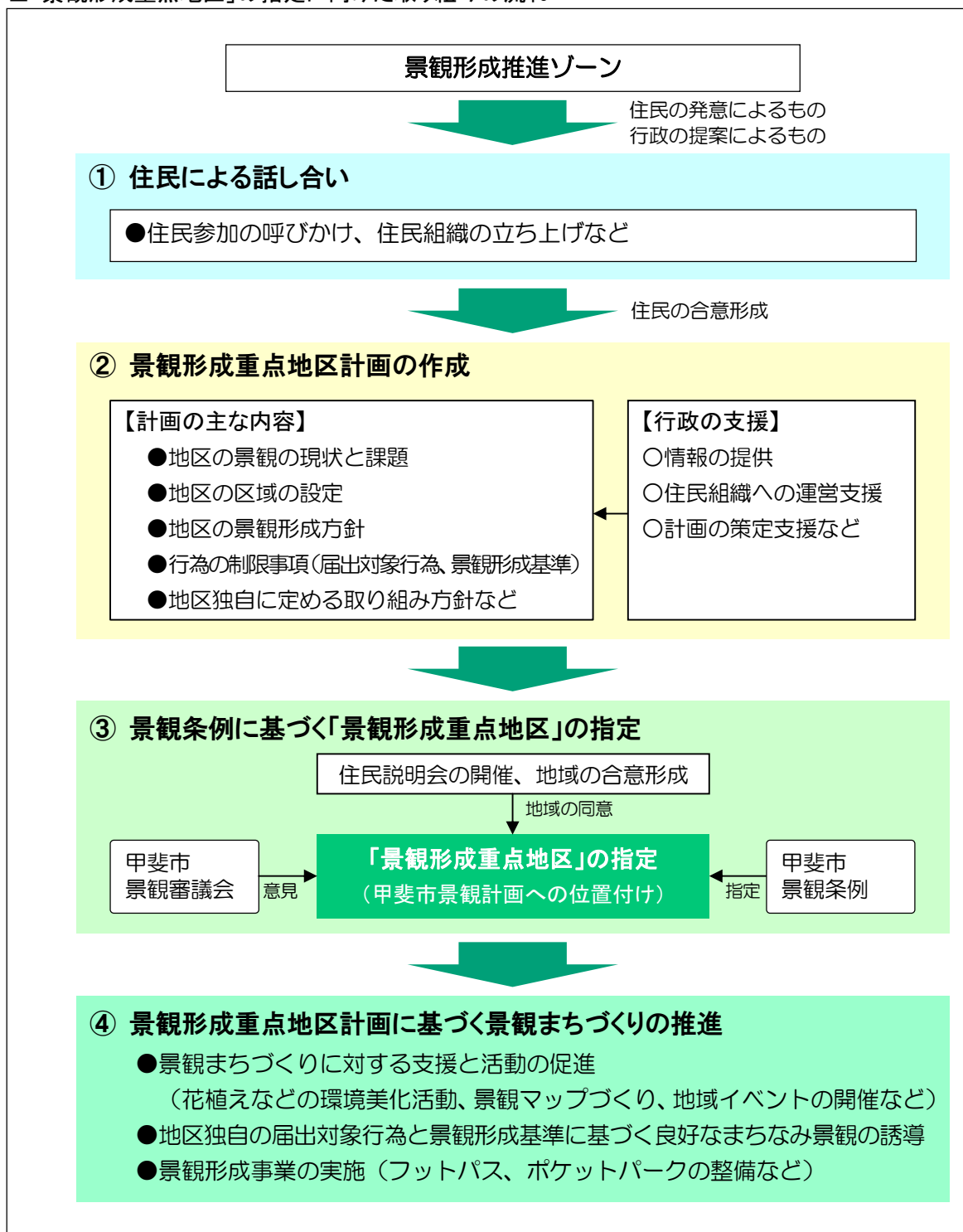
ゾーンの名称	現況と選定理由
⑤響が丘周辺 推進ゾーン	●響が丘周辺は、山梨県住宅供給公社によって計画的に開発されたニュータウンで、団地内には大型ショッピングセンターやレストラン街、各種商業施設などが立地しています。 ●本団地では、地区計画や建築協定、管理協定が定められており、洗練された道路や建物デザインなど、統一感のある美しいまちなみが形成されています。 ●今後も良好なまちなみ景観の維持向上に努めるとともに、中央自動車道双葉スマートICの玄関口にあることから、双葉スマートIC周辺のイメージアップを図ることが望まれます。 響が丘周辺のまちなみ 双葉スマートIC
⑥塩崎駅周辺 推進ゾーン	●JR 塩崎駅周辺は、双葉支所、双葉公民館、双葉図書館などの行政文化施設や大型店舗が立地するなど、双葉地区の生活拠点ゾーンとなっています。 ●現在、塩崎駅周辺整備事業の整備が進められており、駅舎や南北駅前広場、周辺道路の改良などが実施されています。 ●今後は、まちづくり事業と連携して、生活拠点にふさわしい良好な景観形成が望まれます。 塩崎駅
⑦下今井・志田 周辺推進ゾーン	●双葉地区の旧甲州街道沿いの下今井と志田の2つの集落地は、江戸時代に信州往還の物資集散地として栄えた歴史があり、なまこ壁の土蔵・古民家や道祖神などが残されています。 ●本市の歴史的まちなみを象徴するゾーンであり、歴史的まちなみや歴史資源の保存を図るとともに、それらを生かした魅力づくりや良好な景観形成が望まれます。 下今井のまちなみ
⑧信玄堤周辺 推進ゾーン	●信玄堤周辺は、信玄堤をはじめ、本市の治水・利水の歴史を伝える景観資源が数多く分布し、信玄堤からの優れた眺望景観とともに、本市の誇る代表的な景観ゾーンとなっています。 ●本市の水との関わりの歴史を伝えるシンボルゾーンとして、歴史資源の保存や良好な眺望景観の維持・保全を図るとともに、景観の魅力を高めていくことが望まれます。 信玄堤

ゾーンの名称	現況と選定理由
⑨ 竜王駅周辺 推進ゾーン	● 竜王駅周辺は、竜王駅周辺整備事業により、駅舎と南北自由通路、南北の駅前広場、周辺道路などが整備されました。 ● 洗練されたデザインの駅舎や駅前広場、駅前通りなどの都市空間は、本市の新しいシンボルとなっており、自由通路は、富士山や南アルプス、ハケ岳など周囲の景観を眺望する良好な眺望場所にもなっています。 ● 駅周辺も建物が更新され、新しいまちなみが形成されつつあり、今後は、甲斐市の玄関口にふさわしい土地利用の誘導と統一感のあるまちなみ景観の形成が求められています。  竜王駅南口
⑩ 甲斐市役所周辺 推進ゾーン	● 甲斐市役所周辺は、竜王図書館、竜王北部公園、竜王小学校など主要な公共施設が集積し、近年、庁舎の増築、アクセス道路の整備などが行われ、本市の顔となる行政文化ゾーンが形成されています。 ● 今後も、公共施設周辺の景観の質的向上を図るとともに、まちの軸となる甲斐中央線の道路景観や沿道のまちなみ景観の向上が望まれます。  甲斐市役所
⑪ アルプス通り 周辺推進ゾーン	● 通称「アルプス通り」は、中央自動車道甲府昭和 IC、開国橋を経て南アルプス市を結ぶ主要な幹線道路で、南アルプスなどの眺望、都会的な賑わいのあるまちなみ、美しい公園、田園景観など、多様な景観が展開する本市および山梨県を代表するシンボル道路となっています。 ● 特に、沿道の玉幡公園や開国橋付近は、富士山、南アルプスなどの山々を眺望する代表的な眺望場所となっています。 ● 今後も、関係する市町と連携を図りながら、優れた眺望景観の保全、シンボル道路にふさわしい道路景観やまちなみ景観の向上が求められています。  玉幡公園

3) 景観形成推進ゾーンの取り組みの推進

本計画で選定した「景観形成推進ゾーン」のうち、特に、重点的に景観形成を図る必要性の高い地区を、次の手順で甲斐市景観条例に基づき、「景観形成重点地区」に指定し、協働による先導的な景観まちづくりの取り組みを促進します。

■「景観形成重点地区」の指定に向けた取り組みの流れ



(3) 景観まちづくり市民プロジェクトの促進

本計画の策定にあたっては、「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」から「景観まちづくり市民プラン」が提案されました。このなかで、今後の景観まちづくりを牽引していくため、市民が主体となって取り組む3つの「市民プロジェクト」が提案されています。

本市では、こうした市民提案を基に、実現に向けた支援の取り組みを進めていきます。

市民プロジェクト1 重ね図からはじめるフットパスプロジェクト

▶まちかど修景とフットパスが育てる地域の景観づくり

景観は、その地域の暮らしぶりを映すものです。人に見られること、ほめられることできれいにする気持ちが生まれ、それが地域への愛着と誇りを醸成し、景観づくりへと結びついてきます。

本市では、NPO法人や市民を中心に甲斐市の歴史や文化に親しむ「甲斐市ちいさな旅」などのフットパスツアーが活発に行われています。

本プロジェクトは、こうした取り組みとあわせ、地域の身近な景観資源を見直し、地域の文脈の景観化を図る「まちかど修景とフットパスによるネットワークづくり」をめざします。

■プロジェクトの概要と進め方

【ステージ1】重ね図からはじめる景観マップづくりを進める

- 「①古道、②水路、③道祖神、④古い屋敷や蔵」の各々のマップから「重ね図」をつくる
- 「良好な眺望場所」を抽出する
- 景観資源の集中するところを中心に、「重点エリア候補」を抽出する
- 重点エリアごとに景観資源をめぐる「景観マップ」を作成し「推奨ルート」を設定する



【ステージ2】景観ポイントや良好な眺望場所の景観づくりを進める

- 水路は、可能な範囲でせせらぎを見せる場（水辺）をつくる
- 古い屋敷や蔵は、支援策等を活用し官民協働で維持管理する
- 地域で道祖神周辺の美観を保つ
- 古道や道祖神等は、歴史文化を解説する「サイン」として工夫を検討する
- 良好な眺望場所は、場所性に合わせた景観整備を施す



【ステージ3】フットパスツアーの充実と活性化を図る

- 景観マップを活用した「フットパスツアー」を開催する



【長期的な目標】

- 波及効果を狙ったまちかど修景ネットワークづくりを進める
- フットパスの充実と全市域への展開を図る

■プロジェクトの実現に向けた取り組み

①協働体制づくり

- 市民の体制づくり（プロジェクトチームの編成、協議の場づくりなど）
- 行政の体制づくり（事務局、進行管理などの支援体制）

②景観マップの対象エリア候補の提案

③効果的な進め方の提案

休憩スペースの設置、まちかどの辻の修景／多様な景観・魅力資源を盛り込んだ景観マップの作成／景観マップの有効な活用（グーグルマップ、ストリートビューなど）／地域に馴染む手法（道祖神周辺の美化など）／小さくとも目に見える事例づくりなど

④多くの人をまきこむための創意工夫

ルートへの民間店舗（カフェ、パブ、休み処など）の誘導／甲斐市ちいさな旅（NPO法人つなぐ主催のまち歩き）のコースとの連携など／コンシェルジュ（案内人）の育成など

市民プロジェクト2 棚田里山の保全・活用プロジェクト

▶棚田をシンボルとした里山が元気になる景観づくり

風土と先人の永い営みに培われた棚田の風景は、甲斐市のシンボリックな景観であり、次代に継承していくことが望まれることから、「棚田や農の景観を継承し、生かす」を景観まちづくりの基本方針の一つとして掲げました。

本プロジェクトは、棚田を守り・生かすことを通じて、農や里山、山間集落が元気になる景観づくりをめざします。

■プロジェクトの概要と基本的な方針

①棚田を継承し、美しく魅せるシンボル景観をつくる

- 棚田を知らしめ美しく魅せる「しかけづくり」
(棚田を巡る風景ルートづくり、誘導サインの設置、お休み処の開設など)
- 棚田を維持・管理し、守り・生かす市民活動の展開
(市民参加による棚田の補修整備、遊休農地の活用、棚田オーナー制度の導入など)
- 行政による棚田保全の仕組みづくりと保全活動への支援
(棚田の保全に関する条例づくり、棚田保存地区の指定など)

②棚田を生かす人智が実り結ぶ活動を進める

- 棚田の付加価値づくり
(棚田・里山の拠点づくり、探訪ルートづくり、棚田を舞台とした芸術・交流活動など)
- 棚田を核とした人々の交流・ネットワークづくり
(「棚田マルシェ」の創設、クラインガルテン入居者と連携した農の活性化など)
- 棚田を活用したブランド農業の展開
(棚田米のブランド化、棚田米を活用したブランドと流通の仕組みづくりなど)

③北部地域の交流を育む元気な山里づくりを進める

- 遊休農地や空き家などを活用した民家交流の仕組みづくり
(「空き農地・空き農家情報バンク制度」の検討、廃屋活用の特産品づくりなど)
- 気分は開拓団!「農楽(のら)の里」づくり
(管理サポート付「農業体験農園」のシステムづくり)
- 地域の伝統文化を生かした交流の機会づくり
(下福沢の道祖神祭り、七福神のねりこみ、大久保の太々神楽など)
- 郷土の農を楽しむ・学びながら、農を守り・維持する活動へ結びつける
(農と生物多様性を結び付け、豊かな環境と農を学び・遊ぶ体験活動など)

■プロジェクトの実現に向けた取り組み

① 棚田を守り生かす体制づくりを進める

農地所有者をはじめ、地域住民、NPO 法人、事業者および行政それぞれが力を出し、支え合い、継続する協働体制づくりを進める。

地域住民

棚田の価値を知る／地域(農地所有者等)の理解と協力／地域の連携・協定づくりなど

NPO 法人など

運営組織づくり／啓発活動／情報発信／棚田案内人の育成と活用／棚田マニュアルの作成支援など

事業者など

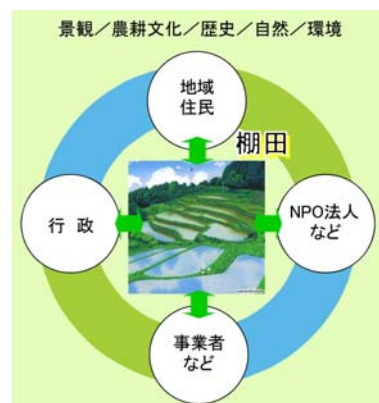
住民活動への支援(専門的なノウハウや労力支援など)

行政

景観計画への棚田の価値の位置づけ／荒れた棚田の補修整備(石垣の維持、景観のための樹木の維持管理、サイン設置など)／農業委員会などとの連携／市の「教育分野」との連携など

② 棚田と市北部の里山を意識してもらうためのPRと啓発

- 地元の意識改革と、興味のある多くの人に、広く市民に知ってもらう取り組みを検討する
- 棚田の情報発信・PRを工夫する
(四季を映す「お楽しみ」のプログラムづくり／スケッチや写真ツアーの開催)
- 棚田や農の歴史・文化を啓発する仕組みづくりを進める
(広報誌等への棚田や農耕文化に関する記事の連載／棚田に結びついた地域資源を発掘し顕在化する)



市民プロジェクト3 100年後のわがまちを！景観学校プロジェクト

▶「知る・学ぶ」小さな単位から芽を育み結ぶ景観づくり

まちなみを意識し、関心を持ち、配慮をしていくことが景観まちづくりの第一歩と考えます。そのためには、まちや地域を「知る・学ぶ」ことが大切です。

まちなみへの意識を共有し、その小さな芽を育み結ぶ、甲斐市独自の仕組みづくりを図るため、人とまちと景観を育む「景観学校」の取り組みをめざします。

■プロジェクトの概要と基本的な方針

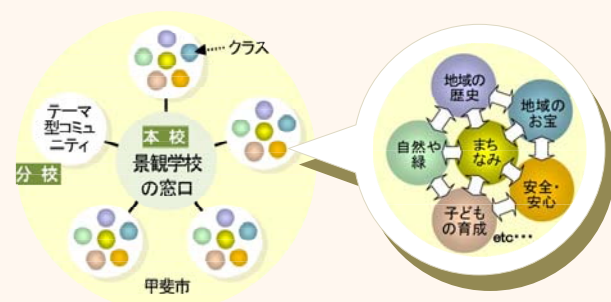
①「まちなみを意識し関心を持つ」身近な小さな単位から集まる

- テーマを共有する人たちが集まり、意識を醸成していく（地域の歴史、緑化など）
- 子どもの頃からの芽を育てる（総合学習や余暇活動などの活用（景観・環境教育など）

②「景観学校」の仕組みを構築する

■景観学校の仕組み

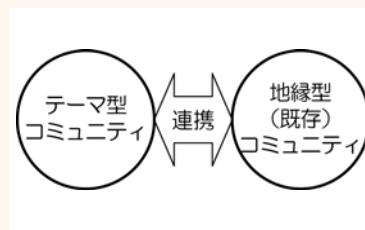
- 景観学校の「核」をつくる
（核は「本校」として景観学校の窓口を担う）
- テーマに沿った話し合いを深め、活動へ結びつける
（情報交換、ワークショップや勉強会の開催など）



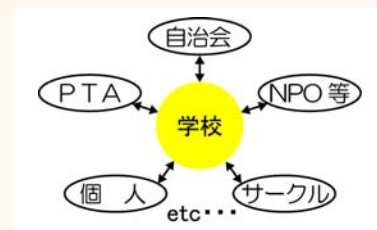
③ 点から線へ結びつける～景観学校で学び活動する！

- 小さな発意から活動のネットワーク化を進める
（地区の自治会などと連携、学校コミュニティネットの活用など）
- 楽しみ学びあいながら活動を進める

■景観学校コミュニティネット



■学校コミュニティネット



■景観学校で学び活動するテーマと取り組み

①まちの資源・情報をPRし景観に関する意識を育む

- まち歩きを通じた「景観データベース」（景観マップ）づくりを進める
- 「目安箱」を設置し、地域の情報を入手する
- 市内の景観まちづくり活動を把握し、情報を発信する（どんな団体、どんな活動など）

②「ほめられたら嬉しい！」楽しんでまちなみ景観を育む仕組みをつくる

- 「生け垣コンテスト」による「ガーデンシティ」づくりを進める
- 地域の景観向上に貢献している「建築物」の表彰・コンテストを行う
- 小さな単位から始める「まちなみビフォーアフター」のまちなみコンテストを開催する
- 小さな緑・活動が育むまちなみ景観づくりを進める（各種の花植え活動（長寿会等）、生け垣緑化など）

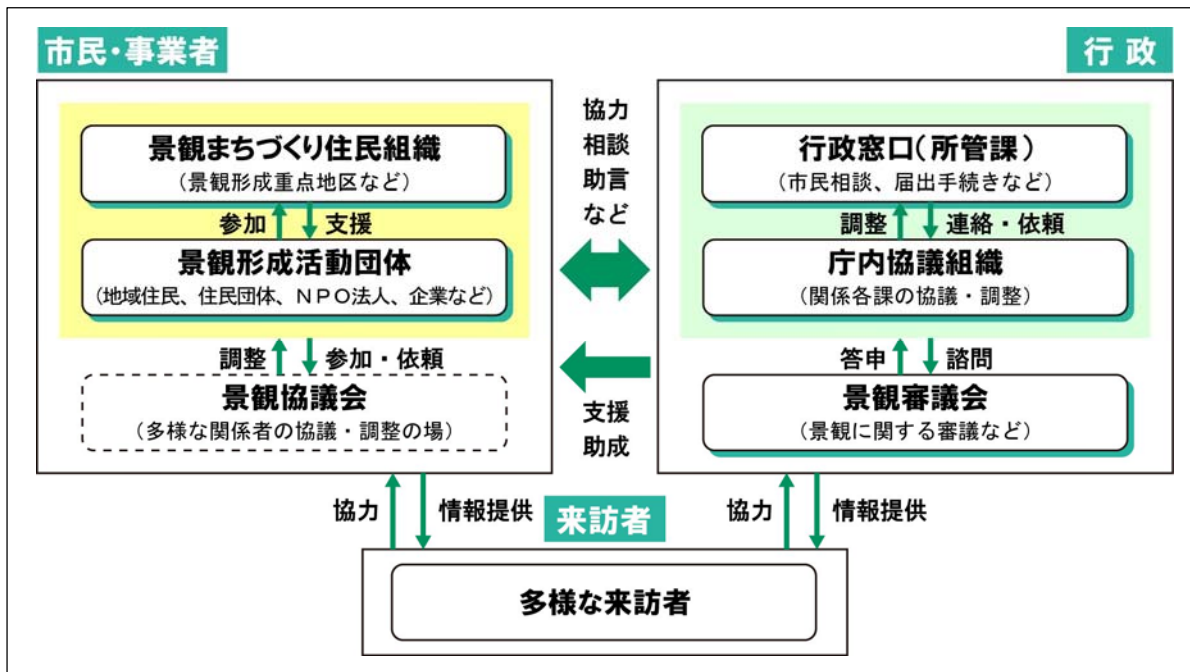
③住民が関わる協働によるまちなみ景観づくりを提案する

- 「まちなみ特区」による先導的な景観まちなみづくりを進める
- パブリックから“ウェルカム”への仕組みをつくる
（道路などの公共空間だけではなく、民地側にもおもてなしの景観を育む仕組みづくり）
- 「甲斐市のデザインコード」を考える
（公共施設、公共サインなどに関する甲斐市のイメージカラーの選定）
- 「美しい夜景を創るまち！」を進める（照明・デザインの検討など）

4 景観まちづくりの推進体制

本市では、次のような市民、事業者、来訪者、行政の協働体制を確立し、適切な役割分担と協力により、景観まちづくりの推進を図ります。

■甲斐市における推進体制のイメージ



■市民、事業者、来訪者、行政の役割

●市民

市民一人ひとりが景観への関心や理解を深め、自分たちの住む地域を「より良くしていこう」とする意識を持ち、できるところから着実に景観形成活動を実践していきます。

●事業者

建設に係わる事業者をはじめ、観光、工業、農業、商業などに携わる事業者は、事業活動を通して景観形成に関与していることを自覚し、景観まちづくりへの協力・参画を行っていきます。

●来訪者

観光客をはじめ、本市に多様な目的をもって訪れる来訪者は、マナーを守り、本市の景観形成に対する考え方や取り組みについて理解し、景観まちづくりへの協力を行っていきます。

●行政

本計画に基づき、景観に係る啓発活動や情報提供、市民の景観形成活動に対する支援、行政の推進体制の充実、各種景観形成事業の実施など、景観行政の充実を図り、景観まちづくりを推進します。

参考資料



参考資料

1 景観に対する市民の意向

本計画の策定にあたっては、計画策定の初期段階から、「景観市民アンケート調査」や「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」を実施し、市民意見の把握と計画への反映に努めてきました。

ここでは、これらの主な市民意向を整理しました。

(1)景観市民アンケート調査の主な意向

■アンケート調査の概要

調査対象：甲斐市全域、20歳以上の市民から無作為抽出した2,000人（票）
 調査期間：平成23年8月31日～平成23年9月14日
 配布・回収方法：郵送
 回収結果：有効回収数682票、回収率34.1%

■アンケート調査での主な意見

設 問	上位回答の傾向
甲斐市の景観の現状について ●景観の関心 ●市全体の景観の評価 ●まちなみの現状 ●特に大切・自慢したい風景 ●近年の景観の変化 ●景観を損ねているもの	・「関心がある」は全体の約9割を占め、関心度は極めて高い。 ・素晴らしいと感じている人は全体の約7割強を占めている。 ・比較的良好なまちなみが保たれているという肯定的意見は全体で約7割を占めている。 ・「高台から望む富士山や南アルプスの眺望景観、甲府盆地を一望するパノラマ景観」と「昇仙峡や茅ヶ岳などの市北部の豊かな自然景観と山岳や森林の景観」、「ドラゴンパーク、クラインガルテン、ワイナリーなど、観光レクリエーションや交流の場となっている施設の景観」の3つが突出している。 ・駅周辺や市役所・支所などのまちなみ景観は、良い／悪いの意見が相反し、レクリエーション・交流施設の景観は良くなった、住宅地や集落地、幹線道路のまちなみは悪くなったとする傾向が見られる。 ・身近な景観では、道路や水路、公園や広場の景観は良くなったが、身近な自然や住宅地のまちなみは悪くなったとする意見が多い。 ・手入れが行き届かない森林や遊休農地、ごみの不法投棄、電柱・電線類、鉄塔、携帯アンテナ塔の乱立、農地・森林の無秩序な開発などの割合が高い。
今後の景観形成に向けて ●特に重要と思う景観づくり ●景観づくりの手法 ●今後必要なルール ●建築物の高さのルール ●看板など屋外広告物の規制	・優れた眺望の保全が最も多く、自然景観の保全と活用、まちなみ景観の向上、公共施設の景観整備、遊休農地を活用した風景づくりなどの割合が高い。 ・無電柱化による道路景観の質の向上が最も高く、道路景観の質の向上、住民の環境美化活動や景観形成活動への参加、景観計画や景観条例に基づく規制・誘導などの割合が高い。 ・看板や広告物に関するルールづくりが最も多く、建築物や工作物などの基準や敷地緑化や樹木保全のルールなどの割合が高い。 ・「制限すべきエリアを定め、そのエリア内に限って建物の高さを制限する」が5割強を占め、何らかの制限が必要とする意見は9割近くを占めている。 ・「現行の県条例の規制をより周知し、徹底すべきである」が5割強を占めている。市独自の条例の制定を望む意見も多い。
市民参加について ●景観づくり活動への参加意向 ●景観形成への協力意向 ●市民活動への支援策	・何らかの形で参加したいとする意向は5割近くを占め、関心があるとする意向も約4割強ある。 ・ルール・マナーの徹底や自発的な緑化・美化活動、イベントを通じた身近な景観の周知など、身近なところから協力していくことを望む意向が高い。 ・積極的な情報公開を望む意見が多く、話し合いの場や機会をつくること、住民活動への助成や専門家派遣など行政支援を望む傾向が高い。

(2)景観まちづくり市民懇談会の主な意向

■懇談会の概要

開催期間：平成 23 年 11 月～平成 24 年 10 月（計 7 回）

懇談会メンバー：公募による 33 人の参加者

活動の内容：ワークショップ形式による検討と景観まちづくり市民プランの作成、市への提案、シンポジウムの開催など

■懇談会の主な意見

重点テーマごとの主な提案

●北部の自然と山懐の里山景観を守る

自然景観保全のあり方（維持管理の組織づくりなど）／市街地と自然地の近接性の生かし方／里山集落景観の維持（高齢化などによる集落景観の荒廃、空き家・廃屋など）／遊休農地の生かし方／石積み、道祖神、石仏などの身近な景観資源の活用／自然観察路・登山道の活用と新たな散策路づくり／案内標示・サイン（景勝地、奇岩などの活用）など

●棚田の景観を継承し活かす

棚田景観の保全（棚田保存地区の指定など）／棚田を維持・継承する活動の展開（条例づくり、棚田オーナー制度の展開、クラインガルテンの活用、棚田体験など）／清流・水路の保全／棚田からの眺め・棚田を眺める視点場づくり／棚田の歴史文化の学習・啓発・情報発信の工夫 など

●水とつながる歴史文化を景観づくりに生かす

水の歴史を代表する信玄堤・霞堤の生かし方／水と歴史文化の顕在化と結びつけ方（竜王用水・用水路・溜池・堰・地下水など）／ケヤキ並木や雑木林などの水辺の緑の維持と活用／釜無川サイクリングロードの活用／ホテルなどの生態系の保全とPR／やはたいもの農地景観の生かし方／水辺の維持管理／伝統行事などの活用 など

●歴史的なまちなみ景観を守り生かす

本竜王、下今井、富竹新田、境、牛匂などの歴史的まちなみづくり／古いまちなみの狭あい道路改善のあり方／旧信州往還、穂坂路、御幸みちなどの古道の活用／古い屋敷や蔵の守り方（支援策・助成など）／水の歴史・水路網の生かし方／社寺や道祖神などの身近な歴史景観の生かし方など

●優れた眺めを守り甲斐市らしい眺望景観をつくる

眺望景観の生かし方／丘陵地などからの眺めを守る手だて（宅地開発、構造物、スカイラインの確保など）／良質で個性的な視点場づくり／ビューポイントの保全と生かし方／富士山の眺望の活用とPR／眺望を生かす施設づくりのあり方 など

●竜王駅周辺など市の顔となる都市景観をつくる

統一感あるまちなみ景観づくり（高さ、形態、色彩、ルールなど建築物の景観コントロール／公園や公共施設のデザインのあり方／眺望への配慮／アクセス道路景観／廃棄道などの生かし方など

●地域と調和した住宅地・集落地景観をつくる

市街化が進行する双葉地区などの景観コントロール／開発に関わる条例づくり／景観形成からみた農地転用のあり方／新たな住宅地整備の景観への配慮／住民と協働によるルールづくり／緑化など

●アルプス通りなど特徴的な沿道景観を整える

沿道景観コントロール（建築物、屋外広告物、照明、電線・電柱、土木構造物など）／公園・オープンスペースとの連続性／広がりある沿道景観のつくり方（スカイラインの確保、オープンスペースの活用、田園風景との調和など市独自の条例づくり）／街路樹などによる緑化（維持管理）／案内誘導標識 など

2 景観まちづくり市民懇談会と市民プランの概要

(1) 景観まちづくり市民懇談会の概要

■市民懇談会の概要

<目的>

甲斐市の景観計画策定に向けて、市民の視点から身近な景観について話し合い、協議の成果を「景観まちづくり市民プラン」としてまとめ、甲斐市に提案することを目的とする。

<進め方>

- 開催場所：甲斐市役所 地域交流センター
- 開催期間：平成23年11月～平成24年10月（計8回開催）
※フィールドワーク、シンポジウムを含む
- 協議の方法：ワークショップ方式
- 公表の方法：「市民懇談会かわら版」の発行

■市民懇談会の経緯

第1回 平成23年11月29日(火) 午後7時～9時

テーマ：市民懇談会の発足

第2回 平成24年2月9日(木) 午後7時～9時

テーマ：景観特性を再発見し、景観まちづくりの課題を共有しよう！

第3回 平成24年5月19日(土)

午前8時30分～午後4時30分

テーマ：景観づくりの課題や提案づくりの方向性を確認しよう！

第4回 平成24年6月28日(木) 午後7時～9時

テーマ：景観まちづくりプランを提案しよう！

第5回 平成24年8月8日(水) 午後7時～9時

テーマ：市民懇談会のプランをまとめよう！

第6回 平成24年9月5日(水) 午後7時～9時

テーマ：チームプランをまとめよう！

第7回 平成24年10月2日(火) 午後7時～9時

テーマ：シンポジウム準備会

平成24年10月13日(土) 午後1時30分～4時

甲斐市景観まちづくりシンポジウム

- 市民懇談会の提案発表と提案書提出
- パネルディスカッション

■市民懇談会名簿

(順不同、敬称略)

地 区	氏 名
竜 王	石 井 敬 康
	石 橋 健 司
	伊 藤 敏 司
	駒 崎 徹
	小 宮 山 和 人
	弾 塚 崇
	外 川 裕 美 子
	畑 大 介
	深 澤 則 夫
	古 屋 園 江
	三 井 兵 部
	三 井 亮
敷 島	村 松 圭 子
	米 山 け さ 子
	雨 宮 恵
	石 水 秀 樹
	岩 下 多 佳 子
	小 見 山 龍 太
	内 藤 進
	長 沼 大
双 葉	堀 内 克 一
	山 本 賢 治
	山 本 真 理
	今 村 征 稚
	串 田 賢 一
	小 林 富 美 子
	西 東 美
在 勤	藤 原 正 志
	宮 崎 麻 起 子
	秋 山 修
	雨 宮 史 典
	稲 崎 昇 一
	寺 島 信

(2) 景観まちづくり市民プランの概要

1) 市民プランの提案にあたって

■市民懇談会の目的

「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」は、甲斐市の公募により集まった幅広い年齢層、様々な職業の男女で構成されるメンバーです。

市民懇談会は、甲斐市の景観計画策定に向けて、市民の視点から身近な景観について話し合い、協議の成果を「景観まちづくり市民プラン」としてまとめ、甲斐市に市民から提案することを目的としています。

また、この市民懇談会の活動が、市民が主体となった景観まちづくり活動の一翼を担うことも、目的の一つです。

■市民プラン検討にあたっての経過

- 景観は、「目に見えるもの」や「見る人の感じ方」によって、受ける印象が異なります。そのため、市民懇談会は、「甲斐市の景観とは何だろう」という、参加者の共通認識づくりから始めました。
- はじめに、参加者にとって「大切な景観」や「なんとかしたい景観」などの日常感じている率直な意見を受け、普段の生活の中では気づかなかった身近なところに自然や歴史・文化的な景観資源が残されていることや、課題や問題が潜んでいることなど、新たな発見を見いだしました。
また、様々な職業や年齢から構成される参加者の意見は、景観に対する多様な価値観や、このまちに暮らし、まちづくり・景観づくりを支えている様々な活動を知る機会ともなりました。
- 甲斐市の景観特性を共有した後で行った「景観フィールドワーク」では、目線を同じにし、同じ風景を感じながら多くの会話を交わすことで、景観を特徴づける資源の再発見とともに、目に映る風景の背景がとても大切であることを改めて認識し、景観の奥行きを見直す貴重な体験となりました。
- 提案づくりの話し合いを積み重ねていく中では、単に表面的なお化粧とならない、豊かな暮らしの中でこそ、美しい景観が培われることが見えてきました。そして、市民プロジェクト提案では、私たち市民一人ひとりが、身近なところから景観に気配りをした行為が「できるか」、また、「していくか」が重要なポイントとなることに気づきました。
- この提案書は、協議の成果をまとめたものであるとともに、市民懇談会の全てのプロセスを背景として、市民による景観まちづくりが第一歩を踏み出した証でもあります。



■趣意文

趣 意 文

甲斐市長 保坂 武 殿

私たち「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」は、甲斐市の公募により、平成23年11月の発足以来、これまでも回のワークショップにおいて景観まちづくりの検討を積み重ねてまいりました。

甲斐市は豊かな自然に恵まれ、歴史的、文化的に価値あるもの、後世に伝えたい歴史文化などがあります。しかし、開発や高齢化などによる複雑な社会の中で、残念ながら失われる景観もたくさんあります。

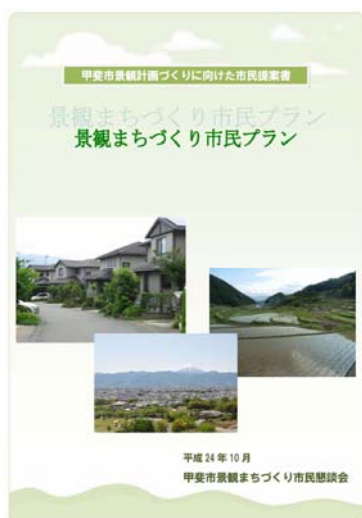
市民懇談会では、現状把握のため、主要箇所の現地調査も実施しました。その上で「豊かな自然景観を守り活かす」「歴史文化を継承する景観を活かす」「地域特性と個性豊かなまちなみ景観を創る」「甲斐市らしい眺望景観を守り・創る」などについて、様々な意見を話し合いました。

景観計画策定には、世代を超えた多くの市民が参加することが大切だと言われております。私たち市民懇談会でも、地域を充分知っている住民が情報を出し合い、現地を視て話し合い、提案をまとめました。

今後、「甲斐市景観計画」の策定が予定されていますが、この提案内容が一つでも多く取り入れられ、市民懇談会が提案した景観まちづくりが実現できることを希望し、提案にあたっての趣意文といたします。

平成24年10月13日

甲斐市景観まちづくり市民懇談会 メンバー一同



市民プラン表紙



シンポジウムを終えて（市民懇談会関係者記念撮影）

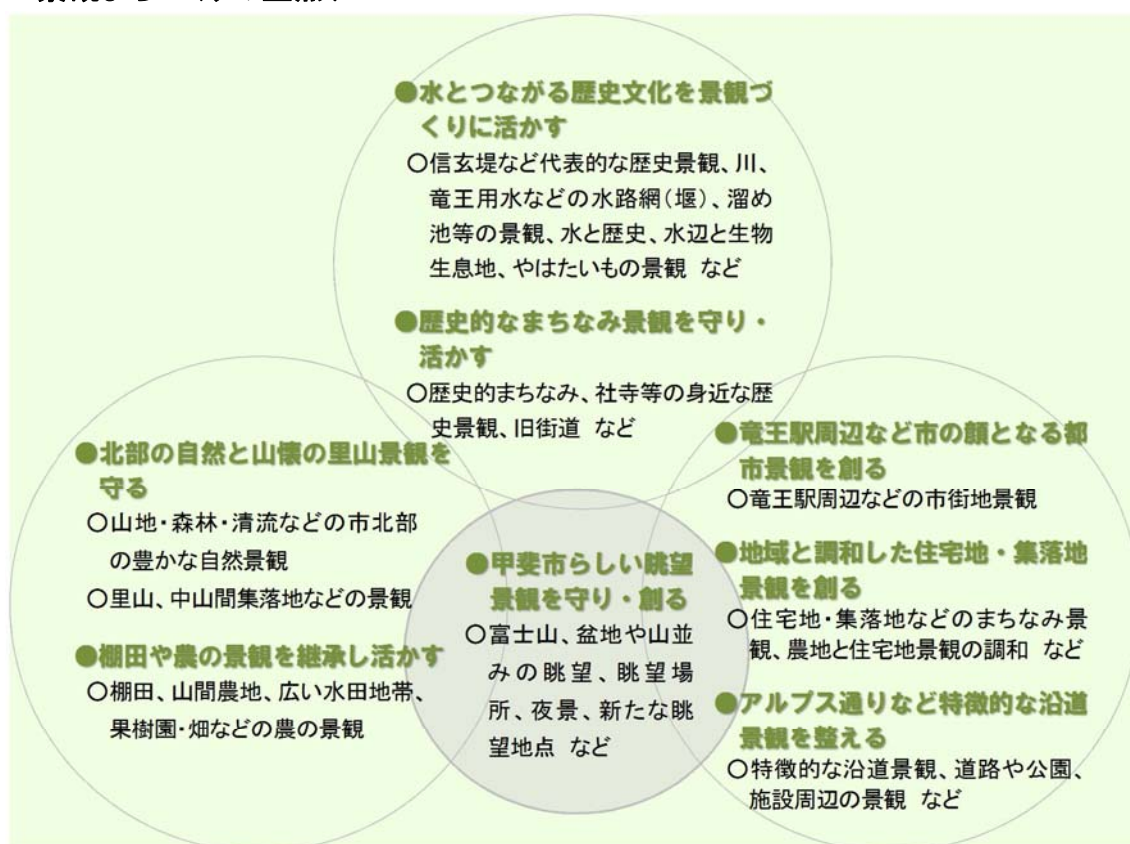
2) 景観まちづくり市民プラン(抜粋)

① 景観まちづくりの方向性

■提案づくりで大切な視点

- 自然や地域特性と調和した景観まちづくりを進めること
- 特徴的な地形構造を手がかりとした景観まちづくりを考えること
- 地域固有の景観を守り・創造していくための「手だて」を考えること
- 景観への関心を高め、市民と行政の協働による景観まちづくりを進めること

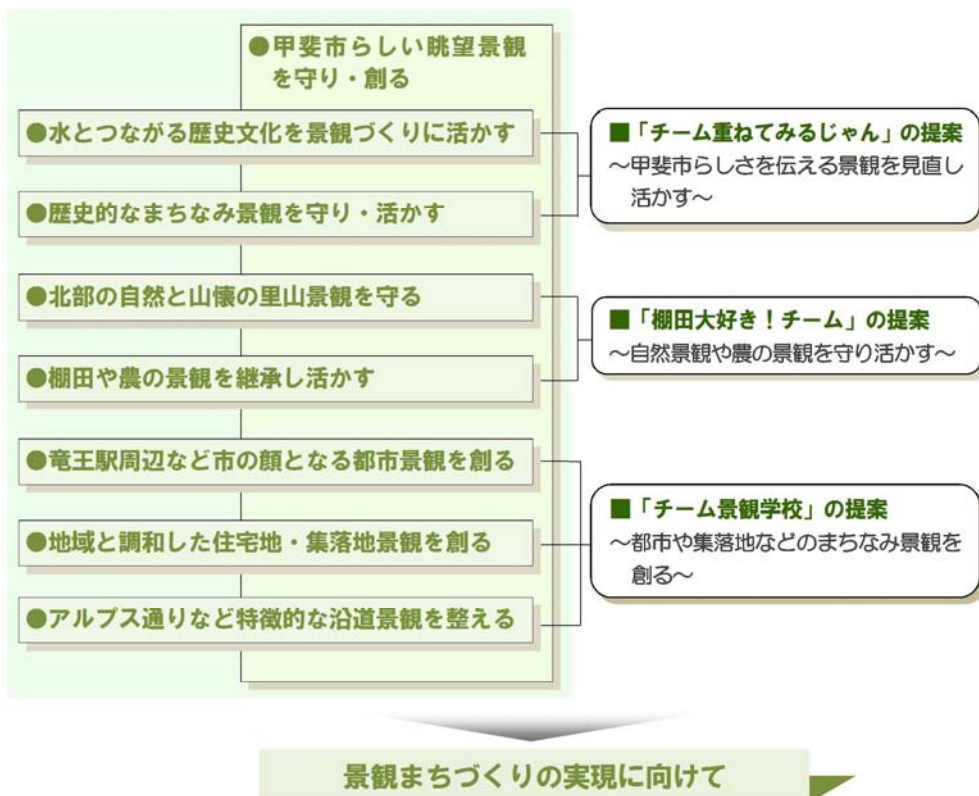
■景観まちづくりの重点テーマ



景観まちづくりの手法や仕組みづくり



■重点テーマとチーム編成



② チーム別重点テーマの提案

■チーム「重ねてみるじゃん」

1. 水とつながる歴史文化を景観づくりに活かす

◆目標

- ◇甲斐市は“水のまち”が象徴。水との関わりを通した景観づくりが重要です
- ◇水との闘い（治水・利水）の歴史文化など、潜在的な景観資源を活かした景観づくりを進めます

◆水とつながる歴史文化景観づくりの提案

- 水の歴史を代表する景観の保全と活用（信玄堤、霞堤、高岩、おみゆきさんなどの伝統行事 など）
- 水とつながる歴史文化の顕在化と景観まちづくりへの活用（竜王用水、用水路、溜め池、堰（楯無堰、東祖母堰、塩川と取水堰）、地下水など）
- 河川の土手や橋梁から開ける良好な眺望の活用（釜無川、開国橋など）
- 釜無川サイクリングロードの活用
- 信玄堤のケヤキ並木や雑木林の活用と水辺の緑の維持管理
- まちなかの緑・農の風景「やはたいも」や水田の保全と活用
- ホテルなど生態系の保全とPRの工夫（信玄堤公園の用水路、六反川の米沢付近など）
- 水辺の維持管理と水質向上（米のとぎ汁、雑排水、農業などの汚染源流入の抑制対策など）

2. 歴史的なまちなみ景観を守り・活かす

◆目標

- ◇甲斐市らしさを伝える、先人より受け継がれた古いものの価値を見直し、活かす景観づくりを進めます

◆歴史的なまちなみ景観づくりの提案

- 本竜王、富竹新田、境・牛匂、下今井、志田などの歴史的なまちなみ景観づくり（古い蔵、屋敷、なまこ壁など）→スポット的に保全し波及させる
- 旧甲州街道、穂坂路、御幸みちなど歴史のみちすじを活かす
- 社寺や道祖神など身近な歴史資源を活かす（社寺や道祖神の付近には意味がある→辻空間としての風景をつくる）
- 水の歴史・水路網を活かしたまちなみ景観づくり
- 歴史的なまちなみを見直し楽しむフットパスづくり（道祖神めぐり、お蔵マップ、古道マップづくりなど）
- 空き家の活用（小さな良い雰囲気のお店、地域コミュニティ活動の場など）
- まちなみの中に空間をつくる（狭く危険な道路の改善、辻的な空間の配置、防災のオープンスペースなど）
- まちかどをデザインする（道祖神まわりをきれいに!!、道祖神とゴミステーションを隣接させない）
- 無電柱化の推進

■そのために必要な仕組みづくり

●地域の歴史を知る教育・啓発の仕組みづくり

- ・地権者、所有者の意識の向上

●蔵や古い屋敷などを守る助成制度の創設

- ・エリアを定め、一定の高さ制限を行う
- ・蔵や古い屋敷の外観の維持、外観を残し再利用する際の助成制度の創設（カフェ・ショップ・スタジオへの再生など）
- ・「（仮称）まちなみ景観賞」などの創設（広報誌などでビフォーアフターの写真を紹介）
- ・「（仮称）まちなみ景観基金」の創設

●歴史的なまちなみ景観を守る仕組みづくり

- ・空地スペースを活用する「空間バンク制度」の創設（社寺の境内や公募も検討）
- ・建物の外観は「公」のもの（ファサードは公共物）という考え方を共有・啓発

●ガイドの育成と活用

- ・歴史文化や地域資源を説明できるガイド（地域の案内人）の育成と活用

●河川や水路のデザイン向上と安全性の確保に向けた話し合いの場づくり

- ・河川や水路の修景整備についての考え方を共有・啓発（オープン水路への理解、整備に対する考え方の共有、優先順位のつけ方など）

＜市民プロジェクトの提案＞

重ね図からはじめるフットパスプロジェクト

～まちかど修景とフットパスが育てる地域の景観づくり～

■「棚田大好き！チーム」

1. 北部の自然と山懐の里山景観を守る

◆目標

- ◇甲斐市北部の豊かな自然景観を守ります
- ◇自然と都市の近接性を活かした、自然と調和・共生した景観づくりを進めます

◆自然・里山景観づくりの提案

- 自然景観や景勝地の景観を守り活かす（昇仙峡、長潭橋の景勝地、茅ヶ岳、太刀岡山、片山等の山地、饅頭石、亀沢の船石の奇岩など）
- 上福沢、神戸、本村周辺などの集落景観の維持・活用（郷倉、古民家、石積み、水路、道祖神・石仏などの身近な里山資源の活用）
- 標高差ごとの富士見のビューポイントづくり（自然観察路の活用など）
- 里山の清流・水路の保全（亀沢川のホタル保全、水車の再生など）
- 自然・里山を楽しむルートづくり
 - ・茅ヶ岳登山道の整備（深田久弥公園から）、道祖神めぐり、奇岩等を活用した案内標示のサイン整備など

2. 棚田や農の景観を継承し活かす

◆目標

- ◇御領千枚田の農の原風景、農耕文化を継承する景観づくりを進めます
- ◇棚田、里山、山間集落地、農が一体となった景観づくりを進めます

◆棚田や農の景観づくりの提案

- 人智が培った市北部の棚田の景観を守る（吉沢、睦沢など）
- 棚田農地の維持保全と、農の原風景、農耕文化を継承するシンボリックな景観づくり
- 棚田や里山・農を活用した「アグリツーリズム」の促進
- 棚田からの眺望、棚田を眺める視点場づくり
 - ・眺望に際しては樹木等の維持管理が不可欠
- 山間農地の保全、クラインガルテンと連携した北部地域の農の活性化（クラインガルテンは外部資本の導入を検討）
- 北部地域の農村里山集落地の維持・保全（耕作放棄地や空き家・廃屋の活用など）
- 元気な山里づくり
 - ・農林高校と連携した山里活用（圃場活用、実習田など）
- 鳥獣害への対応

■そのために必要な仕組みづくり

●森林の保全・人の手入れの仕組みづくり

- ・森林管理団体の創設—大きくは企業協賛、身近では個人などの活動の連携

●休耕地・耕作放棄地の活かし方

- ・「休耕地の現状と農家の意向・実態調査」を実施
- 意向を踏まえた上での貸借などのスムーズな活用・仲介を進める

●農の歴史を残す仕組みづくり

- ・人材育成と子どもたちが学ぶ機会づくり

●自然と調和する土木構造物の景観コントロール

- ・土木構造物（高架橋、河川護岸、堰堤など）は地域景観になじむよう「景観ガイドライン」の作成や「チェック機関の設置」により規制・誘導する
- ・土木構造物の整備にあたっては、横断行政による調整を義務づける
- ・広域農道の白い巨壁は、緑化（蔓、蔦など）による景観的な修景整備を検討する

<市民プロジェクトの提案>

棚田と里山の保全・活用プロジェクト

～棚田をシンボルとした里山が元気になる景観づくり～

■「チーム景観学校」

1. 竜王駅周辺など市の顔となる都市景観を創る

◆目標

- ◇甲斐市らしい魅せる顔を創ります
- ◇竜王駅周辺はシンボリックな空間としての景観づくりを進めます

◆市の顔となる都市景観づくりの提案

- 竜王駅の顔づくり（駅からの眺望の活用、道路、駐車場整備など）
- 統一感のあるわかりやすいまちなみ景観の創出（高さ、意匠、色彩など建築物などの景観コントロール、案内誘導標識の設置、ルールづくり）
- 統一した街路樹樹種による駅周辺の道路景観づくり
- 都市的まちなみと富士山を望む、良質で個性的な視点場の創出（公共施設からの眺望→外部からの眺望への配慮）
- 眺望を活かす親しみある公園づくり（ドラゴンパークにベンチを設置）
- 水路や廃棄道跡を活かすまちなみ景観づくり、JR中央線の風景の活用

2. 地域と調和した住宅地・集落地景観を創る

◆目標

- ◇豊かな自然や地域固有の表情に沿った景観づくりが大切です
- ◇眺望に優れた個性を活かし、広がりのあるまちなみや住む人の安心・心地よさが風景となって映る景観づくりを進めます

◆地域と調和した住宅地・集落地の景観づくりの提案

- 地域景観へ配慮した新たな住宅地整備（建築物の塀の工夫など）
- 小さな単位から市全体へ波及する集落地のまちなみ景観づくり（安全・安心への配慮、狭い道路や暗い街灯の改善、案内誘導標識の設置など）
- 市街化が進行する双葉地区の景観コントロール（乱開発の抑制、開発に関わる「甲斐市独自の条例」づくりなど）
- 優良農地の保全（田園農地への大型店舗立地への規制・誘導など）
- 標高差に応じた富士山の視点場づくり（甲斐市富岳百景のポイント抽出）
- 丘陵地からの眺望保全とスカイライン（山の稜線）の眺望の確保（宅地開発、電柱・電線、土木構造物等の眺望阻害要因の改善）
- 彩りある美しいまちなみ景観づくり（まちなみ緑化と維持管理）

3. アルプス通りなど特徴的な沿道景観を整える

◆目標

- ◇多くの人が行き交う「みち」は、本市の玄関口ともなります
- ◇特徴的な道路については、甲斐市らしい魅せる景観づくりを進めます

◆特徴的な沿道景観づくりの提案

- 甲府バイパスなど沿道景観のコントロール（建築物、屋外広告物、照明、電線・電柱・土木構造物、道路施設、空き店舗など）
- 塩崎駅：旧甲州街道の景観に配慮した拡幅整備
- 田富町敷島線の景観に配慮した整備促進
- 歩道の整備（低い設置率の改善）
- 公園やオープンスペースと連続した沿道景観を創る
- スカイライン（山の稜線）の眺望の確保など広がりのある沿道景観の創出
- わかりやすい道づくり（道路標識の工夫）
- 沿道緑化と維持管理（統一した街路樹、沿道の花いっぱい活動）
- 夜間照明のルールづくり（アルプス通りの夜間照明、光彩、金沢の事例など）

■そのために必要な仕組みづくり

●地域にあったルールを創る

- ・ゾーン特性、ブロックごとのルールをつくる
- ・まちの将来像を共有する
- ・開発における地域住民と行政の意見調整の場と仕組みをつくる
- ・屋外広告物の明確なルールづくり（今はない）と周知の仕組みをつくる

●協議と協働による景観コントロール

- ・「甲斐市景観条例」や公共施設の「デザインガイドライン」をつくる
- ・行政によるアドバイスと規制・誘導、地域住民との協働によるルールづくり
- ・銀座ルール（規制でなく協議型で）
- ・作る側（ハウスメーカーなど）や出店する業者との協議の仕組み（場をつくる）
- ・「景観アドバイザー派遣制度」の活用

＜市民プロジェクトの提案＞
 100年後のわがまちを！景観学校プロジェクト
 ～「知る・学ぶ」小さな単位からコミュニティを育む景観づくり～

③ 景観まちづくりの実現に向けて

■それぞれの役割による行動指針

■ 私たちが市民が進めること…

1. 地域を知り資源を見直すこと、景観を意識し関心を高め、景観を見る目を養うこと
2. 身近なところから無理をせず、できることから始める一歩を踏み出すこと
3. 小さな単位から手を取りあい、多くの人をまきこんだ景観を育む住民組織を創ることなど

■ 行政が進めること…

4. 行政が先導して、地域特性や住民意向に沿った景観まちづくりを積極的に進めること
5. 市民の自発的な活動を支える仕組みを創ること
6. 良好な景観まちづくりのためのルールや条例などを検討すること
7. 計画的な景観まちづくりコンセプトの確立と、横断的な景観行政と施策づくりを進めることなど

■ 協働で進めること…

8. 今動くこと、市民プロジェクト提案に取り組むこと
9. 市民参加の体制づくりや、住民と行政の協働による景観まちづくりに取り組むこと
10. 風景の意味を知る仕組みや愛着と誇りを醸成する教育や啓発を進めること
11. 景観まちづくりは「人づくり」、活動の芽を育て活動の輪を広げていくことなど

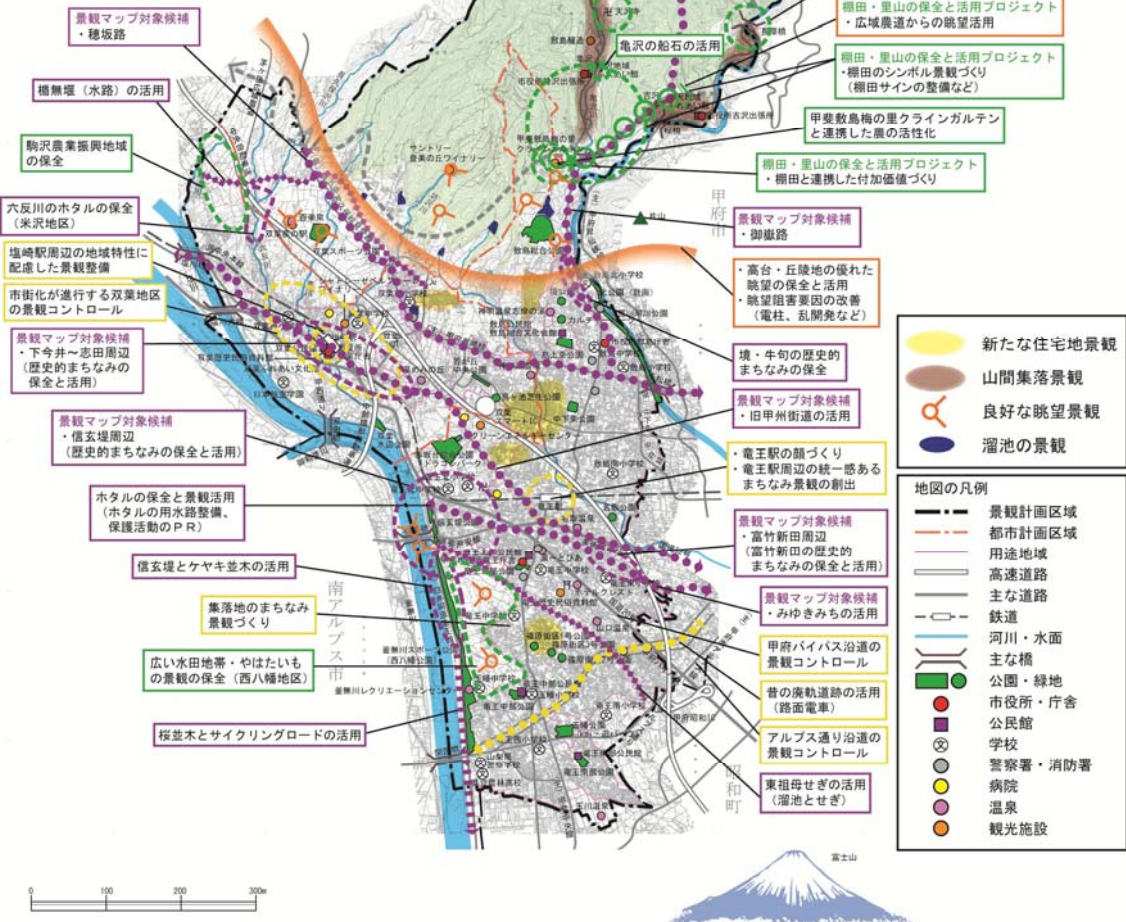


チーム提案重ね図

各チームの景観まちづくり重点テーマおよび市民プロジェクトの提案から、図示できる主な提案について、チーム提案の「重ね図」（甲斐市全体）として整理し、まとめました。

【提案凡例】

- チーム重ねてみるじゃん
-甲斐市らしさを伝える景観を見直し・活かす-
- 棚田大好き！チーム
-自然景観や農の景観を守り・活かす-
- チーム景観学校
-都市や集落地などのまちなみ景観を守り・創る-
- 甲斐市らしい眺望景観を守り・創る-



(3) 景観まちづくりシンポジウムの概要

1)開催概要

さわやかな秋晴れの平成 24 年 10 月 13 日、敷島総合文化会館大ホールにおいて、「甲斐市景観まちづくりシンポジウム」を開催されました。

このシンポジウムは、甲斐市景観計画策定にあたって、市民懇談会の成果を市へ提言する機会、また、多くの市民へ発表を行う場として、「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」が主催し開催したものです。

市民懇談会は、平成 23 年 11 月から延べ 7 回にわたる景観づくりに向けたワークショップを積み重ね、市民プランをまとめ、ようやく、参加者皆さんの想いが結集した場へとこぎつけました。シンポジウムの概要は次のとおりです。

開催日時等

日時：平成 24 年 10 月 13 日(土) 午後 1 時 30 分～4 時

場所：敷島総合文化会館 大ホール

主催：甲斐市景観まちづくり市民懇談会



敷島総合文化会館



会場風景



記念写真

甲斐市景観計画

甲斐市景観まちづくり シンポジウム

平成24年
10月13日(土)
13:30 ~ 16:00

敷島総合文化会館 大ホール

入場無料 どなたでも参加できます

プログラム

13:00 開 場
13:30 開 会
13:40 第1部 市民懇談会の提案発表
(休 憩)
14:30 第2部 パネルディスカッション
16:00 閉 会

甲斐市では、市の魅力や特性を生かした景観に配慮したまちづくりを進めるため、平成25年度の景観計画策定を目指し取り組みを進めています。そのなかで、「市民の声を活かす協働のまちづくり」の一環として、昨年11月に発足し、市民の観点から検討を重ねてきた「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」の成果が、このほどまとまりました。

このシンポジウムは、市民懇談会による提案の発表と、これからの甲斐市のまちづくりを考える機会として市民が主催する手づくりのシンポジウムです。みなさん、お気軽にご来場ください。

会場案内図



【主 催】 甲斐市景観まちづくり市民懇談会
【問い合わせ先】 甲斐市 建設産業部 都市計画課 TEL 055-278-1669 FAX 055-276-7214

シンポジウムポスター

2)シンポジウムの概要

開会・あいさつ

司会進行の西東美さん、小林富美子さんによる開会宣言と市民懇談会の三井兵部さんによる開会あいさつが行われ、次に、保坂武甲斐市長よりあいさつを頂きました。

また、来賓として、山梨大学教授 大山勲氏、山梨県県土整備部美しい県土づくり推進室長 山口雅典氏の紹介が行われました。



第1部 「景観まちづくり市民プラン」の提案

景観計画・懇談会の概要説明

市事務局より、「甲斐市景観計画」の概要について、次に市民懇談会アドバイザーより、「景観まちづくり市民懇談会ワークショップの概要」の説明が行われました。



「景観まちづくり市民プラン」の提案

●「チーム重ねてみるじゃん」の発表(発表者:稲崎昇一さん)

「水とつながる歴史文化や歴史的まちなみ景観」に関わる提案協議を進めてきた本チームでは、今後の景観まちづくりにおける重点テーマとその先導的な取り組みとして「重ね図からはじめるフットパスプロジェクト」について説明がありました。



●「棚田大好き！チーム」の発表(発表者:石井敬康さん)

「北部の自然と里山景観、棚田や農の景観」に関わる提案協議を進めてきた本チームでは、今後の景観まちづくりにおける重点テーマとその先導的な取り組みとして、棚田をシンボルに市北部の農と里山が元気になる景観づくりを柱とした「棚田里山の保全と活用プロジェクト」について説明がありました。



●「チーム景観学校」の発表(発表者:雨宮史典さん)

「市の顔となる都市景観や住宅地・集落地などのまちなみ景観」に関わる提案協議を進めてきた本チームでは、今後の景観まちづくりにおける重点テーマとその先導的な取り組みとして、地域の小さな単位から「知る・学ぶ」芽を育み、人とまちと景観を育て継承していく、独自の景観の仕組みづくりを柱とした「100年後のわがまちを！景観学校プロジェクト」について説明がありました。



「景観まちづくりの実現に向けて」の提案

今後の甲斐市の景観まちづくりの実現に向けて提案した「11の行動指針」について、市民懇談会の内藤進さんから説明がありました。



「景観まちづくり市民プラン」の提出

市民懇談会を代表して、古屋園江さんから保坂市長に「甲斐市景観まちづくり市民プラン」の提案書を提出しました。



第2部 「できるところからはじめる甲斐市の景観まちづくり」～パネルディスカッション

パネルディスカッションは、市民懇談会から提案された市民プランを基調に、市民懇談会代表や各パネリスト、来場者を含めたオープンな形で行われました。

司会より、パネリストの紹介が行われ、コーディネーターの進行により、次のような議題について活発な意見交換が行われました。



～パネリスト～

- 保坂 武(甲斐市長)
- 大山 勲(山梨大学 生命環境学部 教授)
- 山口雅典(山梨県 美しい県土づくり推進室 室長)
- 駒崎 徹(「チーム重ねてみるじゃん」代表)
- 堀内克一(「棚田大好き！チーム」代表)
- 今村征稚(「チーム景観学校」代表)
- 松下英志(市民懇談会アドバイザー)

◇コーディネーター

- 宮武由里子(市民懇談会アドバイザー)

主な意見交換

●市民プラン発表・提案への感想

各パネリストに、第1部の市民プラン発表および市民提案について、率直な感想を伺いました。提案内容について、内容の濃い提案であり、公募で参加したことに意義があること、甲斐市全体を踏まえた実現可能な、具体的・総合的な提案であること、凝縮された内容であることなど、高い評価を受けました。

●景観まちづくり市民懇談会からの提案

市民懇談会代表パネリストにより、特に重視したい提案、会場に伝えたい提案、専門のパネリストの皆さんに伺いたいことなどについて、それぞれ意見をいただきました。

●今後の甲斐市の景観まちづくりに向けた展望

今後の景観計画策定の視点も併せて、甲斐市の景観づくりに向けた展望や甲斐市らしい景観まちづくりの実現に向けた考えなどについて、コーディネーターから各パネリストに、専門的な見地も含めたテーマにより、お話をいただきました。

●協働による景観まちづくり ～会場意見交換～

棚田に関わるNPO法人の活動や育成会の活動、子どもたちへの啓発活動などについての意見が交わされました。

3 景観計画の策定経緯と策定体制

(1) 策定経緯

本計画は、平成 23 年 6 月より着手し、次のような経緯により、平成 27 年 2 月に「甲斐市景観計画」を策定しました。

平成 23 年度

- 景観現況調査
- アンケート調査
- 景観市民懇談会

平成 23 年	6 月	景観現況調査の実施
	7 月	第 1 回庁内検討会
	8 月	景観市民アンケート調査の実施
	10 月	まちづくり市民講演会
	11 月	庁内関係各課ヒアリング
平成 24 年		第 1 回景観市民懇談会
	1 月	第 2 回庁内検討会
	2 月	第 2 回景観市民懇談会

平成 24 年度

- 景観市民懇談会
- 計画素案の作成(1)
- 素案の調整と協議(1)

平成 24 年	5 月	第 3 回景観市民懇談会
	6 月	第 4 回景観市民懇談会
	8 月	第 5 回景観市民懇談会
	9 月	第 6 回景観市民懇談会
	10 月	第 1 回策定委員会 シンポジウム開催準備会 甲斐市景観まちづくりシンポジウム
	12 月	第 3 回庁内検討会
平成 25 年	2 月	庁内検討会研修会
	3 月	第 2 回策定委員会

平成 25 年度

- 計画素案の作成(2)
- 素案の調整と協議(2)
- 計画原案の作成
- 景観条例案の作成

平成 25 年	5 月	第 4 回庁内検討会
	7 月	第 3 回策定委員会
	9 月	第 1 回ワーキンググループ 第 2 回ワーキンググループ
	10 月	第 5 回庁内検討会 第 6 回庁内検討会
	11 月	第 4 回策定委員会
	12 月	第 7 回庁内検討会
平成 26 年	2 月	第 8 回庁内検討会 第 9 回庁内検討会
	3 月	第 5 回策定委員会

平成 26 年度

- 住民説明
- 審議と調整
- 景観計画の策定
- 景観条例の制定

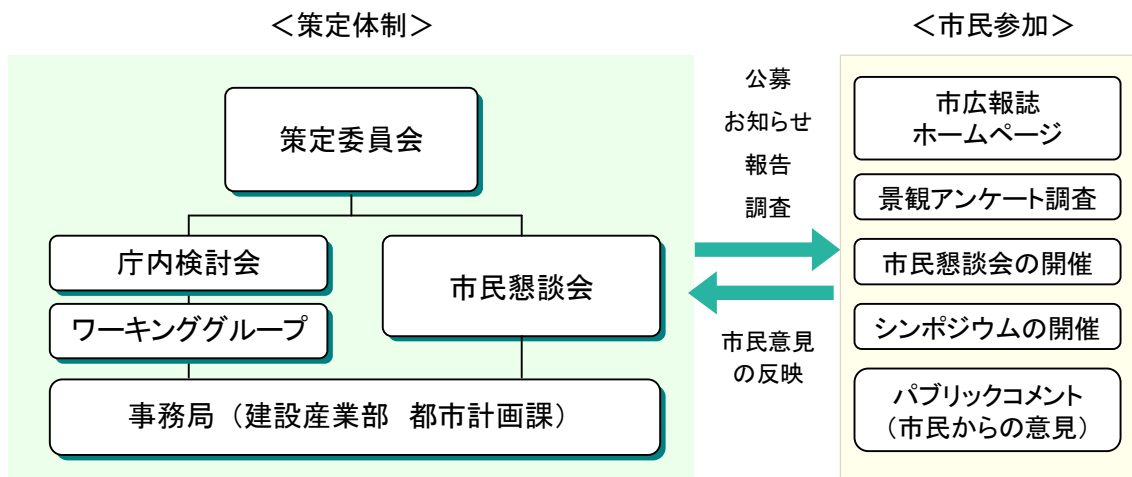
平成 26 年	5 月	景観計画のパブリックコメントの実施
	6 月	都市計画審議会の意見聴取
	7 月	住民説明会（竜王、双葉、敷島地区）
	10 月	景観条例のパブリックコメントの実施
	12 月	甲斐市景観条例の制定
平成 27 年	2 月	景観審議会への諮問・答申 計画の策定・公表

(2) 策定体制

1) 策定体制と組織

■ 策定体制と市民参加について

「甲斐市景観計画」の策定にあたっては、計画づくりの初期段階から景観アンケート調査の実施や市民参加による「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」を設置し、市民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような策定体制で計画づくりを進めてきました。



■ 策定組織について

景観計画の策定にあたっては、次の4つの組織を設置し、相互に連携を図りながら、計画素案の検討を進めてきました。

策定委員会

有識者や学識経験者をはじめ、団体代表、地域代表、市民懇談会代表、行政関係者（山梨県、甲斐市）からなる「甲斐市景観計画策定委員会」を設置し、景観計画を総合的、専門的な見地から検討してきました。

庁内検討会

市の関係各課からなる「甲斐市景観計画庁内検討会」を設置し、所管課の景観形成に関する方針、計画や事業等の調整など、行政の立場から景観計画の素案の検討を行ってきました。

ワーキンググループ

庁内検討会メンバーのうち、行為の制限事項に関連の強い関係各課からなる「甲斐市景観計画ワーキンググループ」を設置し、他法令に基づいて既に行われている行為の制限事項の内容との調整などを行ってきました。

市民懇談会

公募や地域の推薦に応じた市民で構成される「甲斐市景観まちづくり市民懇談会」を設置し、市民の視点から地域の身近な景観のあり方を検討し、検討成果を「甲斐市景観まちづくり市民プラン」としてまとめ、市長に提出しました。「甲斐市景観計画」は、ここで提案された市民プランが基礎となっています。

2) 策定メンバー名簿

① 策定委員会名簿

(順不同、敬称略)

区 分	分野・専門	職名等	氏 名		備 考
			平成 24 年度	平成 25 年度	
1 号委員 識見を有する者	都市計画	甲斐市都市計画審議会	大山 勲		委員長
	文化財	甲斐市文化財保護審議会	新津 健		副委員長
2 号委員 関係団体の推薦する者	農業	甲斐市農業委員会	鶴田 重雄		
	女性団体連絡協議会	甲斐市女性団体連絡会	久保田範子		
	建築家	甲斐市建築家協会	丸茂 邦仁		
	商工会	甲斐市商工会	立澤 眞一		
	造園業	甲斐市造園協力会	戸島憲一郎		
	自治会	甲斐市自治会連合会	五味 武彦		
3 号委員 市民	市民を代表する者	景観まちづくり市民懇談会会員	伊藤 敏司		
		景観まちづくり市民懇談会会員	堀内 克一		
		景観まちづくり市民懇談会会員	西 東美		
		景観まちづくり市民懇談会会員	古屋 園江		
		景観まちづくり市民懇談会会員	小林富美子		
		景観まちづくり市民懇談会会員	石水 秀樹		
4 号委員 関係行政機関の職員	国（建設）	国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	吉岡 大藏		
	県（景観）	県美しい県土づくり推進室	山口 雅典	丸山 裕司	
	県（道路・建築など）	県中北建設事務所	小池 雄二		
5 号委員 市の職員	市職員	甲斐市職員	花形 保彦	米山 徳彦	



第1回策定委員会



第2回策定委員会



第3回策定委員会

② 庁内検討会名簿

(順不同)

担当課	係 名	氏 名			備 考
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
秘書政策課	総合政策係	石合 雅史		長田 隆	
企画財政課	企画係	三井 敏夫		中込 広人	
総務課	管理係	長田 裕二	飯室 智	斉藤 晴彦	
市民活動支援課	市民活動支援係	相川 泰史			
環境課	環境保全係	中込 広人		丸山 英資	
敷島支所地域課	環境土木係	篠原 千里			
双葉支所地域課	環境土木係	箭本 太	根津 秀樹		
建設課	建設管理係	長谷川秀明		飯沼 源治	
	建設土木係	内田 隆	小林 信生		
	建築開発指導係	三沢 宏		名取 晶子	
都市計画課	整備係	末木 永喜			
	緑化推進係	名取 藤吾			
農林振興課	農林総務係	鷹野 久	輿石 春樹	小林 一三	
	農林振興係	下笹 俊彦			
	農林土木係	寺島 信			
商工観光課	商工労働係	飯沼 源治		三井 美樹	
	観光交流係	斉藤 晴彦		本田 泰司	
上水道課	施設管理係	水川 良一			
下水道課	建設管理係	長田 茂			
教育総務課	施設係	三井 浩	早川 英彦		
生涯学習文化課	文化財係	新津 誠		大嶋 正之	



第2回庁内検討会



第5回庁内検討会



第7回庁内検討会

③ ワーキンググループ名簿

(順不同)

担当課	係 名	氏 名	備 考
		平成 25 年度	
秘書政策課	総合政策係	長田 隆	
環境課	環境保全係	丸山 英資	
建設課	建築開発指導係	名取 晶子	
都市計画課	緑化推進係	名取 藤吾	
農林振興課	農林総務係	小林 一三	
	農林振興係	下笹 俊彦	
	農林委員会	大久保幹夫	
生涯学習文化課	文化財係	大嵐 正之	



第1回ワーキンググループ会議



第2回ワーキンググループ会議

④ 事務局職員名簿

担当課	職名等	氏 名			
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
都市計画課	都市計画課長	武川 訓			飯室 崇
	まちづくり推進係	丸山 英資		坂本 一彦	
		早川 要子			志田さか江

4 用語解説

【あ行】

意匠

英語のデザイン（design）の訳語で、一般には形・色・模様・配置などにおける装飾上の工夫・図案などを意味するが、広く建築や公園のデザインというように造形活動に関する創作、設計行為などにも用いられる。

エコツーリズム

環境や社会的なもののまで含めての生態系の維持と保護を意識し、地域社会の発展への貢献を考慮したツーリズム（旅行、レクリエーション）のこと。エコツーリズムを具体化したツアーをエコツアーと呼ぶ。

NPO（特定非営利活動法人）

ノンプロフィットオーガニゼーション（英語：Non-Profit Organization）の頭文字をとった略語で、行政や民間企業に属さず、社会的に必要な公益的活動を行う非営利の組織のこと。

エリア

一定の区域、地域、地帯のこと。

オープンガーデン

ガーデニングの先進国イギリスで発祥し、個人の庭を開放し、一定期間一般の人々に開放するなど、地域の美化に寄与するボランティア活動のこと。

屋外広告物

常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの。（屋外広告物法第2条）

【か行】

外構（がいこう）

敷地内にある建物の外の構造物全体を指す言葉であり、門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、塀、柵、垣根などの構造物、植栽、物置等も含まれる。

ガイドライン

ある物事に対する方針についての指針、指標のこと。ルールやマナーなどの決まり事、約

束事を明文化し、それらを守った行動をするための具体的な方向性を示すもの。

開発行為

建築物の造築などを目的に、土地の区画を分割・統合したり、造成工事をしたり、農地から宅地へ地目を変更するなど「土地の区画形質の変更」をする行為のこと。

外来種

他地域から人為的に持ち込まれた生物のこと。外来種に対して、従来からその地域で棲息・生育するものを在来種という。外来種は、生態系や経済に重大な影響を与えることがあり、環境問題のひとつとして扱われている。

回廊

寺院、教会、修道院、宮殿などにおいて、建物や中庭などを屈折して取り囲むように造られた廊下のこと。本計画では、市内を自由に移動しながら風景を楽しめるルートを景観回廊と呼んでいる。

環境学習

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のこと。環境教育ともいう。

勧告

ある行動をとるように説き勧めること。行政機関が、相手方の協力・同意を得て、公共としての意思を実現しようとする行為のひとつ。その性質については、法的拘束力をもたない非権力的行政行為であり、強制力はない。

既成市街地

都市において、既に建物や道路などができあがって市街地が形成されている地域のこと。

共架

ひとつの柱（たとえば電柱）に、電線や電話線、あるいは街路灯、道路標識、街区表示等の支柱機能を共用させること。共架させる柱のことを共用柱（きょうようちゅう）とも呼ぶ。

協働

協力して働くという意味。まちづくりの場合、市民と行政などがそれぞれの役割を担いながら、一緒に進めていくという意味で使用している。

クラインガルテン

ドイツを始めとするヨーロッパで盛んな市民農園の形態の一つで、比較的広い区画を長期間に渡り賃貸する農地の賃借制度（独語：kleingarten）。日本語に直訳すると「小さな庭」であるが、市民農園や市民菜園とも言われており、野菜や果樹、草花を育て、生きがいや余暇の楽しみの創出、都市部での緑地保全や自然教育の場として大きな役割を果たしている。日本におけるクラインガルテンは、地方自治体の公共事業として、農山村の遊休農地を利用して整備されたものが多い。

グリーンツーリズム

農山漁村において、その自然と文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。また、そうした余暇の過ごし方を奨励することで地域振興を図ろうとする取り組みのこと。

景観協定

景観法に規定された良好な景観の形成に関する協定で、協定の締結には景観計画区域内の一団の土地所有者や借地権者の全員の合意が必要となる。地域の特性にあったきめ細やかな景観に関するルールを定め、自主的な規制を行うことができる制度。

景観行政団体

景観法に基づく諸施策を実施する行政団体のこと。地方自治法上の指定都市、中核市の区域にあってはそれぞれ当該市が、その他の区域にあっては都道府県が景観行政団体になるが、その他の市町村も景観行政団体になることができる。平成 25 年 9 月現在、公示済および公示予定を含め全国で 598 の地方公共団体が、山梨県においては本市を含む 22 市町村が景観行政団体となっている。

景観計画

景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定めた計画のこと。景観法の基本となる仕組みであり、（１）景観計画区域、（２）景観計画区域における良好な景観の保全・形成に関する方針、（３）良好な景観の保全・形成のための行為の制限に関する事項、（４）景観重要建造物や景観重要樹木の指定の方針等を定めることとされている。（平成 23 年 8 月の法改正で（２）は必須事項ではなくなった）

景観計画区域

景観法に基づき、景観行政団体が策定した景観計画の計画区域のことで、本市では全域を指定している。

景観形成基準

良好な景観を形成するため、建築物・工作物等の築造行為や開発行為等に対する制限を行うために定める基準のこと。

景観形成重点地区

「景観形成重点地区」とは、「景観形成推進ゾーン」のなかで、特に良好な景観形成を重点的に推進すべき地区として景観条例で指定された地区をいう。本計画では、市民や事業者等の合意形成に基づき、地区独自の景観形成基準に基づく適切な誘導をはじめ、景観形成に係わる諸制度の活用等により、重点的に景観形成を推進していく地区と位置づけている。

景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な建築物、工作物のこと。指定された景観重要建造物については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観重要公共施設

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な公共施設のこと。景観重要公共施設は、あらかじめ景観行政団体と公共施設管理者が協議し、同意をした場合、景観計画に位置づけることが可能になる。景観重要公共施設として定められた公共施設は、景観計画に則して整備されることが義務付けられるが、一方で、公共施設の整備等に関して景観配慮の特例規定が設けられ、景観計画との整合が図られる仕組みとなっている。

景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定に基づき景観計画区域内において指定した、地域景観の中で景観上重要な樹木のこと。指定された景観重要樹木については、管理行為等を除いて現状変更は、景観行政団体の長の許可が必要となる。

景観審議会

学識経験者、市民、各種団体、行政等で構成

し、景観計画の策定および変更、景観条例の変更、景観重要建造物・樹木や景観重要公共施設の指定、建築行為や開発行為等に対する勧告や命令など、本市の景観行政に関わる事項を審議する組織のこと。

景観農業振興地域整備計画

景観計画区域内にある農業振興地域において、市町村が定めることができる計画で、景観農業振興地域整備計画の区域、区域内における景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項などを定めることとされている。

景観法

平成 16 年 6 月に制定された、我が国で初めての景観についての総合的な法律である。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念および国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観形成のための規制、景観整備機構等の仕組み、支援等必要な措置などを定めている。

啓 発

人が気づかずにいるところを教え示して、より高い認識・理解に導くこと。

牽 引

大きな力で引っ張ること、引き寄せること。また、大勢の先頭に立って引っ張っていくこと。

顕在（化）

はっきりと形にあらわれて存在すること。顕在化とはこれまであまりわからなかったもののやことが、はっきりとあらわれてくること。

建築協定

ある区域の土地所有者が、区域内における建築物の用途や形態、構造などに関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定める協定。

建築行為

建築基準法第 2 条第 1 号に規定する建築物を建築する行為をいい、一般には建築物を新築、増築、改築または移転することをいう。

国立公園

国が指定し、その保護・管理を行う自然公園のことで、平成 26 年 3 月現在、全国に 31

箇所が指定されており、本市においては北部山間地域の一部分が秩父多摩甲斐国立公園に指定されている。

古 道

古い道路、旧道のこと。かつて使用されていたが、現在はあまり利用されていない道のこと。

工作物

人為的に地上や地中に造られた建造物のこと。建築物も広義の意味では工作物であるが、本計画では、建築物以外の建造物を工作物と呼んでいる。

コミュニティ

一般的に地域共同体、または地域共同社会のこと。まちづくりの分野では、主に住民相互の協力と連帯による地域のまちづくりを行う際に対象とする地域社会の意味などで使用される。

固 有

本来備わっていること、そのものだけにあること。

【さ行】

彩 度

色相、明度、彩度を色の三属性といい、色相は色合いの違い、明度は色の明るさの度合い、彩度は色の鮮やかさの度合いのことをいう。

サイン

元来、記号（合図）のことをいうが、まちづくりの分野では標識、案内板、解説板、看板などの総称として用いられる。

里 山

人里の近くにあり、薪炭の利用や林業の場として生活や産業に結びついて維持されてきた森林のこと。人の手が入ることで生物生息環境としても独自の生態系を維持してきたが、今日では生活様式の変化に伴い里山の荒廃が進んでいる。このため、各地でボランティア等による保全活動が盛んに行われている。

視点場

視点が位置する場所のこと。視点は景観を見る人の位置であり、視点場は視点である人間が位置する場所のことをいう。

遮へい

人目や光線などからさえぎること。景観の分野では、対象物の手前に塀や樹木などを配置することで、視線をさえぎり、見えなくする場合などに用いる。

修景

風景を修復すること。良好な景観を形成するために、現況の景観に対して建築物の外観を改善したり、樹木などで遮へいしたりして、景観の改良・改善を図ること。

醸成

ある状態・気運などを徐々に作り出すこと。

象徴

抽象的な思想・観念・事物などを、具体的な事物によって理解しやすい形で表すこと。また、その表現に用いられたもの。シンボル。

条例

地方公共団体がその管理する事務について、法律などの上位の規定の範囲内で、議会の議決によって制定する法令のこと。

シンポジウム

聴衆の前で、特定の問題について何人かが意見を述べ、参会者と質疑応答を行う形式の討論会のこと。

森林療法（セラピー）

森林や地形といった自然を利用し、医療、リハビリテーション、カウンセリング、森林浴、森林レクリエーションを通じた健康回復、維持、増進活動のこと。

森林法

森林の保護・培養と森林生産力の増進に関する基本的事項を規定する法律。

スカイライン

山や建築物などが空を画する輪郭線のこと。一般に遠景ないしはシルエットとして眺められる場合に用いられることが多い。

スポット

局地的な場所や地点のこと。

生物多様性

いろいろな生物が存在している様子。生態系、種、遺伝子など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。生物の多様性は、人類を含めた多くの生命にとって欠かすことの出来ない命の土台であるが、自然環境の悪化に伴い、これまでにない早さで失われつつ

ある。そのため、生物多様性の保全を図るため自然保護の取り組みが世界各地で進められている。

潜在化

表面に表れないで内部に隠れて存在していること。

雑木林

二次林のうち、薪炭材の供給源等として生活とともに人為管理してきた林のこと。スギやヒノキのような単一樹種が密生する人工林に対し、クヌギ、コナラ、エノキなどを中心に、土地本来の多様な樹木から構成されるため雑木林と呼ばれる。燃料としての薪炭を使わなくなってからは、全国的に雑木林は人手が入らなくなり、荒廃しているところが多い。

【た行】**体験農園**

農地所有者等が自ら経営する農業の一環として、都市住民等に連続した農作業体験を行ってもらおうという消費者参加型の農園のこと。

地区計画

都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、建築物の建築形態、公共施設の配置などからみて、それぞれの区域の特性にふさわしい良好な環境の街区を一体として整備・保全するために定められる計画。地区計画では、地区施設の規模・配置、建築物などに関する制限などを定めることができる。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、地元でとれた生産物をその地域で消費すること。食糧に対する安全志向の高まりを背景に消費者と生産者の相互理解を深めることや、農業など関連産業の活性化の取り組みとしても期待されている。

眺望

遠くを見渡すこと。または見渡した眺め、見晴らしのこと。

鎮守の森

日本において、神社に付随して参道や拝所を囲むように設定・維持されている森林のこと。かつては神社を囲むようにして、必ず存在した森林のことで杜の字をあてることも多い。

ツーリズム

観光事業、旅行業、または観光旅行のこと。

道祖神

峠や辻・村境などの道端にあって悪霊や疫病などを防ぐ神のこと。路傍の神の典型であり、総称でもある。近世以降は、作神、縁結び、夫婦和合などの神ともされ、丸石、陰陽石、男女2体の石造などを神体としている。

【な行】

なまこ壁

塗り壁の仕上げの一種で、平らな瓦を壁に張りつけ、目地の部分は漆喰を盛り上げた形に塗ったもの。雨や風などに強く、土蔵の腰壁などに多く用いられている。

ニーズ

必要とされること。要求、需要のこと。

ネットワーク

網細工、網の目のような組織のことを意味する言葉であるが、まちづくりの分野では市内各地に分散する拠点などを、単独では持ち得ない複合的な魅力を出させるための相互の連携を意味する。

ノウハウ

ある専門的な技術やその蓄積、方法、こつのこと。

法 面（のりめん）

切土や盛土によって造成された人工的な斜面のこと。

【は行】

バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石燃料を除いたもの」をいう。

パノラマ

見渡す限りの広々とした風景、全体を一望できる風景のこと。全景。

パブリックコメント

意見公募手続き、意見提出制度のこと。行政など公的な機関が、規制、規則などの制定・改廃、計画の策定などにあたり、原案を事前に公表して住民などから広く意見や情報提供を求め、意思決定に反映させる制度。（英語：

public comment）

バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去することという。建物内の段差の解消など物理的な障壁の除去だけでなく、障害者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という、より広義の意味も含む。

表 象

象徴、シンボル、または象徴的に表すこと。直観的に心に思い浮かべられる像のこと。

フットパス

英語のフットパス（footpath）のことで、日本語では「散歩道」となる。森林や田園地帯、古いまちなみといった、風景を楽しみながら散歩できる小道のことをいう。そうした小道を散歩することをフットパスウォークという。

付加価値

生産過程で新たに付け加えられる価値のこと。何らかのモノを使って、新しいモノを生み出すと元々のモノより高価値なモノとなり、このように「価値が付加される」という意味合いで「付加価値」と呼ばれる。一般的に使われる場合、通常とは違う、独自の価値やサービスが付随するケースに用いることが多い。

普 遍

全体に広く行き渡ること。例外なくすべてのものにあてはまること、共通すること。

不法投棄

法律や規則に違反し、山や河川等に産業廃棄物やごみ等を捨てること。

プラント

大型の生産設備や機械のこと。

プロジェクト

あるテーマに沿った企画、計画、事業、研究開発など一連の業務のこと。

文化的景観（制度）

文化的景観とは、文化財保護法で「地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」と定められている景観のこと。「景観法」の制定と併せ「文化財保護法」の一部改

正により、これまで文化財として保護の対象外であった水田や里山など人と自然との関わりの中で創り上げられた景観（＝文化的景観）も保護の対象として位置づけられた。

壁面線

街区内の建築物の位置を整え、まちなみをそろえて環境の向上を図るため、法的に指定される線（壁面の位置）のこと。景観の観点からは、主に道路側の壁面をそろえるなどの目的で壁面線を設定することが多い。

ポケットパーク

歩行者が休憩し、または近隣住民が交流するための空間で、道路もしくは道路沿いに設けられた小さい広場のこと。「ベストポケットパーク」の略で、ベスト（チョッキ）のポケット程度の公園という意味。（英語：pocket park）

ボランティア

自発的な意志によって奉仕活動を行う人。

【ま行】

マスタープラン

基本的な方針として位置づけられる計画、または全体の基本となる計画のこと。

マナー

態度、礼儀、礼儀作法のこと。

マニュアル

手引書、取扱説明書のこと。

【や行】

有機的

有機体のように、多くの部分が緊密な連関をもちながら全体を形づくっているさま。

ユニバーサルデザイン

全ての人のためのデザインという意味。年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

擁壁

造成工事などで出現した崖や盛土を保持するために築造する壁状の構造物。

【ら行】

ランドマーク

地域の目印や象徴的な建造物、自然物のこと。

建造物としては記念碑や塔、建築物などがあり、自然物としては、山や特異な地形、奇岩などがある。

ライフライン

元来は、「命綱」の意味（英語：life line）。エネルギー供給施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、生活や暮らしを支えるため地域にはりめぐらされている基盤施設のこと。

レクリエーション

精神的、肉体的な疲労回復や日常生活に潤いを求めて行う余暇活動のこと。休養、娯楽という意味もある。

ロードサイド

通りに面した一帯のこと。ロードサイド型店舗とは、幹線道路等の交通量の多い道路の沿道に立地し、主に自家用車でのアクセスにより集客する店舗のこと。特に都市郊外の主要幹線道路沿いに立地するものが多い。

【わ行】

ワークショップ

作業場・研修会などの意味を持つ言葉であるが、まちづくりの分野では、地域にかかわる諸問題に対応するために、様々な立場の参加者が、経験交流や合意形成の手法など多様な協働作業を通じて、地域の課題発見、創造的な解決策や計画案の考察、それらの評価などを行っていく活動のことをいう。

甲斐市景観計画

平成 27 年 2 月

発 行：甲斐市

編 集：建設産業部 都市計画課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL 055-278-1669 FAX 055-276-7214

URL <http://www.city.kai.yamanashi.jp>



LANDSCAPE PLANNING OF KAI CITY

甲斐市景観計画

